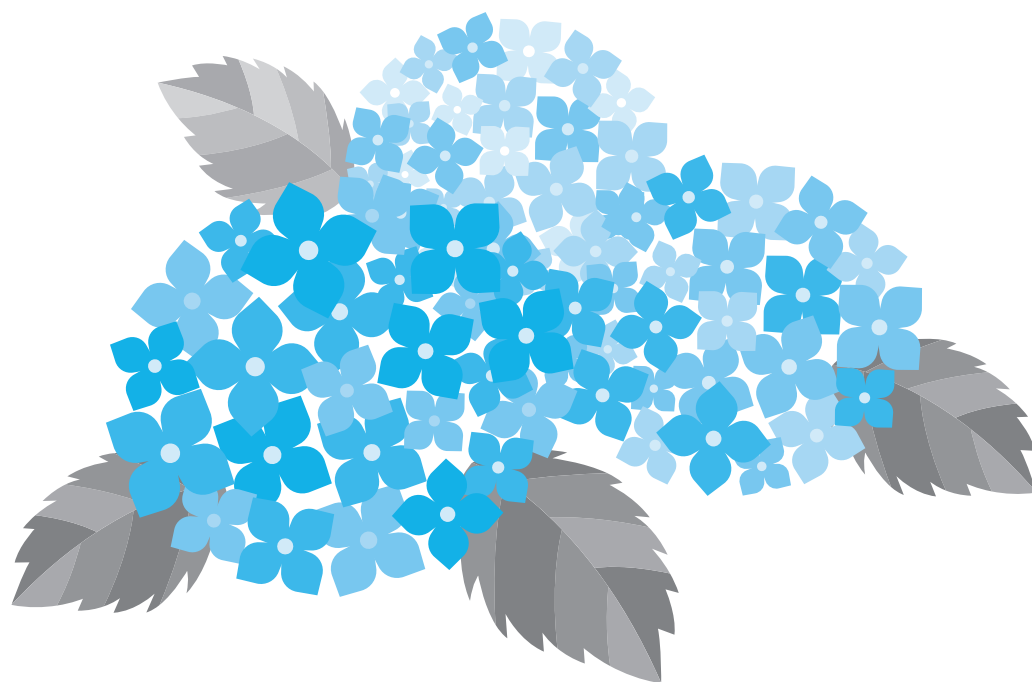


ふみ みやこ 「文の京」 ハートフルプラン

文京区地域福祉保健計画

高齢者・介護保険事業計画

令和3年度～令和5年度



文京区



「文の京」ハートフルプラン
文京区地域福祉保健計画

高齢者・介護保険事業計画

令和3年度～令和5年度



文京区



目次

第1章 策定の考え方	1
1 計画の目的.....	3
2 計画の性格・位置づけ.....	4
3 計画策定の検討体制.....	5
4 計画の期間.....	6
5 計画の推進に向けて.....	7
第2章 地域福祉保健計画の基本理念・基本目標等	11
1 基本理念.....	13
2 基本目標.....	14
3 新たな感染症への対策を踏まえた今後の地域福祉保健活動のために.....	15
第3章 高齢者を取り巻く現状と課題	17
1 文京区の地域特性.....	19
2 高齢者等実態調査から見た高齢者を取り巻く現状と課題.....	33
第4章 主要項目及びその方向性	63
1 地域でともに支え合うしくみの充実.....	65
2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組.....	65
3 健康で豊かな暮らしの実現.....	66
4 いざという時のための体制づくり.....	66
第5章 計画の体系と計画事業	67
1 計画の体系.....	69
2 計画事業.....	74
[資料] 計画の体系と計画事業の全体図	102

第6章 地域包括ケアシステムの推進	105
1 地域包括ケアシステムの実現に向けた取組	107
[資料] 文京区が描く「地域包括ケアシステム」のイメージ図	116
第7章 地域支援事業の推進	119
1 地域支援事業の概要	121
2 介護予防・日常生活支援総合事業	122
3 包括的支援事業	129
4 任意事業	131
第8章 介護保険事業の現状と今後の見込み	135
1 第1号被保険者数の実績と推計	137
2 要介護・要支援認定者数の実績と推計	138
3 第7期計画(平成30～令和2年度)と実績	140
4 第8期計画(令和3～5年度)の介護サービス利用見込み	148
5 介護基盤整備について	162
6 第1号被保険者の保険料の算出	164
第9章 介護保険制度の運営	175
1 高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組	177
2 介護給付の適正化	179
3 PDCAサイクルの推進による保険者機能強化	184
4 介護人材の確保・定着等	185
5 利用者の負担割合等の制度	187
資料編	
1 計画策定の検討体制・経緯	193
2 第8期介護保険制度の主な改正のポイント	210
3 日常生活圏域一覧	211
4 高齢者・介護保険関係施設等一覧	212
文京区高齢者・介護保険関係施設マップ	216

1

第1章

策定の考え方

2

3

4

5

6

7

8

9

資料編

1 計画の目的

わが国では、平均寿命の伸びと少子化の影響により、世界に類を見ない早さで超高齢社会が進行しています。

国によれば、令和2年(2020年)9月15日現在の推計で総人口は前年と比べて約29万人減少している一方、65歳以上(高齢者)の人口は、約30万人増加し、総人口に占める割合は28.7%と前年に比べて0.3ポイント増加し、過去最高となっています。

また、75歳以上の後期高齢者の人口は前年と比べて24万人増(0.3ポイント上昇)、80歳以上の人口は36万人増(0.3ポイント上昇)となっています。

今後、後期高齢者は、いわゆる団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年(2025年)まで急速に増加し、また高齢者人口は、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年(2040年)にピークを迎えると見込まれています。

本区も、令和2年(2020年)1月1日現在、区民の約5人に1人が高齢者となり、国の割合よりも低いものの、今後、高齢化率は増加傾向となることが見込まれ、また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯も増加傾向にあります。

このように高齢者の増加が急速に進む中、生産年齢人口の減少の影響等により、医療サービスや介護サービスなどの社会保障制度の持続可能性の維持が求められています。

さらに、家族の介護等を理由とする介護離職、増加が見込まれる認知症高齢者の対応、介護と育児に同時に直面するダブルケア、18歳未満の子どもがケアの責任を引き受け家族のケアなどを行うヤングケアラーなどが課題となっています。

一方で、新型コロナウイルス感染症等、新たな感染症の出現、拡大は、地域の介護サービス基盤に大きな影響を与えることが懸念されており、対応が課題となっています。

こうした状況に対応するため、平成27年(2015年)4月施行された国の「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」では、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能とする、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制(以下「地域包括ケアシステム」という。)の構築が目的として掲げられました。

令和2年(2020年)6月に、すべての人々が地域、暮らし、いきがいをともに創り、高め合うことができる社会の実現のため、包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点で「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、「認知症に関する施策の総合的な推進」などが盛り込まれる等、介護保険法の一部が改正されました。

本区では、これらを踏まえ、令和7年(2025年)及び令和22年(2040年)を見据えた中・長期的視点に立ち、これまで進めてきた地域包括ケアシステム構築の取組をさらに推進するとともに、高齢者を取り巻く諸課題に引き続き対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らし続けられる地域づくりを実現するため、高齢者・介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)を策定します。

2

計画の性格・位置づけ

すべての高齢者を対象とする計画として、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとした「高齢者・介護保険事業計画」を策定します。

なお、「介護保険事業計画」は、「地域包括ケア計画」としての性格を併せ持っており、計画期間における地域包括ケアシステムの推進に向けた取組を示しています。

また、当該計画は、本区の地域福祉保健施策を推進するための基本となる「文京区地域福祉保健計画」における分野別計画の一つに位置づけられます。

老人福祉法より抜粋

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

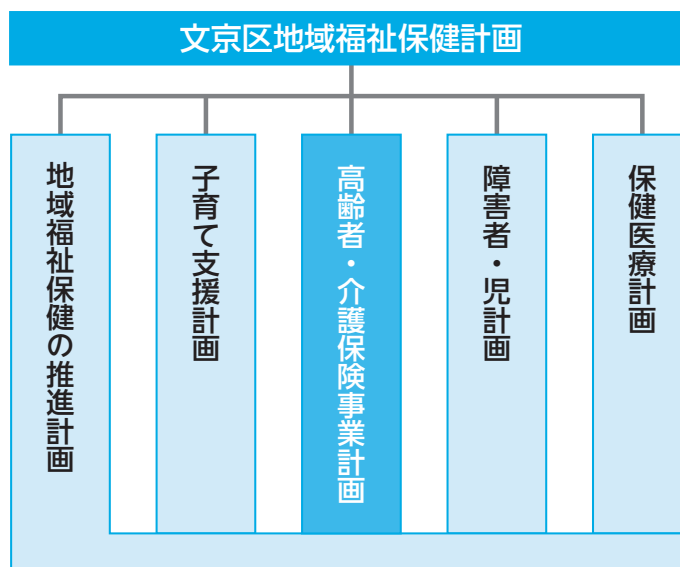
7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

介護保険法より抜粋

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

【図表】 1-1 文京区地域福祉保健計画の構成



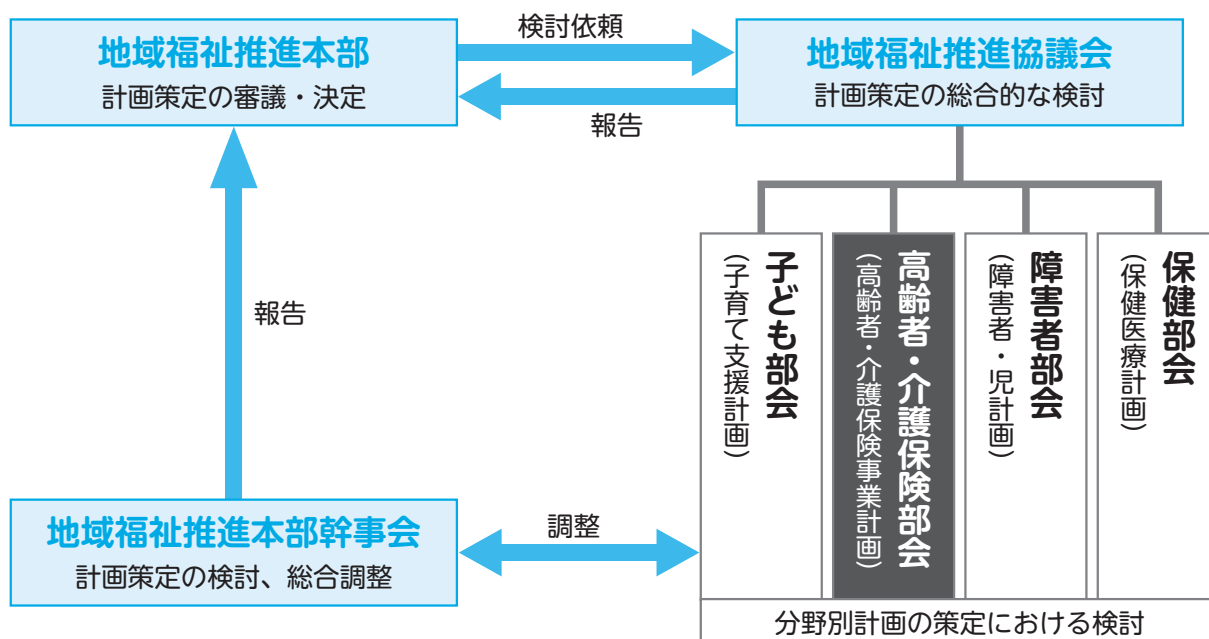
3 計画策定の検討体制

- 高齢者・介護保険事業計画を含む地域福祉保健計画の策定に当たっては、検討組織として文京区地域福祉推進協議会を設置し、内容の検討を行いました。文京区地域福祉推進本部は、協議会の検討結果について報告を受けた上で、計画策定の決定を行いました。
- 地域福祉推進協議会の下に設置した分野別検討部会の一つである高齢者・介護保険部会（文京区地域包括ケア推進委員会※）において、高齢者・介護保険事業計画の策定段階から協議し、検討を行いました。

※文京区地域包括ケア推進委員会は、地域福祉推進分野の学識経験者、地域医療関係団体の代表者、介護支援専門員及び介護（予防）サービス事業者の代表者、地域の高齢者に関する団体等の代表者並びに公募区民で構成されています。

- 高齢者・介護保険部会での検討内容については、地域福祉推進協議会に報告し、そこで総合的に協議・検討を行いました。
- 計画の検討経過を、区報・ホームページ等により区民周知を行うとともに、説明会の開催、パブリックコメント等により広範な区民意見を聴取しながら、計画の策定を行いました。

【図表】 1-2 文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画)の検討体制



4

計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とし、令和5年度に見直しを行います。

【図表】 1 - 3 計画期間

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
文京区基本構想	「文の京」総合戦略 (令和2年度～令和5年度)			
文京区基本構想 実施計画				
前期計画	文京区地域福祉保健計画 高齢者・介護保険事業計画 (第8期介護保険事業計画)			

5 計画の推進に向けて

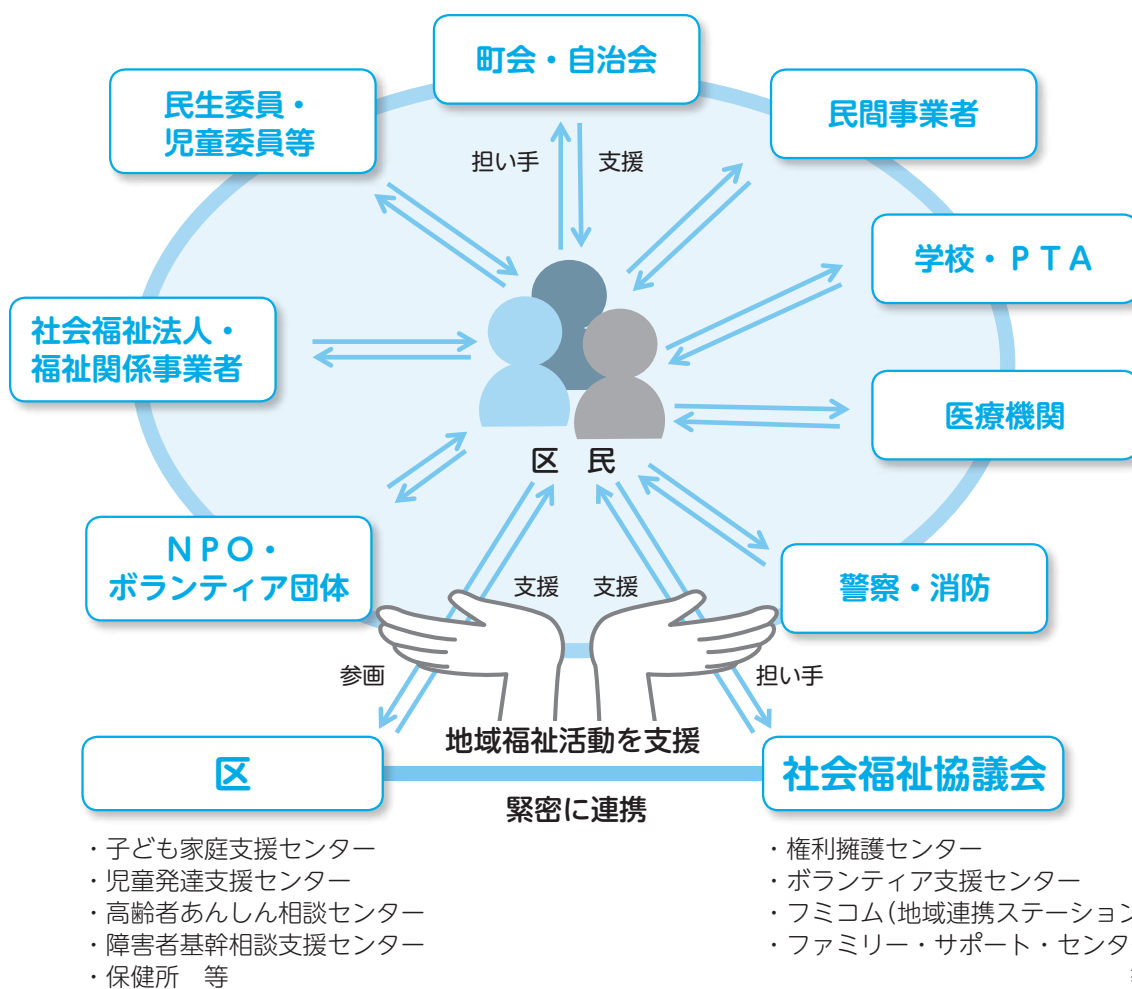
1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動のすそ野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される人たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を図ることを通して、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。

【図表】 1-4 主体間の連携を強化し地域ぐるみの支え合いを推進



社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体で、文京区社会福祉協議会は、昭和27年(1952年)に設立されました。

社会福祉協議会では、現在、地域福祉を推進するため、次のような事業を展開しています。

- 1 地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進
- 2 生活支援コーディネーターの配置による地域の支え合い体制づくりの推進
- 3 地域団体による地域子育て支援拠点事業
- 4 ボランティア・市民活動の相談・支援(文京ボランティア支援センター)
- 5 NPO等によるつながりを創出した地域課題への解決支援(地域連携ステーション)
- 6 地域の皆さんの交流の場づくり(ふれあいいきいきサロン)
- 7 ボランティアによるひとり暮らし等の高齢者へのみまもり訪問
- 8 高齢者等への日常生活支援(いきいきサービス)
- 9 子育ての相互援助事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- 10 子どもたちに対する食事提供の支援を含めた居場所づくりへの支援
- 11 相談支援包括化推進員の配置による重層的な支援体制づくりの推進
- 12 福祉サービス利用援助事業
- 13 成年後見制度利用支援
- 14 災害ボランティア体制の整備

また、社会福祉協議会では「文京区地域福祉活動計画」を策定しています。

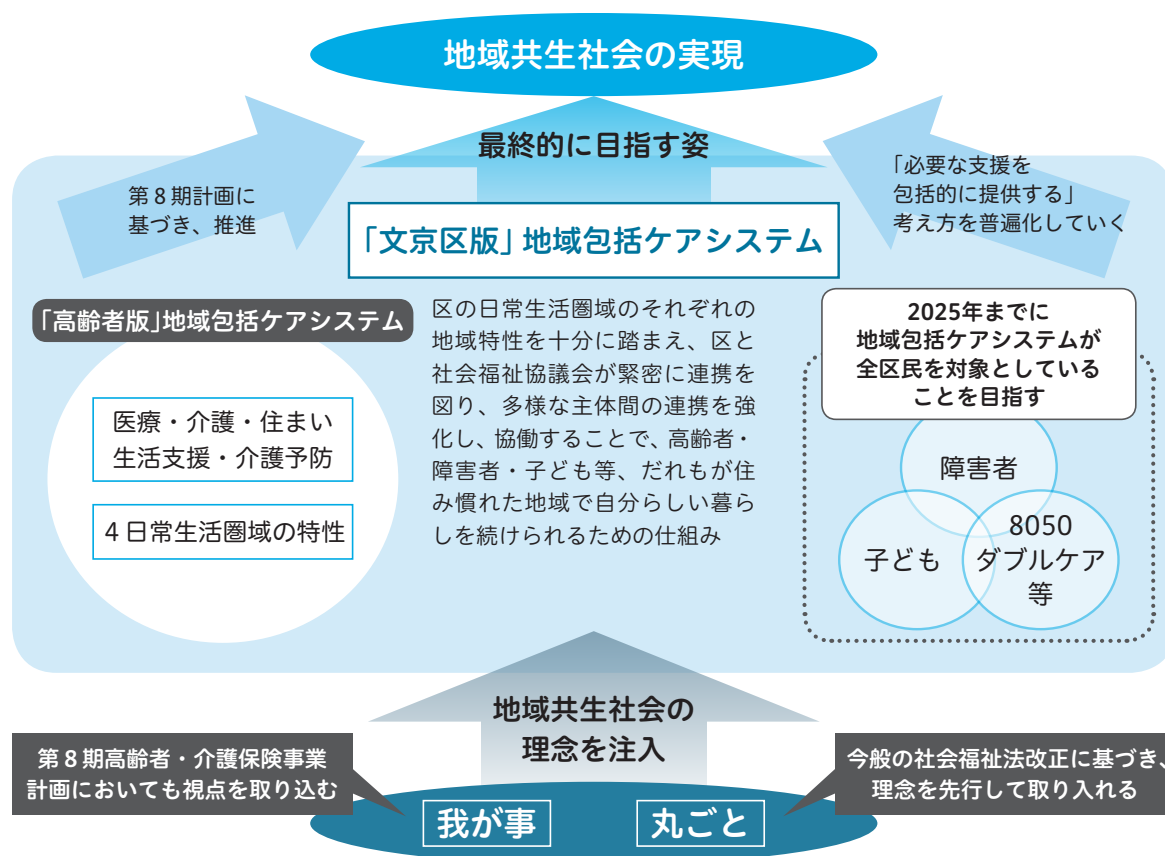
地域住民をはじめ、地域福祉関係者・関係団体、社会福祉協議会など、様々な活動主体が協働して、本計画とも連携を図りながら、計画を推進しています。そして、地域の皆さんが主体的に取り組み、支え合えるまちづくりを地域の皆さんをはじめ、区、民生委員・児童委員、地域福祉関係者等と一緒に進めています。

2) 「文京区版」地域包括ケアシステムの構築・地域共生社会の実現に向けて

区ではこれまで、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。

今後は第8期高齢者・介護保険事業計画に基づき、「高齢者版」地域包括ケアシステムを推進していくとともに、「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を障害者や子ども等への支援にも普遍化することを目指します。また、高齢の親と無職独身の50代の子が同居している世帯(いわゆる「8050」)、介護と育児に同時に直面する世帯(いわゆる「ダブルケア」)、ヤングケアラー¹など、課題が複合化していて、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講じることが難しいケースにも対応できる体制の整備を進め、地域特性を踏まえた「文京区版」地域包括ケアシステムの構築を目指します。

これらの取組について不断の努力をもって進めていき、最終的には、だれもが地域・暮らし・生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」²の実現を目指します。



- 1 **ヤングケアラー** 家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。
- 2 **地域共生社会** 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

3) 計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者等で構成する「文京区地域福祉推進協議会」及び「文京区地域包括ケア推進委員会(高齢者・介護保険部会)」において、進行管理を行っていきます。

第2章

地域福祉保健計画の 基本理念・基本目標等

本計画は、地域福祉保健計画の総論で掲げる次の基本理念及び基本目標等に基づき、高齢者及び介護保険事業に係る施策の取組を推進していきます。

1 基本理念

人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーション¹やソーシャルインクルージョン²の理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ³を推進する地域社会の実現を目指します。

健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

男女平等参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

- 1 ノーマライゼーション(normalization)** 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、だれもが地域で普通(ノーマル)の生活を送ることを当然とし、ともに支え合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。
- 2 ソーシャルインクルージョン(social inclusion)** すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念をいう。
- 3 ダイバーシティ(diversity&inclusion)** 性別(性自認及び性的指向を含む。)、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、だれもが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

- **だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。**
- **だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。**
- **だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。**

3

新たな感染症への対策を踏まえた 今後の地域福祉保健活動のために

令和元年12月に発生した新型コロナウイルス感染症は、短期間で全世界にまん延し、日本においても経済社会のあり方と人々の行動に様々な変容を迫るものとなりました。特に感染リスクを避けるために外出を自粛したり、人と人との接触を控えることが求められることで、従来のような区民間の交流や社会参加の機会、また、日常の地域での見守りといった地域福祉が担う区民の協働による様々な活動も難しい状況となっています。このような健康危機の発生により、公衆衛生行政及び活動の重要性が再認識されるとともに、「新しい日常」のもと、人々の生活を営む上で必要不可欠である「人と人のかかわり」を絶やさないための地域福祉保健活動の基盤整備、体制強化が必要です。

こうした背景を踏まえ、文京区では、区民の社会的孤立を防ぎ、セーフティネットを確保するため、感染リスクや感染に対する不安を軽減するための対策を図り、地域における相談支援や見守り体制を強化していきます。加えて、福祉サービス基盤を維持するための事業者や支援の担い手に対するサポートを行い、ともに支えあう地域社会づくりに取り組みます。

新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症と共存した社会を目指すに当たり、多様化・複雑化する福祉保健ニーズに対応するため、公衆衛生看護活動を行う専門職である保健師が活躍できる幅を広げていきます。感染症対策等の保健衛生分野から高齢者福祉、介護保険、障害者福祉、子育て支援等の福祉分野に至るまで、あらゆる年代や健康課題を持つ区民を対象に専門性を活用した支援方法を検討しつつ、よりきめ細やか、かつ組織的な働きかけを行っていきます。保健師活動が求められる分野の拡大を踏まえて、保健師を各部門に適正に配置することで、分野横断的・包括的に取り組むことのできる多職種協働の体制整備を検討していきます。

そして、「文京区版」地域包括ケアシステムを推進していくに当たり、保健、医療、福祉、介護等の各分野及び関係機関、区民等と連携し、区民のいのちと暮らしを守ります。

1

2

3

4

5

6

7

8

9

資料編

第3章

高齢者を取り巻く 現状と課題

1) 地域環境

① 地理

本区は、東京23区のほぼ中心に位置しており、5つの台地と5つの低地により成り立っています。この台地と低地の間には、最大で25m前後の高低差があり、名が付いた坂が100を超えるなど、起伏に富んだ地形となっています。

また、面積は約11.29km²、南北約4.1km、東西約6.1km、周囲は約21kmあり、東京23区中20番目に大きい広さとなっています。

② 地価水準

本区の令和2年における住宅地の平均公示地価は、東京23区中第5位であり、全国的に見ても高い地価水準となっています。

③ 住宅

本区の住宅の状況は、幹線道路の沿道を中心に、中高層共同住宅(3階以上の共同住宅)の増加傾向が続いています。住宅総戸数に対する中高層共同住宅が占める割合は、平成20年は68.9%でしたが、30年には74.9%となっています。

④ 教育機関

本区では、19の大学をはじめ、数多くの教育機関が区内各所に所在し、「文教の府」として知られるなど、教育環境に恵まれています。

⑤ 医療機関

本区には、高度な医療を提供する急性期病院から、かかりつけ医・歯科医等の地域に根差した医療を提供する診療所や薬局まで、多様な規模・機能を持つ医療機関が所在しています。

⑥ 交通

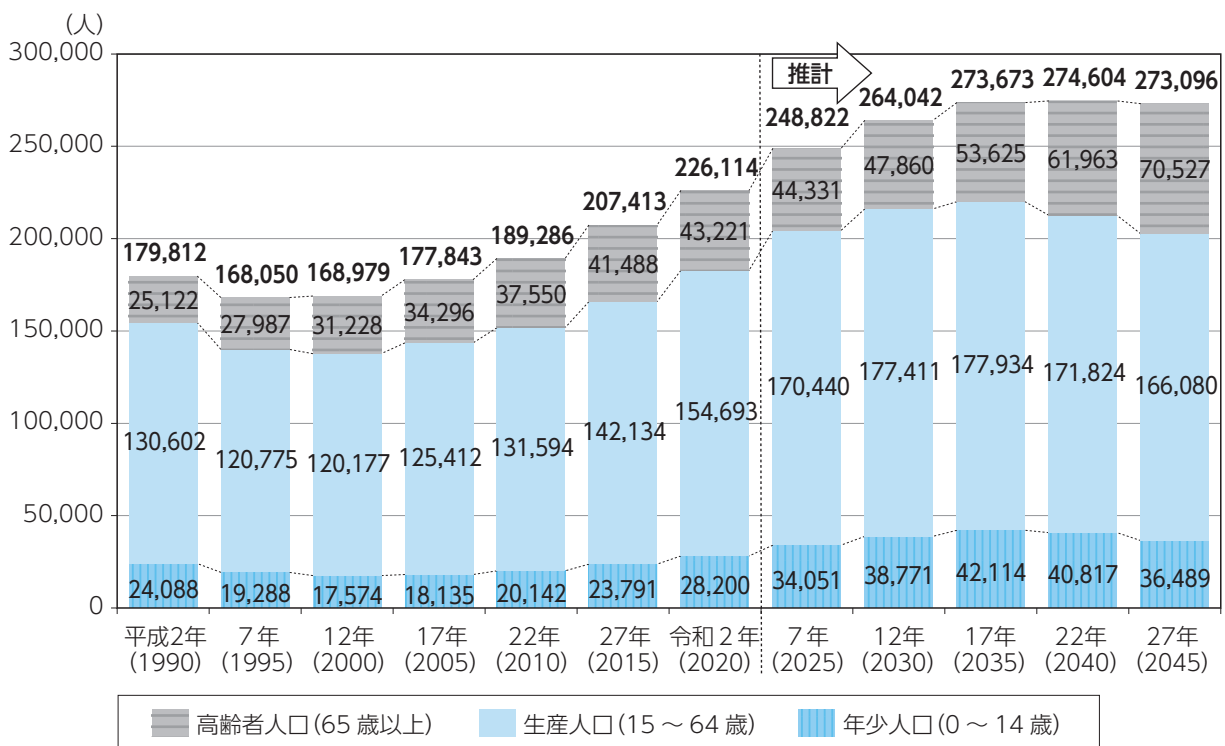
本区には、近くにJR駅があり、地下鉄6路線が乗り入れ、21駅が設置されています。さらに、都営バスが15系統、コミュニティバス「B-ぐる」が2路線(千駄木・駒込ルート/目白台・小日向ルート)運行しており、第3路線の運行を予定しています。

2) 人口の状況

① 人口の推移等

- 本区の人口は、令和2年(2020年)1月1日現在で226,114人となっています。現状は増加傾向にありますが、令和22年(2040年)以降、減少に転じると推計しています。
- 高齢者人口(65歳以上)は、年々増加しており、令和2年1月1日現在で43,221人となっています。この傾向は、今後も続くと推計しています。
- 生産年齢人口(15～64歳)及び年少人口(0～14歳)は、令和17年(2035年)以降、減少傾向になると推計しています。

【図表】 3-1 人口の推移と推計



※グラフ上の数値は総人口。なお、平成22年までは外国人を含まない。

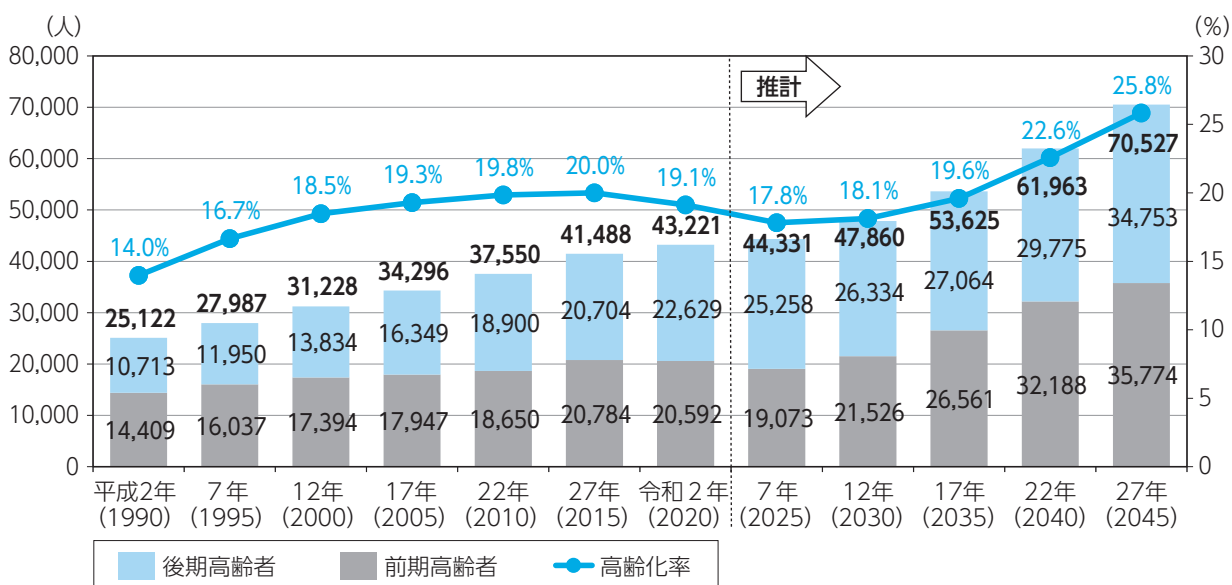
資料：【平成2～令和2年】住民基本台帳(1月1日現在)

【令和7年以後】「文の京」総合戦略(令和2年3月)の推計方法に基づき算出

2 高齢者人口の推移

- 本区の令和2年(2020年)1月1日現在における高齢化率は19.1%となっており、区民の約5人に1人が高齢者となっています。
- 高齢化率は平成27年(2015年)から令和7年にかけて減少しますが、その後上昇傾向に転じ、令和27年には25.8%、区民の約4人に1人が高齢者となると推計しています。
- 高齢者人口に占める後期高齢者(75歳以上)の割合は、令和7年(2025年)まで増え続けると推計しています。令和7年(2025年)における高齢者人口に占める前期高齢者(65歳から74歳まで)の割合と比べると、両者の差は14.0ポイントに広がると推計しています。

【図表】 3-2 高齢者人口の推移と推計

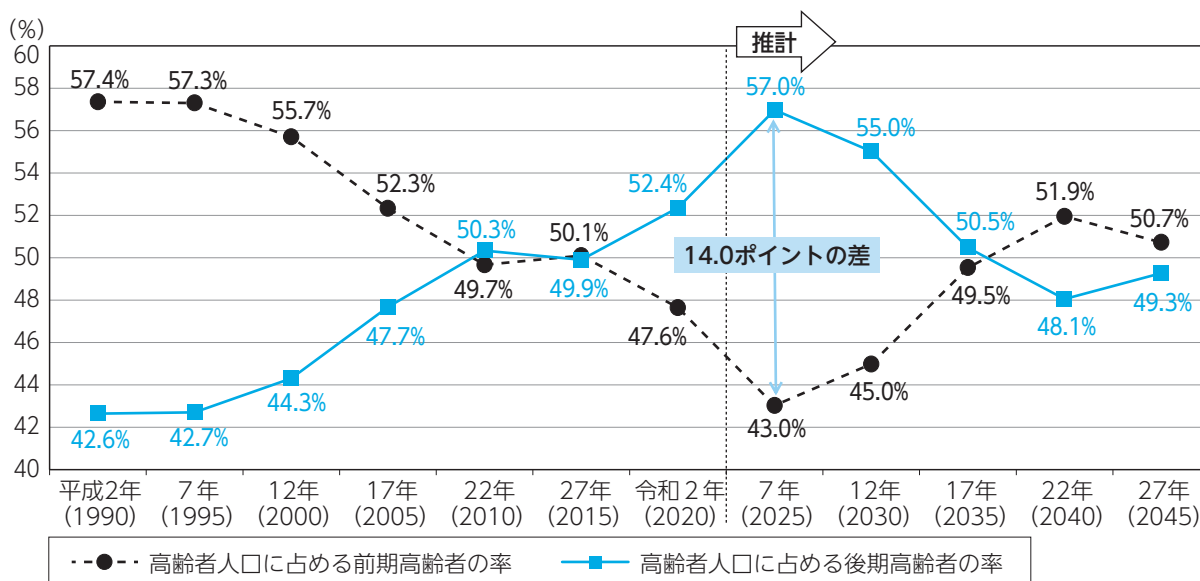


※グラフ上の数値は高齢者の人口。なお、平成22年までは外国人を含まない。

資料：【平成2～令和2年】 住民基本台帳(1月1日現在)

【令和7年以後】【図表】 3-1と同じ。

【図表】 3-3 高齢者人口に占める前期・後期高齢者の割合の推移と推計

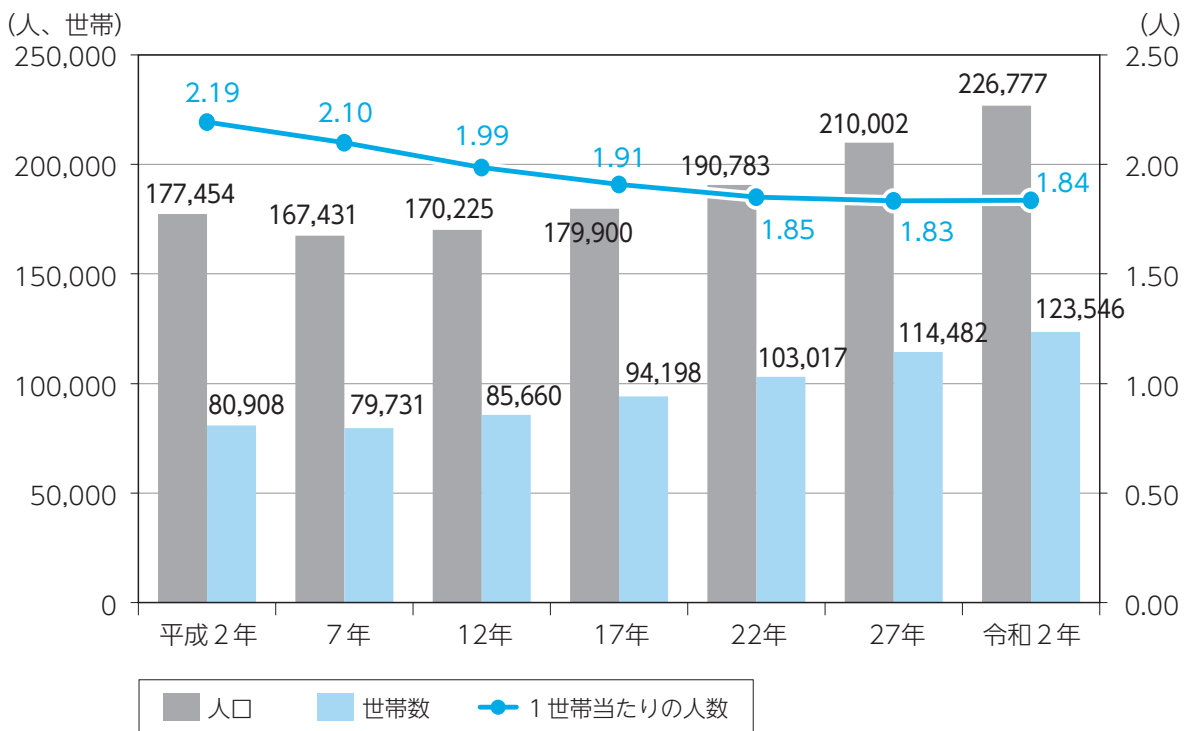


3) 世帯の状況

① 世帯の推移

- 世帯数は、平成2年は80,908世帯でしたが、令和2年には123,546世帯に増加しています。
- 1世帯当たりの人数は、平成2年は2.19人でしたが、令和2年には1.84人となっており、近年は横ばい傾向にあります。

【図表】 3-4 人口、世帯数と1世帯当たりの人数の推移



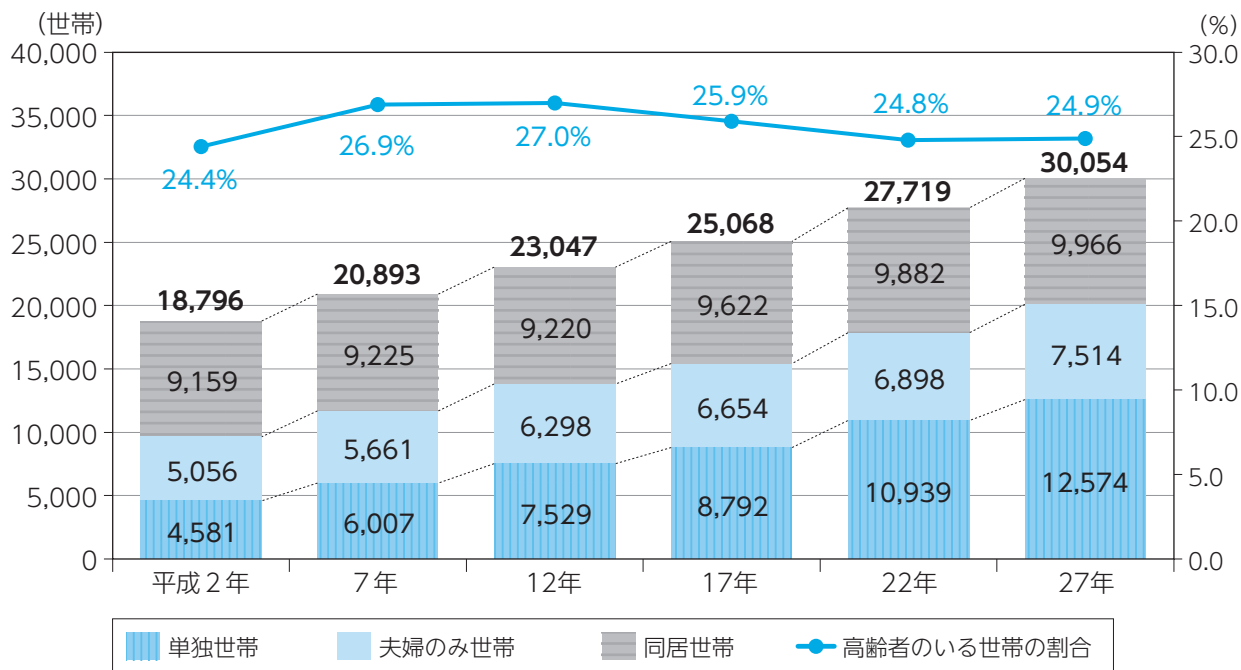
※平成22年までは外国人を含まない。

資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)

② 高齢者のいる世帯の推移

- 高齢者のいる世帯数は、年々増加傾向にあり、平成27年には3万世帯を超えましたが、全世帯に対する割合は、およそ4世帯に1世帯の割合で推移しています。
- 高齢者単独世帯は、年々増加しており、平成27年には、高齢者のいる世帯の41.8%を占めています。一方、同居世帯の割合は、年々減少傾向にあります。

【図表】 3-5 高齢者のいる世帯の推移



※ 「単独世帯」は、65歳以上の1人世帯、「夫婦のみ世帯」は、夫が65歳以上の夫婦世帯

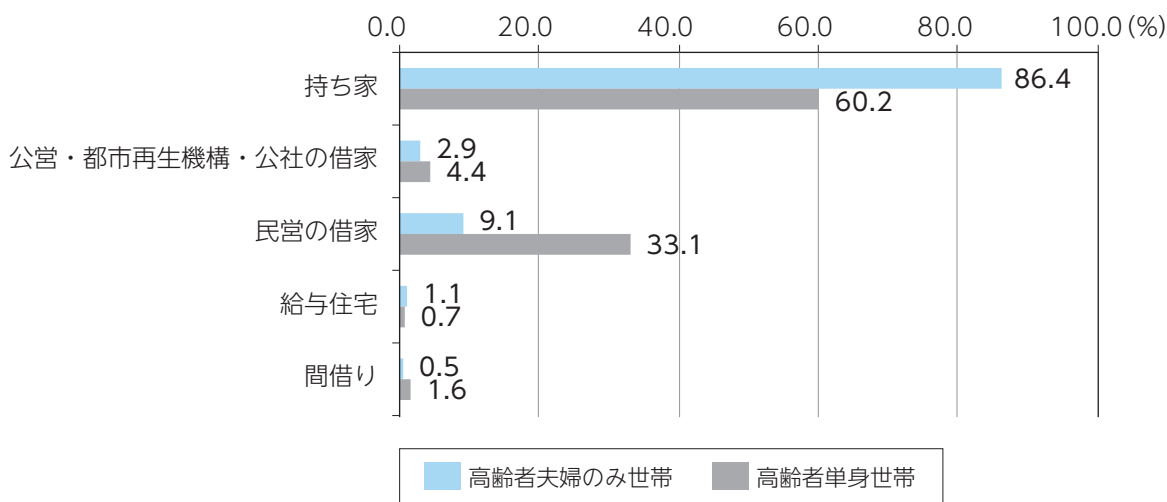
「同居世帯」は、高齢者のいる世帯から単独世帯及び夫婦のみ世帯を除いたもの

資料：国勢調査(平成27年)

4) 高齢者の住まいの状況

- 高齢者世帯の住宅の所有の状況を見ると、高齢者夫婦のみ世帯では86.4%、高齢者単身世帯では60.2%が持ち家に居住しています。

【図表】 3-6 高齢夫婦のみ世帯、高齢者単身世帯の住まい



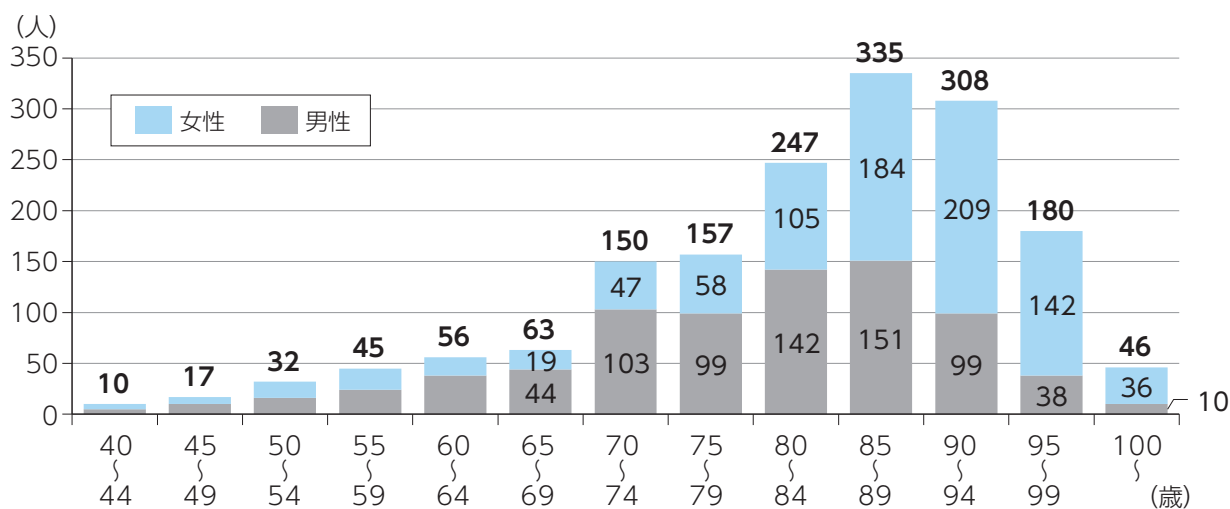
資料：国勢調査(平成27年)

5) 死亡状況及び健康寿命

① 年齢別死亡数

- 年齢別の死亡者数を見ると、死亡年齢のピークは男性が85～89歳、女性が90～94歳となっています。

【図表】 3-7 5歳階級別の死亡の状況(令和元年度統計)



資料：ぶんきょうの保健衛生(令和2年版)

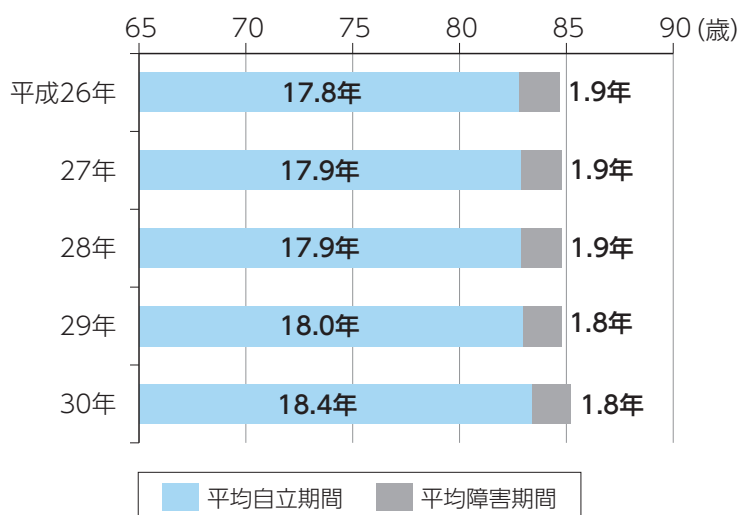
② 65歳健康寿命

- 65歳以上における男性と女性の平均自立期間を比較すると、男性は約18年、女性は約21年となっており、約3年の差があります。
- 寝たきり等の平均障害期間を比較すると、男性は約2年、女性は約4年となっており、約2年の差があります。
- 男性は、女性と比較して平均自立期間及び平均障害期間ともに短い傾向があります。

【図表】 3-8 男女別健康寿命と自立期間

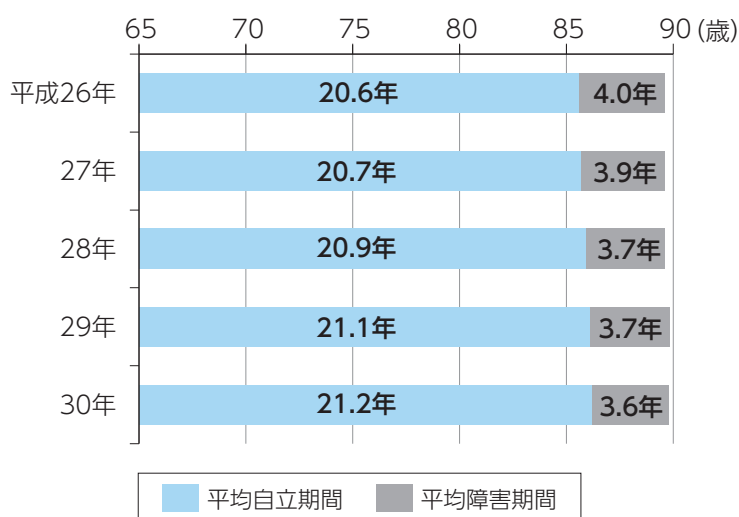
男性

年次	65歳健康寿命
平成26年	82.8歳
平成27年	82.9歳
平成28年	82.9歳
平成29年	83.0歳
平成30年	83.4歳



女性

年次	65歳健康寿命
平成26年	85.6歳
平成27年	85.7歳
平成28年	85.9歳
平成29年	86.1歳
平成30年	86.2歳



※65歳健康寿命(歳) = 65歳 + 65歳平均自立期間(年)

※グラフは65歳の方が要介護認定(要介護2)を受けるまでの状態を「健康」と考え、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表したもの。

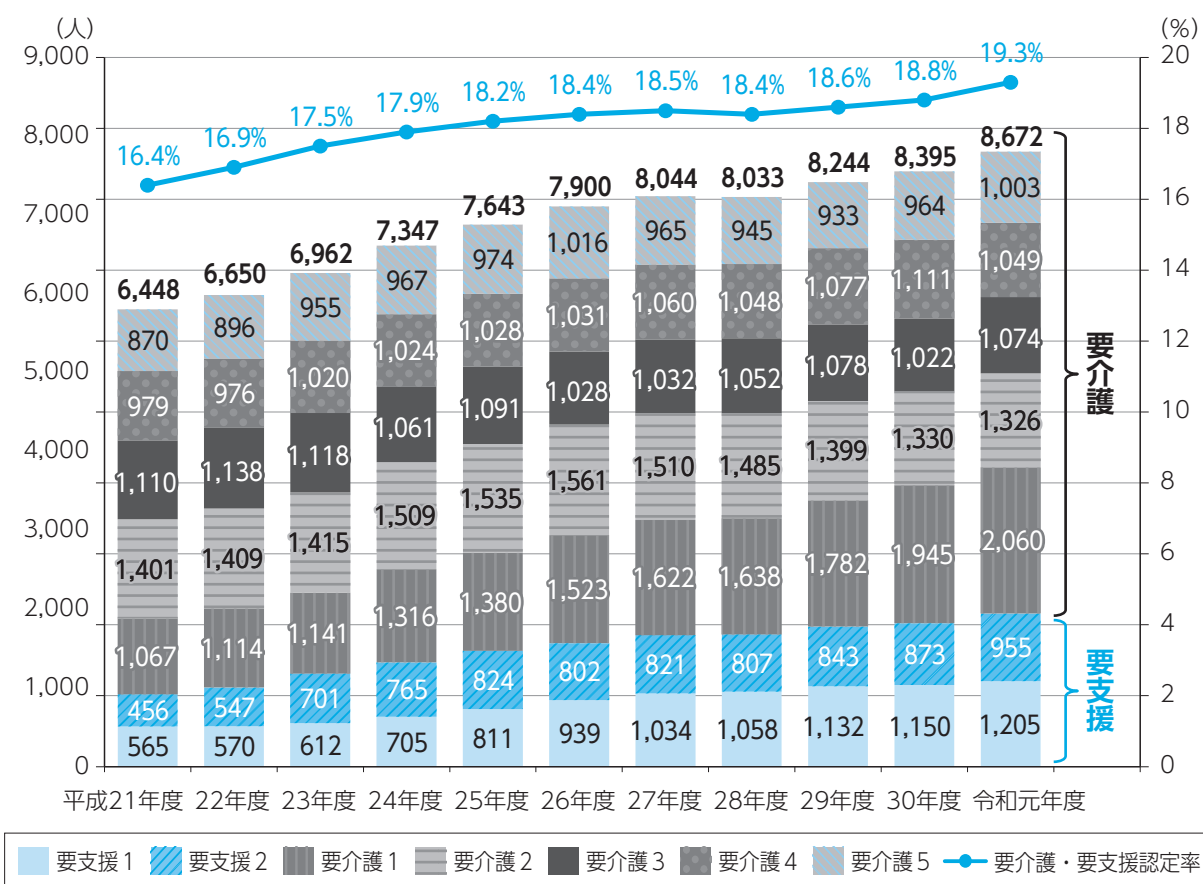
資料：ぶんきょうの保健衛生(令和2年版)

6) 要介護・要支援認定者の状況

① 介護度別要介護・要支援者認定数の推移

- 令和元年度の要介護・要支援認定者数は、8,672人となっています。平成21年度と比較すると、2,224人、約34.5%の増となっています。
- 要介護・要支援認定率は、おおむね上昇しており、令和元年度は19.3%となっています。平成21年度と比較すると、2.9%の増となっています。

【図表】 3-9 要介護・要支援認定者数の推移



※棒グラフ上の数値は、要介護・要支援認定者数の合計値。

各年度末現在の実績値であり、要介護・要支援認定者数は第1号被保険者と第2号被保険者の合計値。

ただし、要介護・要支援認定率は第1号被保険者のみの算出

資料：文京の介護保険(令和2年版)

【図表】 3-10 要介護認定率の推移

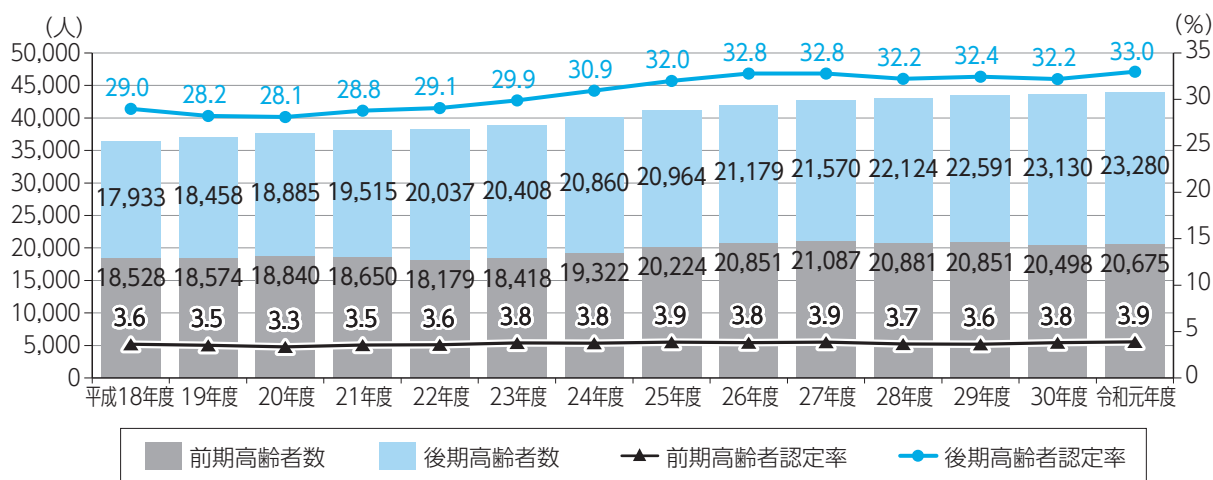
	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
文京区	16.4%	16.9%	17.5%	17.9%	18.2%	18.4%	18.5%	18.4%	18.6%	18.8%	19.3%
都	15.8%	16.5%	17.0%	17.7%	17.7%	18.0%	18.1%	18.3%	18.7%	19.1%	19.4%
国	16.2%	16.9%	17.3%	17.6%	17.8%	17.9%	18.0%	18.0%	18.0%	18.7%	18.5%

資料：文京の介護保険(令和2年版)、介護保険事業状況報告月報、東京都福祉保健局月報(各年3月末現在)

② 前期・後期高齢者（第1号被保険者）と要介護・要支援認定率の推移

- 第1号被保険者の前期・後期高齢者別の推移をみると、平成19年度までは前期高齢者が後期高齢者を上回っていましたが、平成20年度以降、後期高齢者が前期高齢者を上回っています。
- 前期高齢者に対する要介護・要支援認定率は、ほぼ横ばいで推移しており、令和元年度は3.9%となっています。
- 後期高齢者に対する要介護・要支援認定率は、上昇傾向から横ばいで推移しており、令和元年度は33.0%となっています。

【図表】 3-11 前期・後期高齢者（第1号被保険者）と要介護・要支援認定率の推移

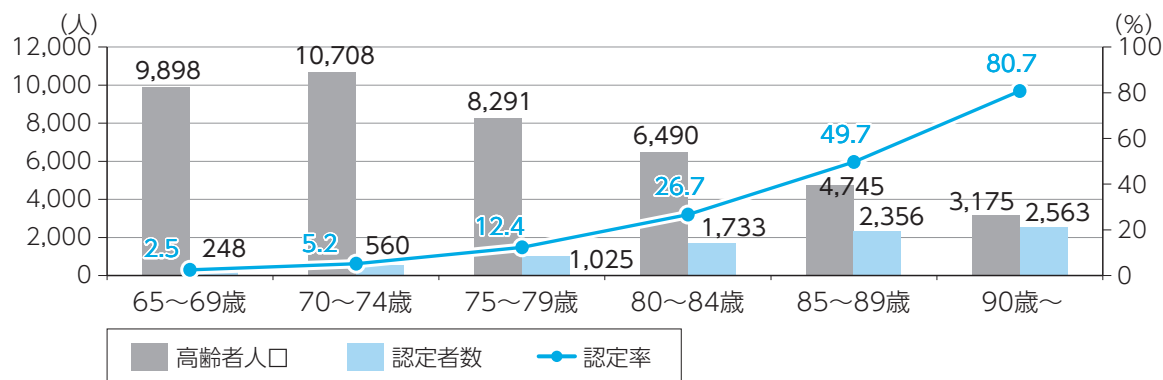


※各年度末の数値。 資料：文京の介護保険（令和2年版）

③ 年齢別認定者数・認定率

- 年齢別に要介護・要支援認定を受けた人の割合を見ると、前期高齢者の認定率は5.2%以下に留まっています。
- 後期高齢者は、80～84歳の認定率が26.7%、85～89歳が49.7%、90歳以降になると80.7%になっており、年齢が上がるにつれ認定率が大幅に上昇しています。

【図表】 3-12 高齢者人口に占める認定者数・認定率

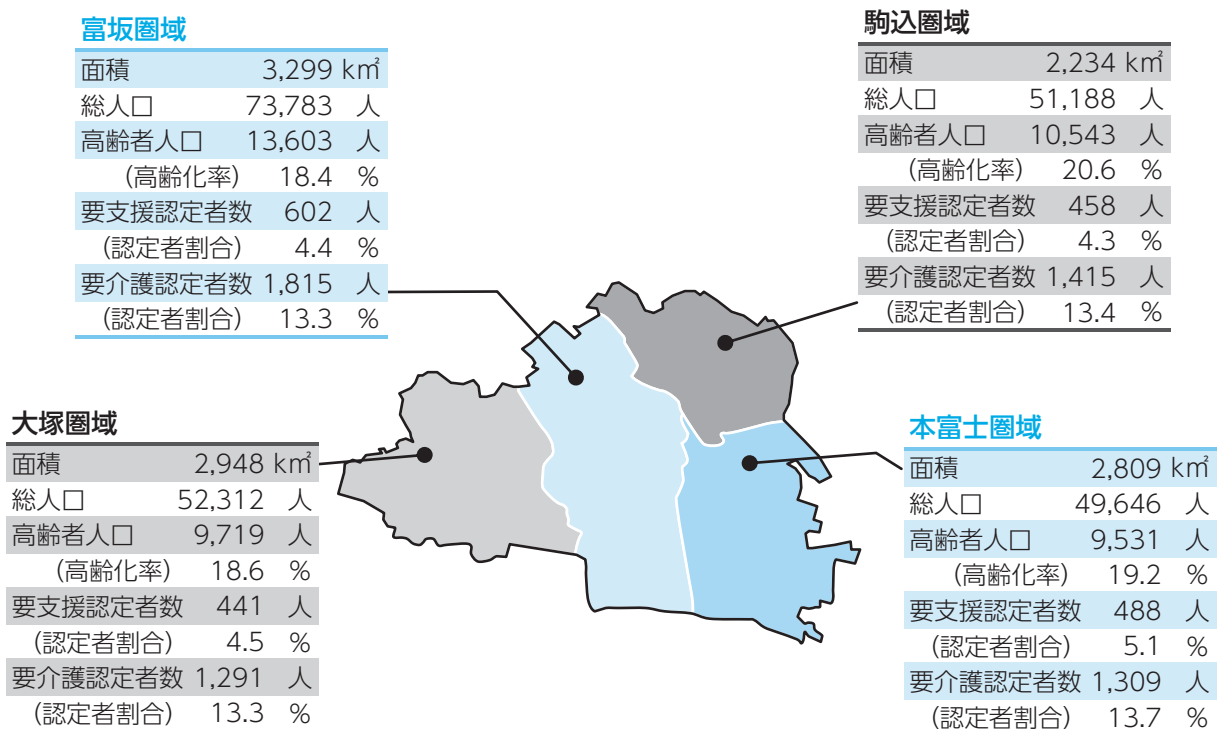


※高齢者人口（令和2年4月1日現在）、認定者数（令和2年3月末現在）

4 日常生活圏域と要介護認定者の状況

- 介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、日常生活圏域が設定されています。この日常生活圏域の区域ごとに、介護サービスや介護予防サービスをを整えるとともに、関係機関相互の連携を進めるなど、必要なサービスを切れ目なく提供するための環境づくりを進めています。
- 本区では、富坂・大塚・本富士・駒込の4つの日常生活圏域を設定しています。この4圏域は、高齢者とのかかわりの深い民生委員と話し合い員の担当地区、警察署の管轄、友愛活動を行っている高齢者クラブの地区とほぼ一致しています。
- 4圏域ごとに高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)を1か所、分室を1か所ずつ設置し、地域に密着した相談業務等を実施しています。
- 日常生活圏域ごとの高齢者人口の状況を見ると、面積の違いから富坂圏域が一番多くなっていますが、高齢化率では、本富士圏域と駒込圏域がやや高くなっています。
- 要介護認定者数及び要支援認定者数の割合は本富士圏域が他の圏域に比べ高くなっています。

【図表】 3-13 日常生活圏域と高齢者等の状況



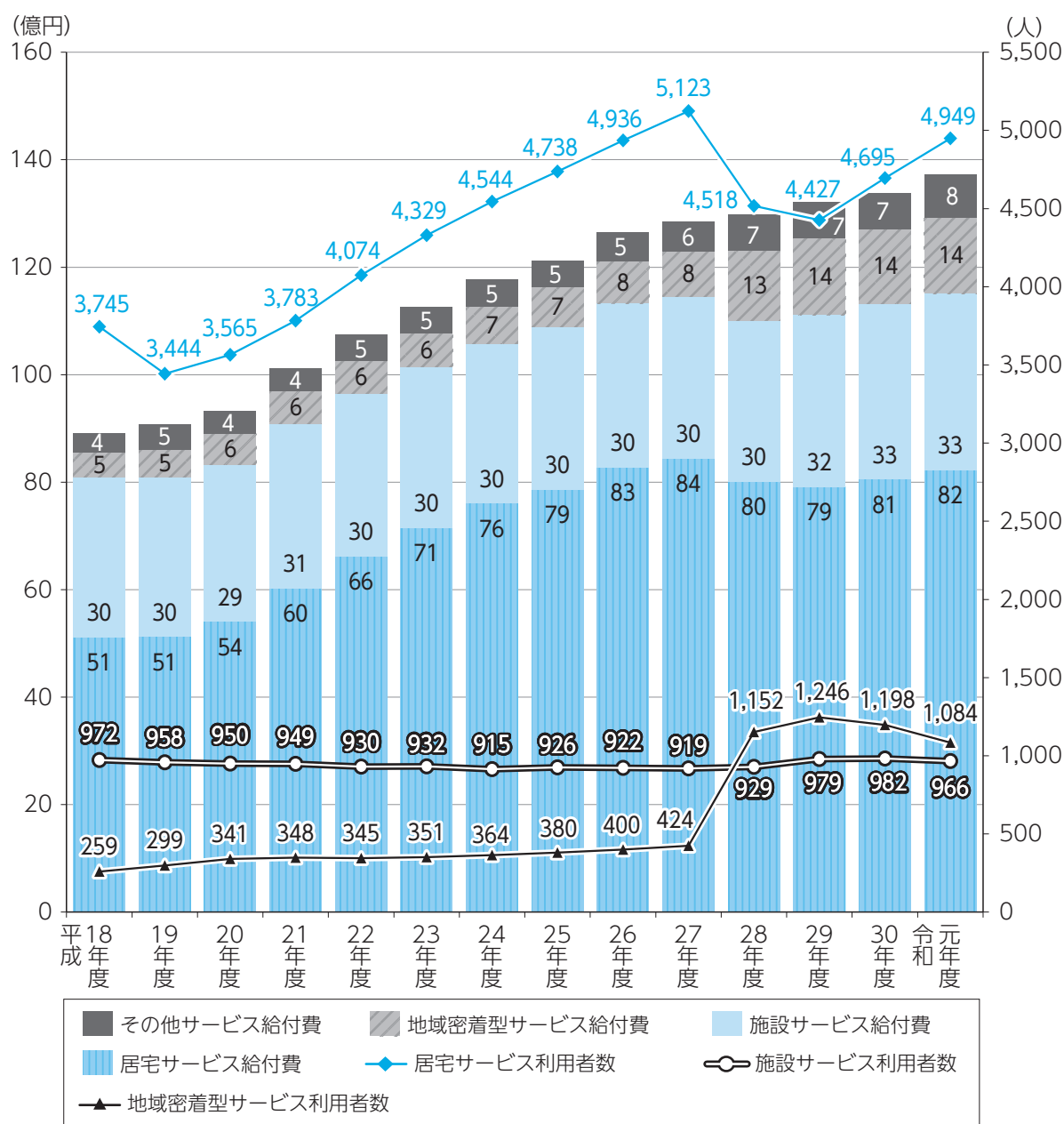
※データは令和2年9月1日現在。

※要介護・要支援認定者数は、住所地特例者(文京区の被保険者が区外の介護保険施設等に入所又は入居し、その施設等の所在地に住所を移した場合、引き続き文京区の被保険者となる制度)を除く。

7) 介護給付費と利用者の推移

- 介護保険制度の介護給付費は年々上昇しており、その総額は平成18年度の90億円から令和元年度は137億円と約1.5倍に増加しており、特に居宅サービス給付費の割合が高くなっています。
- 地域密着型サービスの利用者数は、小規模な通所介護が居宅サービスから移行した平成28年度に大きく増加した後に横ばいで推移する一方、居宅サービスの利用者数は平成27年度から平成28年度にかけて大きく減少した後、平成30年度から増加傾向に転じています。

【図表】 3-14 介護給付費と利用者の推移



※データは、平成18年度から令和元年度までの実績。
資料：文京の介護保険(令和2年版)

8) 保険料の推移

- 第1号被保険者の基準保険料は、第7期は6,020円であり、第1期の2,983円の約2倍になっています。

【図表】 3-15 介護保険基準保険料の推移(第1号被保険者)

介護保険事業 計画期間	第1期 平成12~14年度	第2期 平成15~17年度	第3期 平成18~20年度	第4期 平成21~23年度	第5期 平成24~26年度	第6期 平成27~29年度	第7期 平成30~令和2年度
介護保険 基準保険料	2,983円	3,317円	4,632円	4,381円	5,392円	5,642円	6,020円

9) 介護サービス事業者の状況

- 平成29年における区内の居宅サービス事業者数は、平成28年度に小規模な通所介護事業者が居宅サービスから地域密着型サービスに移行したため、平成26年と比較し、集計上減少しています。
- 令和2年の介護サービス事業者数は、平成29年に比べ増加傾向にあります。

【図表】 3-16 区内の介護サービス事業者数

(単位:件)

サービス名	介 護			介護予防			
	平成26年	平成29年	令和2年	平成26年	平成29年	令和2年	
居宅介護支援・介護予防支援	53	51	49	4	4	4	
居宅サービス	訪問介護	40	36	37	39	36	37
	訪問入浴介護	1	1	1	1	1	1
	訪問看護	17	19	26	17	13	26
	訪問リハビリテーション	5	5	5	5	3	5
	通所介護	39	14	16	38	14	16
	通所リハビリテーション	4	4	5	3	3	4
	短期入所生活介護	5	6	8	5	6	8
	短期入所療養介護	3	3	3	3	2	3
	特定施設入居者生活介護	7	7	12	7	7	12
	福祉用具貸与	14	10	7	13	10	7
	特定福祉用具販売	15	12	8	15	12	8
小 計	150	117	128	146	107	127	
施設サービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	5	5	6			
	介護老人保健施設	2	2	3			
	介護療養型医療施設	1	1	0			
	小 計	8	8	9			
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	1	1	1			
	認知症対応型通所介護	8	8	7	8	8	6
	小規模多機能型居宅介護	3	3	5	2	2	4
	看護小規模多機能型居宅介護		1	1			
	認知症対応型共同生活介護	6	7	9	5	6	8
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1	1			
	地域密着型通所介護		24	18			
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			2			
小 計	19	45	44	15	16	18	
合 計	177	170	181	161	123	145	

※各年3月現在

資料:文京の介護保険(平成30年版、令和2年版)

10) 認知症について

① 認知症とは

- 脳の病気などが原因で脳の働きが悪くなると、認知機能(記憶する、思い出す、計算する、判断するなどの機能)が低下し、生活のしづらさが現れます。
- この状態のことを認知症といいます。65歳未満で発症した場合、若年性認知症といわれています。

② 認知症高齢者の状況

- 要介護・要支援認定者のうち、日常生活自立度Ⅱ a ランク以上と判断された高齢者は、令和2年4月現在5,272人で、全体の約61.2%を占めています。

【図表】 3-17 認知症高齢者の日常生活自立度

(単位：人)

	認知症高齢者の日常生活自立度									合計
	自立	I	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb	Ⅳ	M	小計	
平成30年4月	1,733	1,470	914	1,383	1,355	429	820	138	5,039	8,242
平成31年4月	1,827	1,470	911	1,421	1,423	433	804	143	5,135	8,432
令和2年4月	1,840	1,496	984	1,463	1,495	443	757	130	5,272	8,608

【図表】 3-18 日常生活自立度の判定基準

ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
Ⅱa	家庭外で、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅱb	家庭内でも、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅲa	日中を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする。
Ⅲb	夜間を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする。
Ⅳ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動(周辺症状)あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

③ 認知症サポート医等の状況

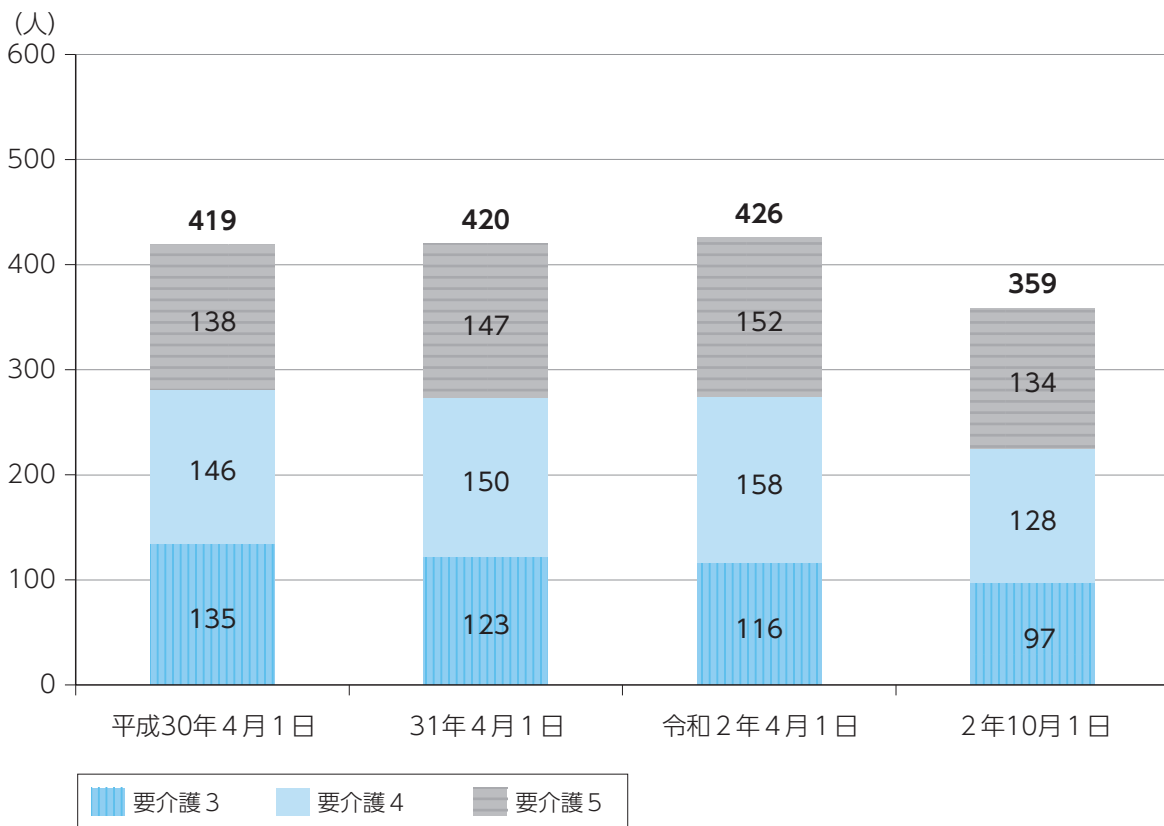
- 区内の認知症サポート医¹は41人となっています。
- かかりつけ医認知症研修受講医師は52人、認知症サポート医等フォローアップ研修受講医師は18人となっています。

※人数は令和2年6月現在

11) 特別養護老人ホーム入所希望者数の推移

- 特別養護老人ホームへの入所希望者数は、平成30年度以降、約420人前後で推移していましたが、令和2年10月1日時点では359人まで減少しています。
- 令和2年10月1日時点の入所希望者の要介護度を見ると、要介護3が27.0%、要介護4が35.7%、要介護5が37.3%となっています。

【図表】 3-19 特別養護老人ホーム入所希望者の推移



※介護保険法の改正により、平成27年4月1日から特別養護老人ホームの入所対象者は、原則、要介護3以上の方になっている。

※本区では特別養護老人ホーム入所指針に基づき、本人の状態や介護状況を点数化し、合計点の高い人から優先入所する制度を導入している。

1 認知症サポート医 国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが実施する認知症サポート医養成研修を修了し、かかりつけ医への助言や専門医療機関等との連携の推進役を担う医師のこと。

2

高齢者等実態調査から見た 高齢者を取り巻く現状と課題

本区では、高齢者等における日常生活の実態や介護予防・健康への取組等を把握するため、令和元年度に高齢者等実態調査を実施しました。その調査から見てきた高齢者を取り巻く現状と課題をまとめました。

【図表】 3-20 令和元年度高齢者等実態調査の概要

調査期間	令和元年10月4日～10月31日					
調査対象者	第1号被保険者	ミドル・シニア	要介護認定者		介護サービス事業所	介護事業従事者
	要介護1～5以外の65歳以上の介護保険被保険者	要介護・要支援認定を受けていない50～64歳の介護保険被保険者	在宅の要介護認定者及びその家族	在宅の要介護認定者(要介護4・5)及びその家族 ※要介護(郵送)と重複しない	区内で介護サービス事業所を運営する事業者	区内の介護サービス事業所に勤務する介護事業従事者
配布数	3,000	3,000	3,000	—	144	720
有効回答数	2,079	1,607	1,555	94	85	325
有効回収率	69.3%	53.6%	51.8%	—	59.0%	45.1%
略称	第1号・要支援	ミドル・シニア	要介護(郵送)	要介護(聞き取り)	事業所	従事者

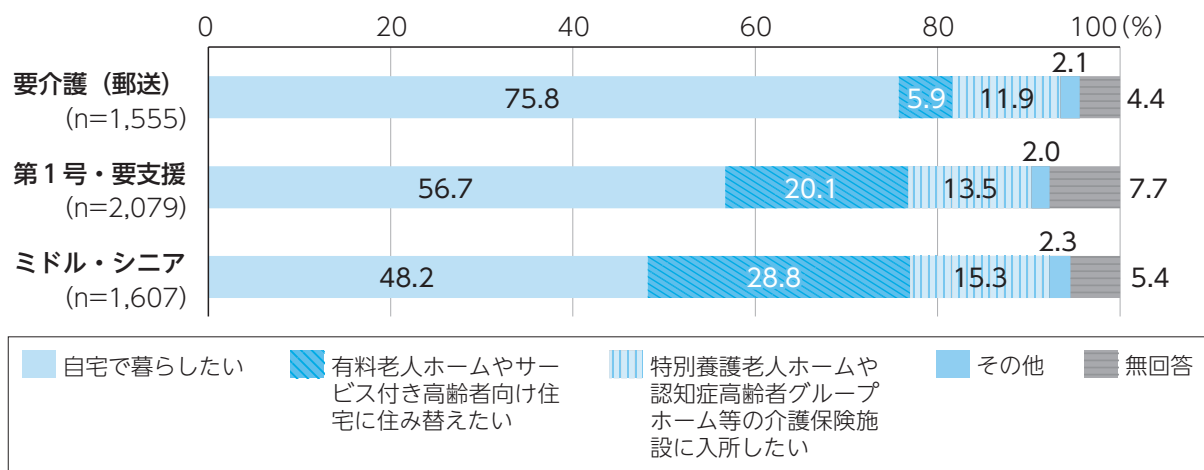
※図表中の「n」は設問ごとの回答者総数

1) 今後希望する暮らし方等について

① 今後希望する暮らし方

- 「自宅で暮らしたい」割合は〔要介護(郵送)〕75.8%、〔第1号・要支援〕56.7%、〔ミドル・シニア〕48.2%となっています。

【図表】 3-21 今後希望する暮らし方



② 現在の生活上の不安

- [第1号・要支援]、[ミドル・シニア] とともに「自分の健康に関すること」が最も高く、その他「自分が認知症や寝たきりなどにより介護が必要になること」、「地震などの災害時の備えや対応方法」、「介護をしてくれる人がいないこと」が順に高くなっています。

【図表】 3-22 現在の生活上の不安(複数回答、特にない・無回答を除く上位5位のみ)

	第1号・要支援(n=2,079)		ミドル・シニア(n=1,607)	
第1位	自分の健康に関すること	49.8%	自分の健康に関すること	40.9%
第2位	自分が認知症や寝たきりなどにより介護が必要になること	41.0%	自分が認知症や寝たきりなどにより介護が必要になること	37.3%
第3位	地震などの災害時の備えや対応方法	25.8%	地震などの災害時の備えや対応方法	31.1%
第4位	介護をしてくれる人(家族等)がいないこと	14.9%	介護をしてくれる人(家族等)がいないこと	16.8%
第5位	夜間や緊急時に対応してくれる人がいないこと	13.3%	財産の管理や相続に関すること	14.5%

③ 地域とのつながり・地域活動

- 参加している活動のうち「収入のある仕事」については[第1号・要支援]が24.6%に対し、[ミドル・シニア]は63.2%となっています。
- 「収入のある仕事」以外については、[第1号・要支援][ミドル・シニア]ともに「スポーツ関係のグループやクラブ」「趣味関係のグループ」が多くあげられています。なお、「ボランティアのグループ」は、[第1号・要支援] 8.0%、[ミドル・シニア] 8.3%と少ない割合となっています。

【図表】 3-23 参加している活動(複数回答)

	第1号・要支援(n=2,079)		ミドル・シニア(n=1,607)	
第1位	スポーツ関係のグループやクラブ	26.0%	収入のある仕事	63.2%
第2位	趣味関係のグループ	25.7%	スポーツ関係のグループやクラブ	25.8%
第3位	収入のある仕事	24.6%	趣味関係のグループ	21.5%
第4位	町内会・自治会	12.4%	町内会・自治会	12.2%
第5位	学習・教養サークル	11.0%	ボランティアのグループ	8.3%
第6位	ボランティアのグループ	8.0%	学習・教養サークル	8.3%
第7位	老人クラブ	3.5%	老人クラブ	0.2%

- 地域づくりを進める活動への参加については、「参加したい」が〔第1号・要支援〕56.8%、〔ミドル・シニア〕66.0%となっています。

【図表】 3-24 地域づくりを進める活動

	第1号・要支援 (n=2,079)	ミドル・シニア (n=1,607)
是非参加したい	参加したい 56.8%	参加したい 66.0%
参加してもよい	6.9%	7.4%
参加したくない	49.9%	58.6%
無回答	34.2%	32.5%
	9.0%	1.6%

4 認知症について

- 〔要介護(聞き取り)〕 現在抱えている傷病のうち「認知症」が53.2%と最も高くなっています。

【図表】 3-25 現在抱えている傷病について(複数回答、上位3位のみ)

	要介護(聞き取り) (n=94)	
第1位	認知症	53.2%
第2位	筋骨格系疾患(骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等)	27.7%
第3位	脳血管疾患(脳卒中)	21.3%

- 〔要介護(聞き取り)〕 現在の生活を継続するにあたり、主介護者が不安に感じる介護等のうち、「認知症状への対応」は34.1%となっています。

【図表】 3-26 現在の生活を継続するにあたり、主介護者が不安に感じる介護等(複数回答、上位5位のみ)

	要介護(聞き取り) (n=85)	
第1位	夜間の排泄	35.3%
第2位	認知症状への対応	34.1%
第3位	屋内の移乗・移動	29.4%
第4位	日中の排泄	24.7%
第5位	食事の介助(食べる時)	22.4%

- 認知症のケアや支援制度について知っていることについて、いずれの対象者も「認知症の診断を受け治療することで、進行を遅らせることができる」が最も多くなっています。

【図表】 3-27 認知症のケアや支援制度について知っていること(複数回答、上位5位のみ)

	要介護(郵送)(n=1,555)		第1号・要支援(n=2,079)		ミドル・シニア(n=1,607)	
第1位	認知症の診断を受け治療することで、進行を遅らせることができる	61.2%	認知症の診断を受け治療することで、進行を遅らせることができる	74.7%	認知症の診断を受け治療することで、進行を遅らせることができる	85.4%
第2位	認知症の症状は、対応の仕方でも改善することがある	40.5%	認知症の症状は、対応の仕方でも改善することがある	55.9%	認知症の症状は、対応の仕方でも改善することがある	60.6%
第3位	認知症の種類によっては、治るものもある	28.0%	1日30分以上歩くことが、認知症のリスクを低くすることにつながる	42.5%	成年後見制度を利用することで、財産管理や契約を手助けしてもらえる	40.6%
第4位	1日30分以上歩くことが、認知症のリスクを低くすることにつながる	27.4%	認知症の種類によっては、治るものもある	35.9%	自分が地域の中で役割を持っていると感ずることが、認知症のリスクを低くすることにつながる	37.6%
第5位	高齢者あんしん相談センターは、認知症の人や家族の相談窓口である	26.3%	成年後見制度を利用することで、財産管理や契約を手助けしてもらえる	30.3%	1日30分以上歩くことが、認知症のリスクを低くすることにつながる	34.4%

- 認知症に関する区の事業について「知っているものはない」が〔要介護(郵送)〕50.0%、〔第1号・要支援〕51.7%、〔ミドル・シニア〕64.9%となっています。

【図表】 3-28 認知症に関する区の事業の認知度(複数回答、上位5位のみ)

	要介護(郵送)(n=1,555)		第1号・要支援(n=2,079)		ミドル・シニア(n=1,607)	
第1位	知っているものはない	50.0%	知っているものはない	51.7%	知っているものはない	64.9%
第2位	認知症に関する介護予防事業	18.3%	認知症に関する介護予防事業	22.5%	認知症に関する介護予防事業	19.0%
第3位	認知症家族交流会	16.1%	認知症講演会	14.3%	認知症家族交流会	11.3%
第4位	認知症サポート医による、もの忘れ医療相談	11.6%	認知症家族交流会	13.4%	認知症講演会	10.8%
第5位	認知症講演会	10.7%	認知症サポート医による、もの忘れ医療相談	12.5%	認知症カフェ(ぶんこ)	9.5%

- 認知症に関する相談で利用すると思う窓口・機関については、〔要介護(郵送)〕〔第1号・要支援〕では「かかりつけ医、又は認知症サポート医」、「高齢者あんしん相談センター」が多いのに対し、〔ミドル・シニア〕では「医療機関専門外来」、「かかりつけ医、又は認知症サポート医」が多くなっています。

【図表】 3-29 利用が想定される認知症相談窓口について(複数回答、上位5位のみ)

	要介護(郵送)(n=1,555)		第1号・要支援(n=2,079)		ミドル・シニア(n=1,607)	
第1位	かかりつけ医、又は認知症サポート医	50.8%	かかりつけ医、又は認知症サポート医	49.1%	医療機関専門外来(認知症外来、もの忘れ外来など)	52.7%
第2位	高齢者あんしん相談センター	37.4%	高齢者あんしん相談センター	40.0%	かかりつけ医、又は認知症サポート医	44.5%
第3位	医療機関専門外来(認知症外来、もの忘れ外来など)	24.2%	医療機関専門外来(認知症外来、もの忘れ外来など)	36.7%	高齢者あんしん相談センター	39.6%
第4位	区役所の相談窓口	19.8%	区役所の相談窓口	32.3%	区役所の相談窓口	35.3%
第5位	認知症疾患医療センター(順天堂大学医院の専門窓口)	12.3%	認知症疾患医療センター(順天堂大学医院の専門窓口)	22.7%	認知症疾患医療センター(順天堂大学医院の専門窓口)	26.8%

- 認知症についての情報収集の方法は、〔要介護(郵送)〕〔第1号・要支援〕が「医療機関の相談窓口」、「家族、知人、友人の口コミ」が多いのに対し、〔ミドル・シニア〕では「医療機関が発信するインターネットの情報」、「行政機関が発信するインターネットの情報」が多くなっています。

【図表】 3-30 認知症についての情報収集の方法(複数回答、上位5位のみ)

	要介護(郵送)(n=1,555)		第1号・要支援(n=2,079)		ミドル・シニア(n=1,607)	
第1位	医療機関の相談窓口	47.8%	医療機関の相談窓口	52.5%	医療機関が発信するインターネットの情報	63.6%
第2位	家族、知人、友人の口コミ	37.5%	家族、知人、友人の口コミ	39.9%	行政機関が発信するインターネットの情報	46.5%
第3位	行政機関の窓口	18.5%	行政機関の窓口	35.3%	医療機関の相談窓口	40.6%
第4位	行政機関が発行する区報や各種パンフレット	16.1%	医療機関が発信するインターネットの情報	26.9%	家族、知人、友人の口コミ	35.0%
第5位	医療機関が発信するインターネットの情報	15.6%	行政機関が発行する区報や各種パンフレット	24.4%	医療機関や行政機関以外が発信するインターネットの情報	33.4%

- 認知症に対する本人や家族への支援として「介護者が休息できるよう、認知症の方を預かるサービス」、「認知症の診断を受けた直後に、サービスの情報提供や精神的サポートなどを受けられる支援」が上位となっています。

【図表】 3-31 認知症高齢者のいる家族に必要な支援(複数回答、上位5位のみ)

	要介護(郵送)(n=1,555)		第1号・要支援(n=2,079)	
第1位	介護者が休息できるよう、認知症の方を預かるサービス	50.4%	介護者が休息できるよう、認知症の方を預かるサービス	57.9%
第2位	認知症の診断を受けた直後に、サービスの情報提供や精神的サポートなどを受けられる支援	35.8%	認知症の診断を受けた直後に、サービスの情報提供や精神的サポートなどを受けられる支援	49.8%
第3位	通所サービス	30.8%	認知症検診などにより、自分自身の健康チェックを行う機会	35.0%
第4位	認知症検診などにより、自分自身の健康チェックを行う機会	25.9%	認知症を理解するための講座	31.4%
第5位	認知症を理解するための講座	23.6%	通所サービス	23.9%

主な課題等

- 高齢者の単独世帯が増える中、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域で高齢者を見守る体制の強化が課題となります。
- 地域活動に参加するためのきっかけづくりや高齢者の生きがいづくり、地域活動団体へつなぐための支援が課題となります。
- 興味のある分野でボランティア活動等ができるよう、様々な活動の場を整えることが課題となります。
- 認知症について、介護者への支援や早期からの適切な診断や対応等を行うための情報提供、相談・連携体制の構築が課題となります。
- 認知症になっても人として尊重され、希望をもって自分らしく生きることができるよう、地域の理解や協力が課題となります。

2) 区に力を入れてほしい高齢者施策・介護保険事業等について

① 高齢者施策・介護保険事業について区に力を入れてほしいこと

- 〔要介護(郵送)〕区に力を入れてほしい事業について「特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実」が40.1%、「介護保険やサービスの情報提供」が38.4%、「認知症高齢者に対する支援」が38.2%となっています。

【図表】 3-32 高齢者施策、介護保険事業について、区に力を入れてほしいこと

(複数回答、上位5位のみ)

	要介護(郵送)(n=1,555)	
第1位	特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実	40.1%
第2位	介護保険やサービスの情報提供	38.4%
第3位	認知症高齢者に対する支援	38.2%
第4位	健康管理、介護予防	35.2%
第5位	相談体制の充実	28.0%

② 高齢者あんしん相談センターの認知度

- 高齢者あんしん相談センターについて、「知らない、聞いたことがない」割合が〔要介護(郵送)〕18.0%、〔第1号・要支援〕30.4%、〔ミドル・シニア〕51.8%となっています。

【図表】 3-33 高齢者あんしん相談センターの認知度(複数回答)

項目	要介護(郵送) (n=1,555)	第1号・要支援 (n=2,079)	ミドル・シニア (n=1,607)
①知っている	78.8%	64.8%	45.1%
名前を聞いたことがある	42.9%	43.6%	30.1%
どこにあるか知っている	40.5%	25.8%	14.1%
センターの役割を知っている	25.3%	18.4%	13.4%
相談や連絡をしたことがある	39.2%	14.7%	11.6%
②知らない、聞いたことがない	18.0%	30.4%	51.8%
③無回答	3.2%	4.8%	3.1%

主な課題等

- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための医療・介護サービスの充実が課題となります。
- ミドル・シニア世代を中心に高齢者あんしん相談センターの認知度を高めることが課題となります。

3) 医療について

① かかりつけ医等について

- 「かかりつけの医師がいる」は、「要介護(郵送)」94.3%、「第1号・要支援」82.7%、「ミドル・シニア」62.4%となっています。
- 「かかりつけの歯科医師がいる」は、「要介護(郵送)」43.8%、「第1号・要支援」58.2%、「ミドル・シニア」48.7%となっています。
- 「かかりつけの薬局がある」は、「要介護(郵送)」54.6%、「第1号・要支援」43.0%、「ミドル・シニア」23.8%となっています。

【図表】 3-34 かかりつけ医等の有無(複数回答)

項目	要介護(郵送) (n=1,555)	第1号・要支援 (n=2,079)	ミドル・シニア (n=1,607)
かかりつけの医師がいる	94.3%	82.7%	62.4%
かかりつけの歯科医師がいる	43.8%	58.2%	48.7%
かかりつけの薬局がある	54.6%	43.0%	23.8%
どれもなし	1.5%	5.2%	19.4%
無回答	3.2%	3.8%	1.1%

- 「第1号・要支援」在宅医療を認知したきっかけは、「医療機関からの紹介」13.9%、「『退院までの準備ガイドブック』、『文京かかりつけマップ』など区の出版物」10.0%となっています。

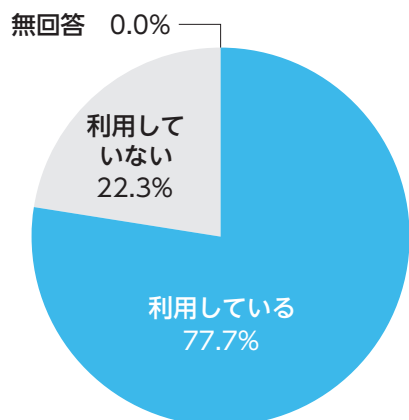
【図表】 3-35 在宅医療認知の経緯(複数回答)

項目	第1号・要支援 (n=2,079)
医療機関からの紹介	13.9%
介護支援専門員、ホームヘルパーなどからの紹介	6.7%
医師会に設置している在宅療養相談窓口への相談	1.4%
高齢者あんしん相談センターへの相談	3.8%
「退院までの準備ガイドブック」「文京かかりつけマップ」など区の出版物	10.0%
その他	24.5%
無回答	46.3%

② 訪問診療について

- [要介護(聞き取り)] 訪問診療について「利用している」が77.7%となっています。

【図表】 3-36 訪問診療の利用の有無(n=94)



- 1年間に訪問による治療(往診)を受けた割合は、「受けていない」が[要介護(郵送)] 53.6% [第1号・要支援] 82.4%、となっています。

【図表】 3-37 1年間に受けた訪問診療(往診)科目
(複数回答、無回答を除く上位5位のみ)

	要介護(郵送)(n=1,555)		第1号・要支援(n=2,079)	
第1位	受けていない	53.6%	受けていない	82.4%
第2位	内科	29.6%	内科	6.7%
第3位	歯科	14.5%	歯科	4.6%
第4位	整形外科	5.4%	整形外科	2.4%
第5位	循環器科	4.8%	皮膚科	1.9%

③ 医療連携の取組(事業所)

- [事業所] 医療との連携に取り組んでいる割合は85.9%で、「入退院時に医療関係者と介護サービス担当者との打合せ」が80.0%で、「主治医や病院の地域連携室等との連携」が65.9%、「個別ケース会議の実施」が34.1%で、「関係者間で情報を共有するシステムの活用」が24.7%となっています。
- [事業所] 医療との連携を進めるために必要だと思うことに対する意見として、「連携を深めるための関係づくり」、退院後の情報をはじめとする「情報提供・情報共有」、SNS等を利用した「連絡手段・ツール」についての意見がありました。

【図表】 3-38 医療連携取組(複数回答)

項目	事業所 (n=85)
①取り組んでいる	85.9%
入退院時に医療関係者と介護サービス担当者との打合せ	80.0%
主治医や病院の地域連携室等との連携	65.9%
個別ケース会議の実施	34.1%
関係者間で情報を共有するシステムの活用	24.7%
事例検討会の実施	20.0%
各職種の専門性の相互理解のための研修会	16.5%
多職種をコーディネートする人材育成	3.5%
その他	3.5%
②特にない	10.6%
③無回答	3.5%

4 地域で暮らし続けるために必要なこと

- いずれの対象者も、住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なことは「往診などの医療サービスが整っている」、「夜間や緊急時でも利用できる介護サービスがある」が上位となっています。

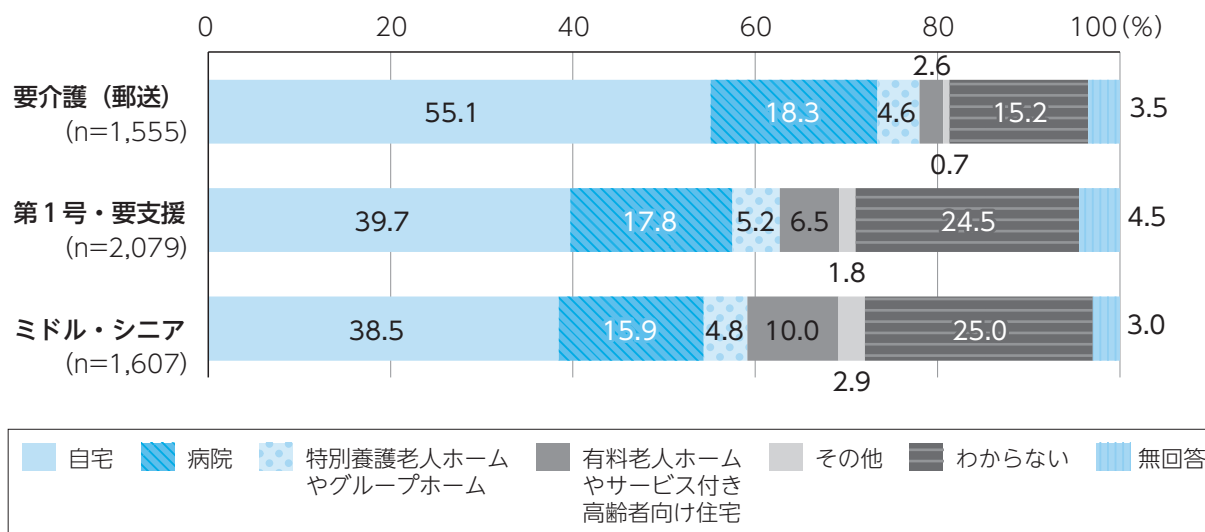
【図表】 3-39 地域で暮らし続けるために必要なこと(複数回答、上位5位のみ)

	要介護(郵送)(n=1,555)		第1号・要支援(n=2,079)		ミドル・シニア(n=1,607)	
第1位	往診などの医療サービスが整っている	49.2%	往診などの医療サービスが整っている	46.6%	往診などの医療サービスが整っている	43.6%
第2位	夜間や緊急時でも利用できる介護サービスがある	40.3%	相談体制や情報提供が充実している	37.6%	夜間や緊急時でも利用できる介護サービスがある	41.6%
第3位	家族介護者を支援してくれる仕組みがある	30.5%	夜間や緊急時でも利用できる介護サービスがある	33.9%	相談体制や情報提供が充実している	37.0%
第4位	身近な人による見守りや助言がある	29.6%	家事などの生活を支援するサービスがある	26.6%	家事などの生活を支援するサービスがある	34.0%
第5位	相談体制や情報提供が充実している	26.8%	身近な人による見守りや助言がある	21.4%	家族介護者を支援してくれる仕組みがある	31.7%

5 終末期を迎える場所の希望

- 終末期を「自宅」で迎えたいと希望する人の割合は〔要介護(郵送)〕55.1%、〔第1号・要支援〕39.7%、〔ミドル・シニア〕38.5%となっています。

【図表】 3-40 終末期をどこで迎えたいか



主な課題等

- ミドル・シニアへのかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及促進が課題となります。
- 今後の在宅療養生活の増加を見据えた、在宅医療体制が必要となります。
- 介護サービス事業者と医療機関との間の情報共有、連携促進が課題となります。
- 高齢者の健康促進、介護予防の窓口役・相談役としての医療機関の連携強化が課題となります。

4) 介護サービス等について

① 介護サービスの利用について

- 〔要介護(郵送)〕 今後、利用したい介護保険サービスは、「福祉用具」が27.8%で最も高く、次いで「通所介護(デイサービス)」、「訪問介護(ホームヘルプ)」、「ショートステイ」となっています。

【図表】 3-41 今後利用したい介護保険サービス(複数回答、上位5位のみ)

	要介護(郵送)(n=1,555)	
第1位	福祉用具	27.8%
第2位	通所介護(デイサービス)	27.5%
第3位	訪問介護(ホームヘルプ)	26.9%
第4位	ショートステイ	25.7%
第5位	特別養護老人ホーム	21.2%

- 現在、利用している「介護保険サービス以外」の支援・サービスは、〔要介護(郵送)〕は「掃除・洗濯」が11.4%、〔要介護(聞き取り)〕は「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」が31.9%が最も多くなっています。

【図表】 3-42 介護保険サービス以外の支援・サービス利用状況
(複数回答、利用していない・無回答を除く上位5位のみ)

	要介護(郵送)(n=1,555)		要介護(聞き取り)(n=94)	
第1位	掃除・洗濯	11.4%	移送サービス(介護・福祉タクシー等)	31.9%
第2位	配食	10.9%	配食	14.9%
第3位	移送サービス(介護・福祉タクシー等)	9.6%	掃除・洗濯	9.6%
			見守り、声かけ	9.6%
第4位	外出同行(通院、買い物など)	8.4%	—	—
第5位	買い物(宅配は含まない)	7.8%	ゴミ出し	8.5%

- 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスは、〔要介護(郵送)〕〔要介護(聞き取り)〕ともに「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」が最も多くなっています。

【図表】 3-43 今後の在宅生活継続に必要と感じる支援・サービス
(複数回答、特になし・無回答を除く上位5位のみ)

	要介護(郵送) (n=1,555)		要介護(聞き取り) (n=94)	
第1位	移送サービス(介護・福祉タクシー等)	30.7%	移送サービス(介護・福祉タクシー等)	31.9%
第2位	外出同行(通院、買い物など)	22.4%	見守り、声かけ	27.7%
第3位	掃除・洗濯	21.4%	掃除・洗濯	17.0%
第4位	配食	18.7%	調理	14.9%
			買い物(宅配は含まない)	14.9%
第5位	見守り、声かけ	15.1%	—	—

② 介護者が不安に感じる介護等について

- 現在の生活を継続するにあたり、主介護者が介護面で不安に感じることは、回答者に要介護1～2が多い〔要介護(郵送)〕で「外出の付き添い、送迎等」37.0%、「認知症状への対応」35.5%であり、要介護4～5が多い〔要介護(聞き取り)〕で「夜間の排泄」35.3%、「認知症状への対応」34.1%があげられています。

【図表】 3-44 現在の生活を継続するにあたり、主介護者が不安に感じる介護等
(複数回答、上位5位のみ)

	要介護(郵送) (n=1,555)		要介護(聞き取り) (n=85)	
第1位	外出の付き添い、送迎等	37.0%	夜間の排泄	35.3%
第2位	認知症状への対応	35.5%	認知症状への対応	34.1%
第3位	夜間の排泄	33.0%	屋内の移乗・移動	29.4%
第4位	入浴・洗身	30.6%	日中の排泄	24.7%
第5位	食事の準備(調理等)	28.1%	食事の介助(食べる時)	22.4%

- [要介護(郵送)] 主介護者の相談相手・相談機関は、「ケアマネジャー」69.2%、「家族・親族」54.8%となっています。

【図表】 3-45 主介護者の相談相手・相談機関(複数回答)

項目	要介護(郵送) (n=1,555)
①ある	87.4%
ケアマネジャー	69.2%
家族・親族	54.8%
医師	38.3%
友人・知人	22.9%
介護サービス事業者	20.0%
②誰にも相談していない	4.8%
③わからない	1.7%
④無回答	6.1%

③ 事業所における取組状況について

- [事業所] サービスの質を向上させるための取組は、「事業所内での研修・講習会」が82.4%、「苦情・相談の受付体制の整備」が69.4%となっています。

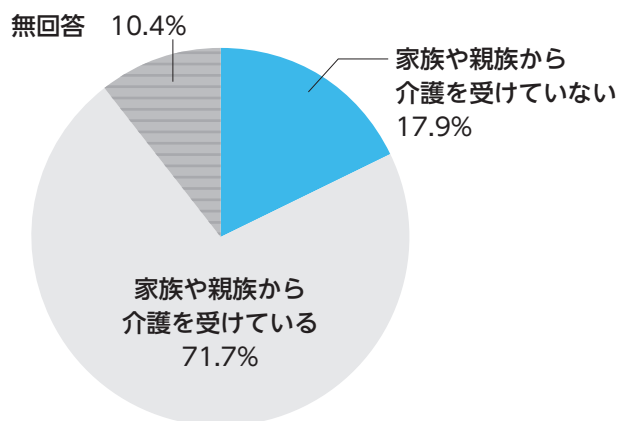
【図表】 3-46 サービスの質を向上させるための取組(複数回答、上位5位のみ)

事業所(n=85)	
第1位	事業所内での研修・講習会 82.4%
第2位	苦情・相談の受付体制の整備 69.4%
第3位	外部の研修・勉強会への参加 64.7%
第4位	個人情報徹底管理 60.0%
第5位	サービス提供マニュアルの整備 49.4%

④ 介護を行う家族への支援

- [要介護(郵送)] 要介護者が「家族又は親族の介護を受けている」割合は、71.7%となっています。

【図表】 3-47 家族又は親族からの介護を受けているか (n=1,555)



- 介護を行っている主な人は、[要介護(郵送)] [要介護(聞き取り)] とともに「子」が最も多くなっています。

【図表】 3-48 介護を行っている主な人

項目	要介護(郵送) (n=1,115)	要介護(聞き取り) (n=85)
子	49.4%	54.1%
配偶者	32.4%	29.4%
子の配偶者	7.2%	7.1%
その他	6.6%	3.5%
兄弟・姉妹	3.4%	3.5%
孫	0.5%	1.2%
無回答	0.4%	1.2%

- 主介護者が「調査対象高齢者本人以外の人介護や子育て等をしている」が [要介護者(郵送)] 18.9%、[要介護者(聞き取り)] 21.2%、[第1号・要支援] 20.9%、[ミドル・シニア] 36.8%となっています。

【図表】 3-49 今介護している人以外に他の人の介護や子育て等をしているか

項目	要介護(郵送) (n=1,115)	要介護(聞き取り) (n=85)	第1号・要支援 (n=206)	ミドル・シニア (n=228)
他の人の介護や子育て等をしている	18.9%	21.2%	20.9%	36.8%
他の人の介護や子育て等をしていない	73.8%	77.6%	74.8%	63.2%
無回答	7.3%	1.2%	4.4%	0.0%

- 仕事と介護の両立のための勤務先からの効果的な支援について、〔要介護(郵送)〕では、「労働時間の柔軟な選択(フレックスタイム制など)」の回答率が高く、〔要介護(聞き取り)〕では、「介護をしている従業員への経済的支援」の回答率が高くなっています。

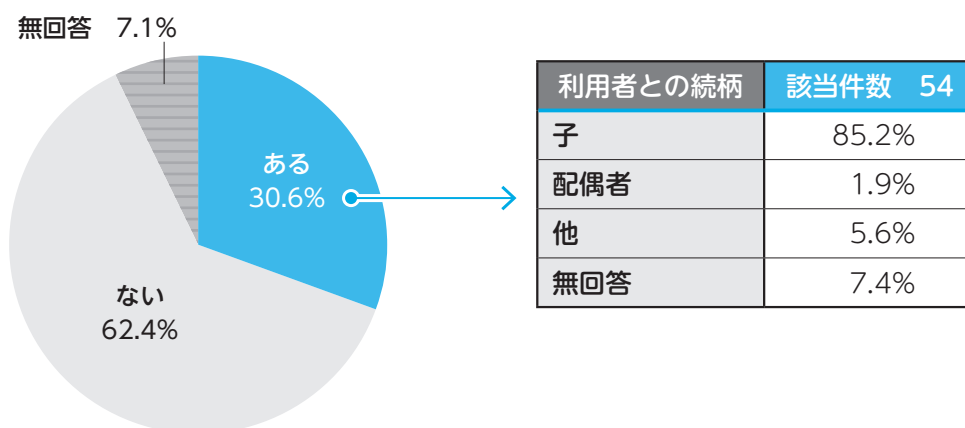
【図表】 3-50 介護者の希望する就業支援(複数回答、上位5位のみ)

	要介護(郵送) (n=467)		要介護(聞き取り) (n=23)	
第1位	労働時間の柔軟な選択(フレックスタイム制など)	130人	自営業・フリーランス等のため、勤め先はない	10人
第2位	介護休業・介護休暇等の制度の充実	128人	介護をしている従業員への経済的な支援	8人
第3位	制度を利用しやすい職場づくり	107人	労働時間の柔軟な選択(フレックスタイム制など)	6人
第4位	介護をしている従業員への経済的な支援	88人	介護休業・介護休暇等の制度の充実	3人
			制度を利用しやすい職場づくり	3人
第5位	自営業・フリーランス等のため、勤め先はない	86人	—	—

⑤ 介護サービス利用者家族について

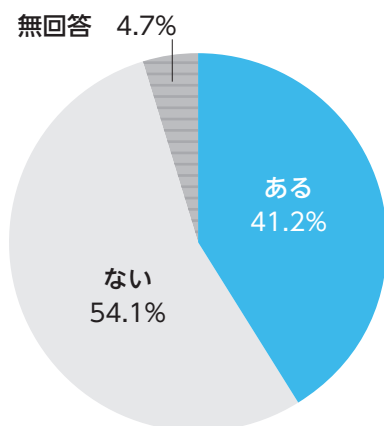
- 〔事業所〕利用者家族の「ひきこもり」と思われるケースの有無について、「ある」が30.6%あり、対象者を把握している事業所によると「ひきこもりと思われる家族の続柄」は、「子」が85.2%となっています。

【図表】 3-51 利用者の家族の“ひきこもり”と思われるケース(n=85)



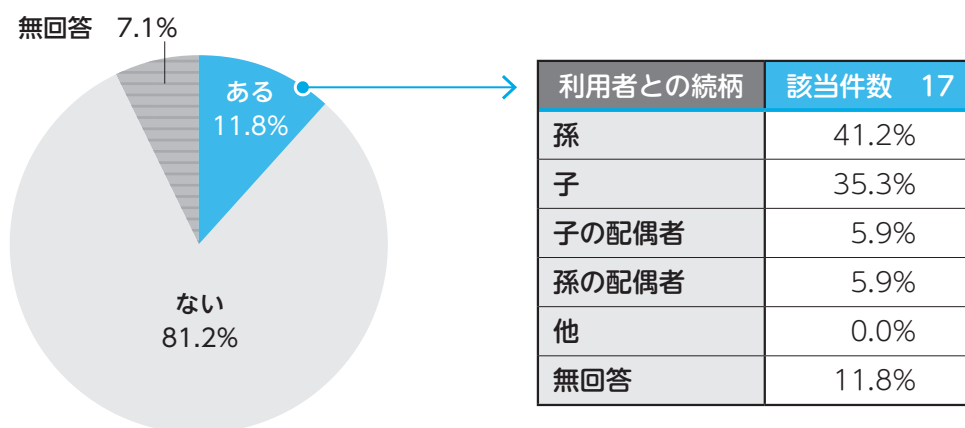
- [事業所]「利用者家族のダブルケアの有無」について、「ある」が41.2%となっています。

【図表】 3-52 利用者家族のダブルケアの有無(n=85)



- [事業所] ヤングケアラーの有無については、「ある」が11.8%となっています。ヤングケアラーの続柄は「孫」が41.2%で最も多く、次いで「子」が35.3%となっています。

【図表】 3-53 利用者家族のヤングケアラーの有無(n=85)



6 事業所取組について

- 〔事業所〕高齢者の権利擁護や虐待防止のために実施していることが「ある」事業者は90.5%となっています。

【図表】 3-54 高齢者の権利擁護や虐待防止のために実施していること(複数回答)

項目	事業所 (n=85)
①実施していることがある	90.5%
法人(事業所)独自の研修	51.8%
外部で実施の研修	50.6%
対応マニュアルの作成	55.3%
対応責任者の設置	35.3%
通報体制の整備	35.3%
その他	2.4%
②特に実施していない	7.1%
③無回答	2.4%

主な課題等

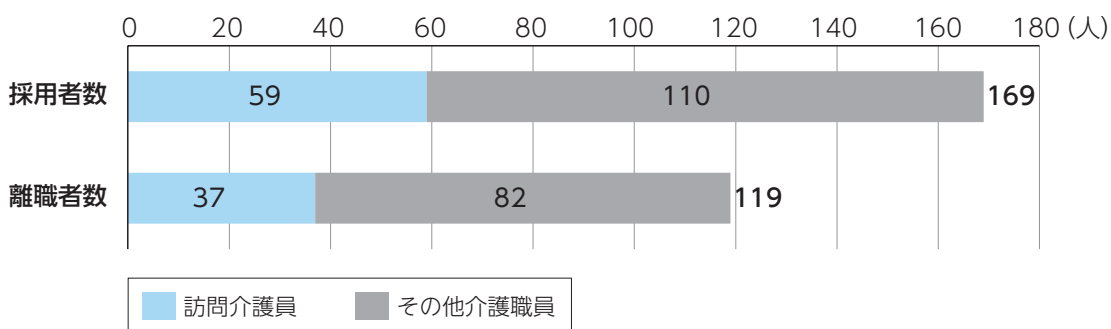
- 高齢者人口の増加を見据え、利用者のニーズを反映した介護サービスの提供が課題となります。
- 高齢者や家族介護者を適切に介護サービスの利用につなげられる環境づくりが課題となります。
- 仕事をしながらの介護、老老介護、ダブルケアやヤングケアラーなど、様々な形で介護を担わなければならない家族への支援が課題となります。
- ひきこもりなど顕在化しにくい問題を抱える家庭に手を差し伸べやすい環境づくりが課題となります。
- 高齢者虐待を未然に防止するため、早期発見とともに関係機関との連携体制の強化が課題となります。

5) 介護人材について

① 介護人材確保・育成・定着について(事業所)

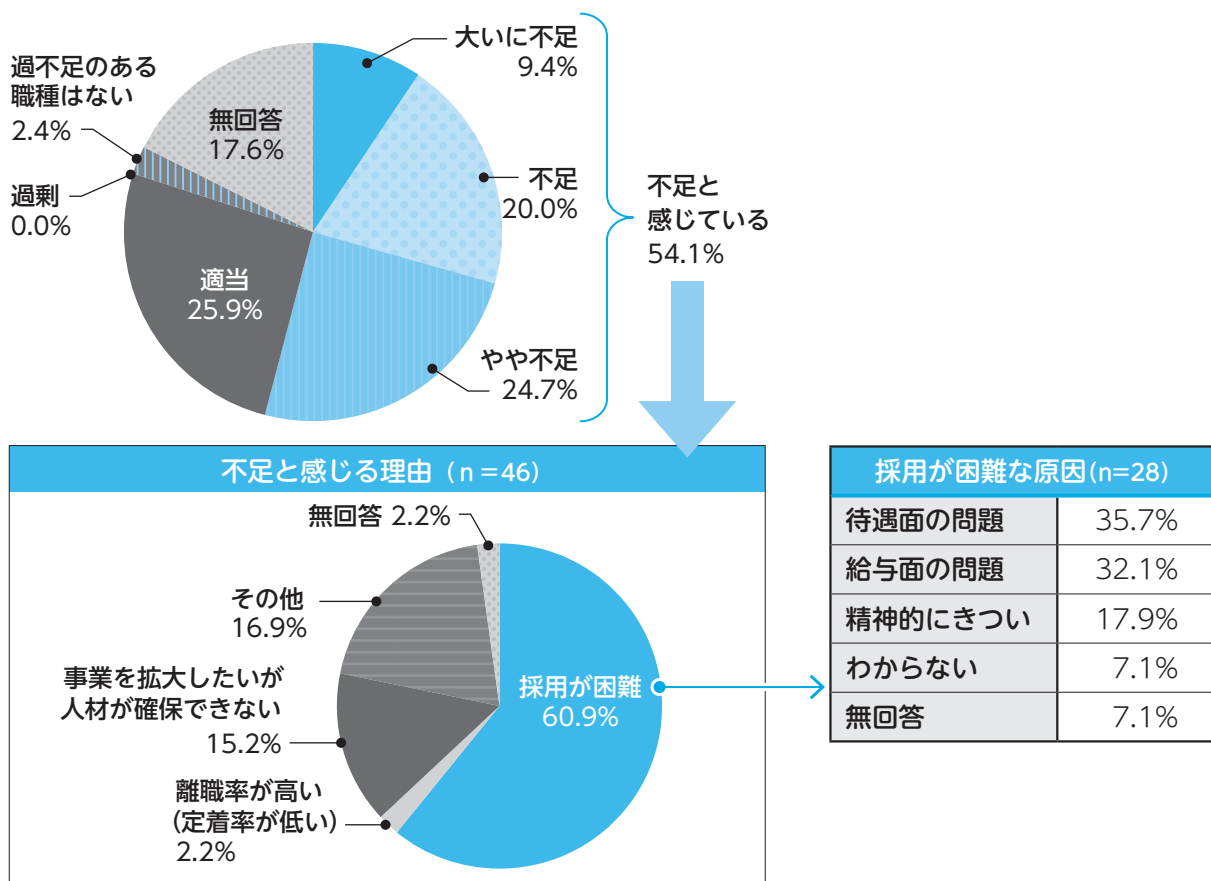
- 〔事業所〕平成30年度の従業員採用数は169人で、離職者数の119人を上回っています。

【図表】 3-55 平成30年度の従業員採用者数と離職者数



- 〔事業所〕従業員の不足を感じている割合は54.1%で、そのうち不足と感じる理由では「採用が困難」が最も多く60.9%となっています。採用が困難な原因として「待遇面の問題」35.7%、「給与面の問題」32.1%が上位2項目となっています。

【図表】 3-56 従業員全体の過不足状況(n=85)



- [事業所] 今後取り組みたい人材確保策として、「ICTの活用」30.6%、次いで「高齢者の介護助手」22.4%、「在留資格『介護』『技能実習』『特定技能1号又は2号』による外国人労働者の受入」11.8%となっています。

【図表】 3-57 今後取り組みたい人材確保策(複数回答、その他・無回答を除く)

事業所(n=85)		
第1位	ICTの活用	30.6%
第2位	高齢者の介護助手	22.4%
第3位	在留資格「介護」「技能実習」「特定技能1号又は2号」による外国人労働者の受入	11.8%
第4位	介護ロボットの導入	10.6%
第5位	経済連携協定(EPA)等による外国人労働者の受入	9.4%

※EPA…経済連携協定(Economic Partnership Agreement)のこと。

ICT…情報通信技術(Information and Communication Technology)のこと。

介護助手…明確な定義はないが通常、掃除やベッドメイク、食事の配膳など介護の周辺業務を手掛ける職員を指す。
1日3時間、週3日程度で勤務するケースが多く、高齢者の活躍の場として活かすことができ、介護職員の負担軽減につながるとして評価されている。

- [事業所] 導入している介護福祉機器については、「介護記録をタブレット等で記録・管理するICT機器」23.5%、「ベッド」22.4%となっています。

【図表】 3-58 介護福祉機器(介護ロボット・ICT機器等)の導入状況
(複数回答、上位5位のみ)

事業所(n=85)		
第1位	介護記録をタブレット等で記録・管理するICT機器	23.5%
第2位	ベッド(傾斜角度、高さが調整できるもの。マットレスは除く)	22.4%
第3位	シャワーキャリー	16.5%
	車いす体重計	16.5%
第5位	自動車用車いすリフト(福祉車両の場合は、車両本体を除いたリフト部分のみ)	12.9%

- [事業所] 人材の育成・定着のために有効なポイントとして、「働きやすい環境整備」89.4%、「給与・待遇」71.8%、「良好な従事者間のコミュニケーション」51.8%となっています。

【図表】 3-59 人材の育成・定着のために有効なポイント(複数回答、上位5位のみ)

事業所(n=85)		
第1位	働きやすい職場環境	89.4%
第2位	給与・待遇	71.8%
第3位	良好な従事者間のコミュニケーション	51.8%
第4位	福利厚生の充実	24.7%
第5位	上司・管理者との相談体制の充実	23.5%

- [従事者] 介護人材を確保・定着するために必要なことは「基本賃金の水準を引き上げる」が83.4%、「休暇制度・労働時間等の勤務条件を改善する」が45.5%となっています。

【図表】 3-60 介護に携わる人材を増やすために必要なこと(複数回答、上位5位のみ)

従事者(n=325)		
第1位	基本賃金の水準を引き上げる	83.4%
第2位	休暇制度・労働時間等の勤務条件を改善する	45.5%
第3位	キャリアに応じて賃金が上がっていくような仕組みとする	44.3%
第4位	社会全体が福祉・介護職場のイメージアップを図っていく	34.5%
第5位	資格取得手当などの諸手当を充実する	29.8%
	人員基準を手厚くし、利用者に対する職員数を増やす	29.8%

② 区からの支援について

- [事業所] 高齢者福祉施策や介護保険制度について区からの支援を望む項目として、「人材確保のための支援」や、「研修、勉強会について」、「介護保険サービスについて」などが挙げられています。

【図表】 3-61 高齢者福祉施策や介護保険制度について望む区からの支援(主な要望のみ)

項目	事業所(n=85)
人材確保のための支援	7
研修、勉強会について	7
介護保険サービスについて	7
情報提供、情報開示について	6
行政との連携について	4
福祉避難所、災害時の備蓄について	4
介護報酬、地域加算について	2
その他	4

主な課題等

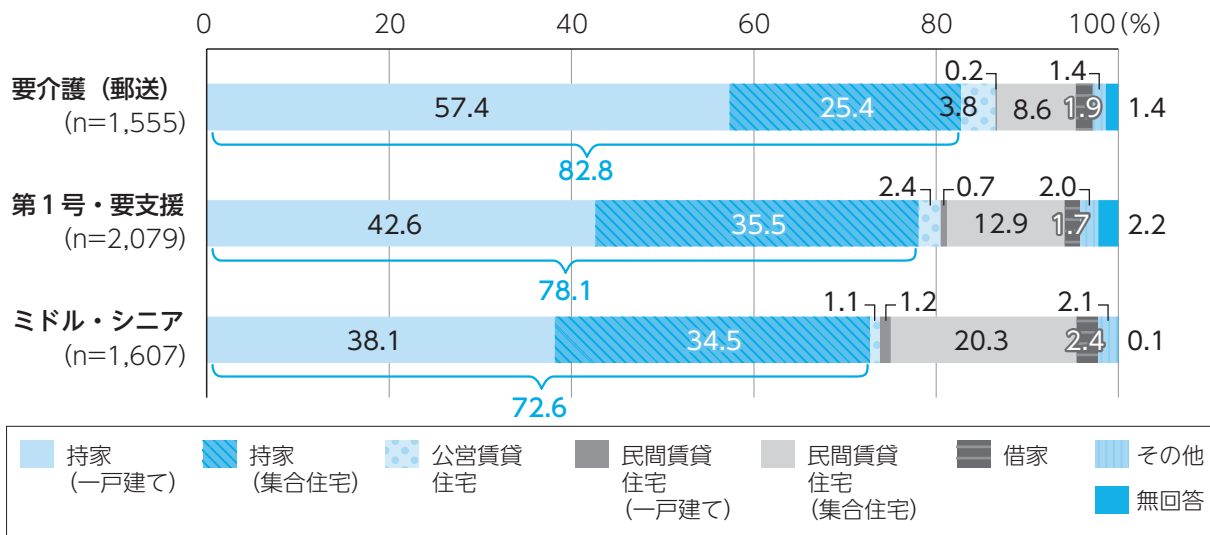
- 学生、主婦、介護経験者、元気高齢者、外国人など多様な介護人材の確保に向けた情報提供等が課題となります。
- 従事者の待遇・給与改善、採用活動・人材育成支援など、介護サービス事業所への人材確保・定着のための支援が課題となります。
- 従事者の身体的負担軽減や業務効率向上のための事業者支援が課題となります。
- 事業所または従事者向けの研修の支援及び機会等の提供、参加のための環境の整備が課題となります。
- 事業者と行政との連携強化が課題となります。

6) 住まいについて

① 住居形態について

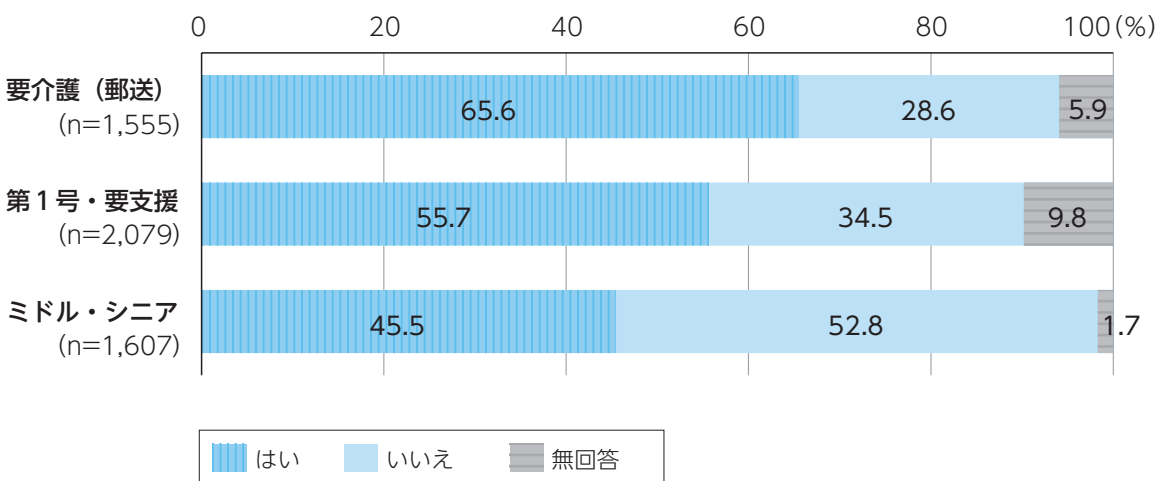
- いずれの対象者も「持ち家」が最も多く、「持ち家」と「分譲マンション」を合わせると70%を超えています。

【図表】 3-62 住居形態



- 現在の住まいが、今後介護が必要な状態になった場合に住み続けられる住まいである割合は、〔要介護(郵送)〕が65.6%、〔第1号・要支援〕が55.7%であるのに比べて、〔ミドル・シニア〕は45.5%となっています。

【図表】 3-63 今後介護が必要な状態になった場合に住み続けられる住まいか



- [要介護(郵送)] 施設等への入所・入居の検討状況は、要介護1～4で「入所・入居は検討していない」が最も多く、「入所・入居を検討している」と「すでに入所・入居の申し込みをしている」人の割合は、要介護度が上がるほど高くなり、要介護5になると「入所・入居は検討していない」との割合が逆転します。

【図表】 3-64 施設等への入所・入居について

項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
入所・入居は検討していない	71.2%	68.9%	58.5%	56.4%	35.1%
入所・入居を検討している	16.4%	17.0%	20.2%	17.0%	17.6%
すでに入所・入居申し込みをしている	2.7%	2.9%	15.0%	19.1%	39.2%
無回答	9.8%	11.2%	6.3%	7.4%	8.1%

2 住まいについての不便や不安

- [要介護(郵送)]、[第1号・要支援] は、「老朽化や耐震に不安がある」が最も多く、[ミドル・シニア] は「居室などに手すりがない、または段差があり不便である」が多くなっています。

【図表】 3-65 住まいについて不便や不安を感じていること

(複数回答、その他・特にない・無回答を除く上位5位のみ)

	要介護(郵送)(n=1,555)		第1号・要支援(n=2,079)		ミドル・シニア(n=1,607)	
第1位	老朽化や耐震に不安がある	28.5%	老朽化や耐震に不安がある	24.5%	居室などに手すりがない、または段差があり不便	32.5%
第2位	エレベーターがなく、階段の昇り降りがある	23.6%	居室などに手すりがない、または段差があり不便	22.4%	エレベーターがなく、階段の昇り降りがある	30.9%
第3位	居室などに手すりがない、または段差があり不便である	22.2%	エレベーターがなく、階段の昇り降りがある	20.3%	老朽化や耐震に不安がある	28.3%
第4位	家賃が高い	5.1%	家賃が高い	6.1%	自宅の支払いについて、まだローンを支払っている	14.1%
第5位	自宅の支払いについて、まだローンを支払っている	4.3%	自宅の支払いについて、まだローンを支払っている	5.2%	家賃が高い	12.6%

主な課題等

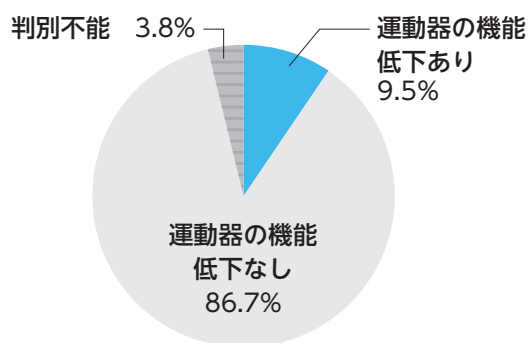
- 住み慣れた地域の中で、自立して住み続けるための支援が課題となります。
- 賃貸住宅への入居や高齢者向け施設への入所など高齢者の希望に応じた住まいの確保が課題となります。

7) 健康で豊かな暮らしへのニーズ

① 日常生活について

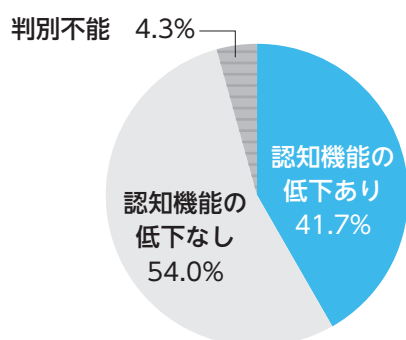
- [第1号・要支援] 運動器の機能について、「低下あり」が9.5%、「低下なし」が86.7%となっています。

【図表】 3-66 運動器の機能低下(n=2,079)



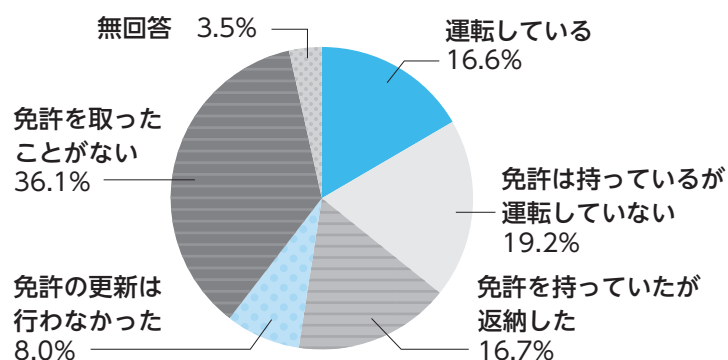
- [第1号・要支援] 認知機能について、「低下あり」が41.7%、「低下なし」が54.0%となっています。

【図表】 3-67 認知機能の低下(n=2,079)



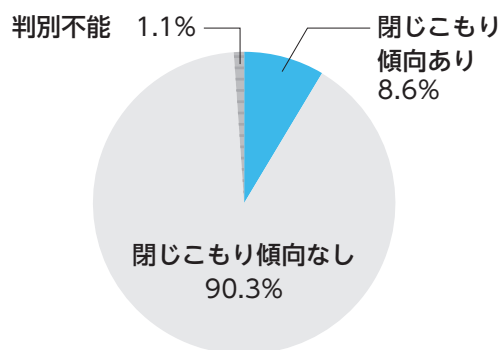
- [第1号・要支援] 車の運転について「運転している」16.6%、「免許は持っているが運転していない」19.2%、「免許を持っていたが返納した」16.7%、「免許の更新は行わなかった」8.0%となっています。

【図表】 3-68 運転状況、免許返納について(n=2,079)



- [第1号・要支援] 閉じこもり傾向については、「あり」が8.6%となっています。

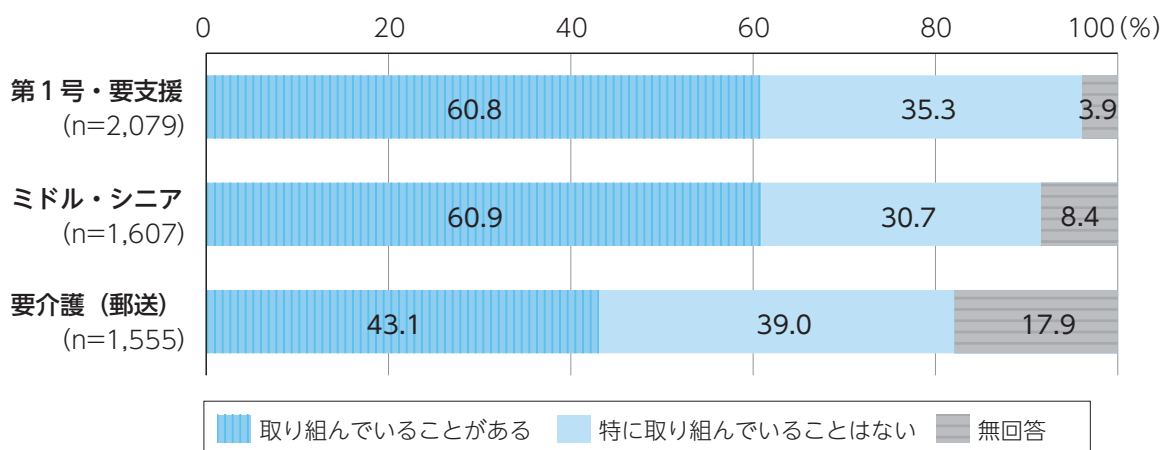
【図表】 3-69 閉じこもり傾向について (n=2,079)



② 健康増進・介護予防の取組について

- 健康の維持・増進や介護予防について「取り組んでいることがある」割合は、[第1号・要支援] が60.8%、[ミドル・シニア] が60.9%、[要介護(郵送)] が43.1%となっています。

【図表】 3-70 健康の維持・増進や介護予防のための取組み



- 健康維持・増進に取り組んでいない主な理由は、〔要介護(郵送)〕では、「面倒で気がすすまないから」26.9%、「興味を持ってないから」14.7%、〔第1号・要支援〕「仕事をしているから」22.9%、「もう少し体の状態に自信がなくなってからでも遅くないから」22.2%となっています。〔ミドル・シニア〕では、「仕事をしているから」56.6%、「面倒で気が進まないから」22.3%の順となっています。

【図表】 3-71 取り組んでいない主な理由

(複数回答、特に理由はない・無回答を除く上位5位のみ)

	要介護(郵送)(n=606)		第1号・要支援(n=734)		ミドル・シニア(n=493)	
第1位	面倒で気が進まないから	26.9%	仕事をしているから	22.9%	仕事をしているから	56.6%
第2位	興味をもてないから	14.7%	もう少し体の状態に自信がなくなってからでも遅くないから	22.2%	面倒で気が進まないから	22.3%
第3位	もう少し体の状態に自信がなくなってからでも遅くないから	12.5%	面倒で気が進まないから	17.4%	もう少し体の状態に自信がなくなってからでも遅くないから	16.4%
第4位	興味はあるが取り組み方がわからないから	7.8%	自分は健康なので必要がないから	11.3%	興味はあるが取り組み方がわからないから	16.0%
第5位	自分は健康なので必要がないから	6.1%	ほかに自分のやりたいことがあるから	10.6%	自分は健康なので必要がないから	7.3%

③ 健康増進・介護予防のために今後取り組んでみたいこと

- いずれの対象者も今後取り組んでみたいことがある人の割合は高く、具体的な取り組みとして〔第1号・要支援〕では、「栄養バランスに気をつけて食事をする」63.3%、〔ミドル・シニア〕では、「自分で定期的な運動や体力づくりの取り組みをする」67.5%、〔要介護(郵送)〕では、「栄養バランスに気をつけて食事をする」47.5%が最も高くなっています。

【図表】 3-72 健康の維持・増進や介護予防のために取り組んでみたいこと

(複数回答、上位5位のみ)

	要介護(郵送)(n=1,555)		第1号・要支援(n=2,079)		ミドル・シニア(n=1,607)	
第1位	栄養バランスに気をつけて食事をする	47.5%	栄養バランスに気をつけて食事をする	63.3%	自分で定期的な運動や体力づくりの取り組みをする	67.5%
第2位	よくかむこと、口の中を清潔に保つことを気をつける	41.0%	自分で定期的な運動や体力づくりの取り組みをする	54.6%	栄養バランスに気をつけて食事をする	64.0%
第3位	自分で定期的な運動や体力づくりの取り組みをする	37.6%	よくかむこと、口の中を清潔に保つことを気をつける	50.1%	仕事をする	44.7%
第4位	家族、友人、知人と交流する	28.9%	家族、友人、知人と交流する	44.2%	家族、友人、知人と交流する	43.1%
第5位	趣味や学習などの活動又は読み書き計算など脳のトレーニングをする	24.0%	趣味や学習などの活動又は読み書き計算など脳のトレーニングをする	35.9%	よくかむこと、口の中を清潔に保つことを気をつける	39.5%

主な課題等

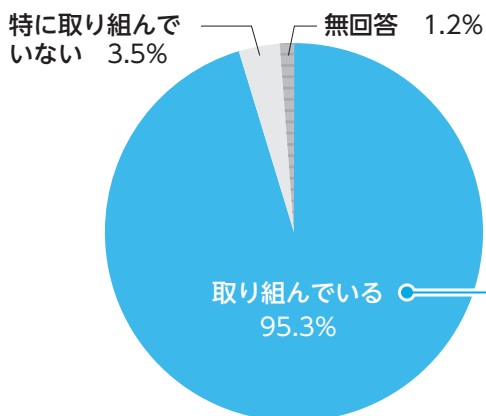
- 健康維持・増進及び介護予防に関心を持ち、取組につなげていくことが課題となります。
- 健康維持・増進及び介護予防のため、高齢者の筋力、認知機能、口腔機能の維持やうつ病対策などに対する日常のケアや機能低下時の適切な診療・支援等が受けられる環境づくりが課題となります。
- 高齢者が安全に安心して外出できるような環境をつくることが課題となります。
- ミドル・シニア世代が、現役引退後も健康的ではりのある生活をおくることができるよう、地域で活躍できる就業の機会や場の確保が課題となります。

8) 災害や感染症対策等について

① 危機管理の体制について

- [事業所] 区内介護サービス事業所のうち災害発生時に向けた準備・対策に取り組んでいる事業所は95.3%で、取り組んでいる項目は「災害発生時対応マニュアルの整備」が68.2%、次いで「緊急連絡網の作成」が62.4%、「家族との連絡手段の確保」が50.6%となっています。

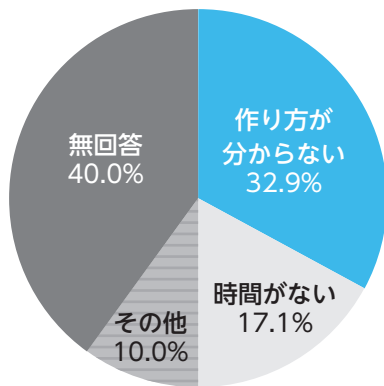
【図表】 3-73 災害発生時に向けた準備・対策(複数回答)



項目	事業所 (n=85)
災害発生時対応マニュアルの整備	68.2%
緊急連絡網の作成	62.4%
家族との連絡手段の確保	50.6%
避難経路の確保	48.2%
家具や什器等の転倒・落下防止	40.0%
従業員や利用者の3日分の備蓄の確保	31.8%
BCPを策定している	16.5%
事業所が行っている対策を利用者と利用者の家族に周知	12.9%
その他	3.5%

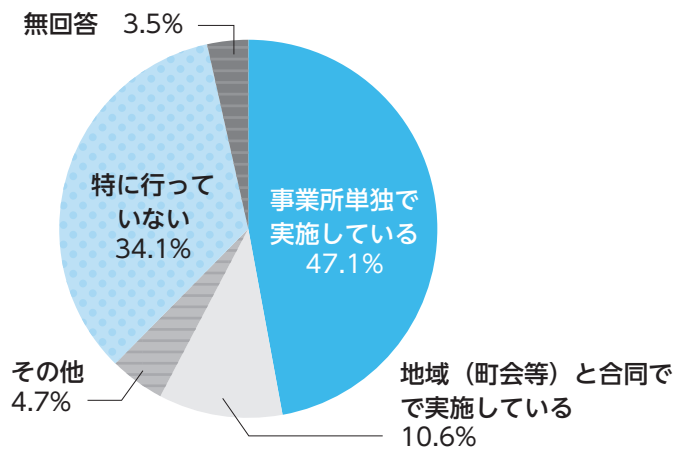
- [事業所]「BCPを策定している」は16.5%(前項の表参照)であるが、BCPが未策定の理由として、「作り方がわからない」32.9%、「時間がない」17.1%となっています。

【図表】 3-74 策定していない主な理由



- [事業所] 災害発生時の避難や安否確認に関する訓練の実施状況について、「事業所単独で実施している」が47.1%、「地域(町会等)と合同で実施している」が10.6%となっています。

【図表】 3-75 災害発生時の避難や安否確認に関する訓練の実施状況



- [事業所] 区内介護サービス事業所での感染症等の予防対策について、「特に行っていない」事業所はなく、何らかの対策が実施されています。具体的には「衛生用品等（マスク、手袋、消毒液等）の購入」が87.1%、「感染症予防マニュアルの整備」が76.5%、「事業所内の設備等について日々清掃・消毒の徹底」が74.1%となっています。

【図表】 3-76 感染症等の予防対策の実施状況(複数回答)

項目	事業所 (n=85)
衛生用品等(マスク、手袋、消毒液等)の購入	87.1%
感染症予防マニュアルの整備	76.5%
事業所内の設備等について日々清掃・消毒の徹底	74.1%
従業員の健康管理	71.8%
介護・看護ケア前後のうがい、手洗いの徹底	70.6%
(従業員に対して)研修等の実施による感染症に関する基礎知識の習得	69.4%
その他	5.9%
特に行っていない	0.0%
無回答	0.0%

② たすけあいについて

- 病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人について、[第1号・要支援]では、「配偶者」54.3%、「別居の子ども」26.9%、[ミドル・シニア]では、「配偶者」60.4%、「同居の子ども」34.0%となっています。

【図表】 3-77 看病や世話をしてくれる人

(複数回答、そのような人はいないを除く上位5位のみ)

	第1号・要支援(n=2,079)		ミドル・シニア(n=1,607)	
第1位	配偶者	54.3%	配偶者	60.4%
第2位	別居の子ども	26.9%	同居の子ども	34.0%
第3位	同居の子ども	23.8%	兄弟姉妹・親戚・親・孫	20.1%
第4位	兄弟姉妹・親戚・親・孫	15.6%	別居の子ども	10.0%
第5位	友人	7.4%	友人	8.3%

主な課題等

- 災害時や緊急時における事業所の迅速かつ適切な対応を支援する取組が課題となります。
- 新型コロナウイルス感染症のような状況における介護サービス基盤の確保が課題となります。
- 避難生活が困難な方への対応や、災害時に在宅生活が継続できるよう住宅への防災対策が課題となります。

第4章

主要項目及び その方向性

1

2

3

4

5

6

7

8

9

資料編

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり ～地域包括ケアシステムの実現～

認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の増加が予想される中、区では、団塊世代が75歳以上となる令和7年(2025年)に向け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を積極的に推進していきます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らし続けられる地域づくりを推進するため、以下4つの主要項目を大きな柱として施策を進めていきます。

1

地域でともに支え合うしくみの充実

地域住民をはじめ各関係機関が、新たな感染症の感染拡大という状況にあっても、相互にその機能を補完し協力しながら地域全体で高齢者の暮らしを守り、ともに助け合う支援体制を推進することが重要です。

そのため、元気高齢者をはじめとする区民が、日常の多様な活動を通じて自分らしく活躍しながら、地域における高齢者の日常生活をサポートする地域コミュニティを育成していきます。

また、介護の専門職による公的なサービスに加え、ボランティア、NPO、地域団体等が提供するサービスを効果的に展開できるよう支援していきます。

さらに、医療と介護を必要とする高齢者や認知症の人を地域で支えるため、切れ目のない在宅医療と介護の連携の取組を推進していきます。

併せて、介護を行っている家族等の心身の負担や孤立感等を軽減させるため、相談体制や情報提供等の充実を図るとともに、高齢者の尊厳ある暮らしが確保されるよう、権利擁護を推進する関係機関との連携を図っていきます。

2

在宅サービス等の充実と 多様な住まい方の支援や取組

介護が必要になっても安心して暮らせる住まいが確保され、かつ、その中で有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能にすることが重要です。

そのため、居宅サービスをはじめ、その人に合った地域密着型サービスなどの介護保険

サービスを適切に提供する更なるサービス基盤の充実とともに、介護サービス事業者のスキルアップを支援し、質の高い介護サービスが確保される取組を推進していきます。

さらに、これらの介護サービスを支える人材について、その創出に取り組むとともに、人材の確保・定着に向けた事業者等への支援を包括的に行っていきます。

また、安心して暮らせる住まいの確保と住まい方の支援を不動産関係団体や居住支援団体と連携して推進するとともに、高齢者のための施設を整備していきます。

3 健康で豊かな暮らしの実現

高齢になっても自分らしい豊かな生活を送るため、健康を維持し、住み慣れた地域の中でつながりと生きがいを持っていきいきと暮らせることが重要です。

そのため、高齢者ができるだけ長く健康な状態を維持・増進するための取組を推進していきます。

さらに、介護等が必要になる状態を予防するとともに、そのような状態になっても軽減又は悪化の防止を図ることで、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができる取組を推進していきます。

また、これまで生活の中心が職場にあった団塊の世代やひとり暮らし高齢者が、生涯学習や趣味の活動等を通じて生きがいを見つけ、様々な形で地域とのつながりを深める仕組みづくりを推進していきます。

4 いざという時のための体制づくり

緊急・災害時に自力で避難することが困難な高齢者への支援体制を推進することが重要です。

そのため、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方が急病や事故等で緊急対応が必要になった場合、適切な対応や連絡が行えるよう高齢者緊急連絡カードの利用促進を図るとともに、日々進歩する情報通信機器等の効果的な活用について検討を進めていきます。

また、災害時に自力で避難することが困難な高齢者等(避難行動要支援者)の安否確認や避難誘導等を円滑かつ迅速に行えるよう、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察、消防等の関係機関との相互連携を図るとともに、より実効性のある体制づくりを構築していきます。

併せて、避難所での生活が著しく困難な高齢者が安心して避難できる福祉避難所を拡充するとともに、地震に強い住まいづくりへの支援を推進していきます。

さらに、介護サービスを提供する事業者が災害時や新たな感染症の拡大時等にも通所者、入所者及び利用者の安全を確保し、かつ、そのサービスを継続して提供できるよう関係機関と連携して支援していきます。

第5章

計画の体系と 計画事業

1

2

3

4

5

6

7

8

9

資料編

1

計画の体系

大項目
1

地域でともに支え合うしくみの充実

小項目	計 画 事 業
1 高齢者等による 支え合いのしく みの充実	1 ハートフルネットワーク事業の充実
	2 文京区地域包括ケア推進委員会の運営
	3 地域ケア会議の運営
	4 小地域福祉活動の推進 地1-1-1
	5 民生委員・児童委員による相談援助活動
	6 話し合い員による訪問活動
	7 みまもり訪問事業 地1-1-9
	8 高齢者見守り相談窓口事業
	9 高齢者クラブ活動(友愛活動)に対する支援
	10 社会参加の促進事業
	11 シルバー人材センターの活動支援
	12 シルバーお助け隊事業への支援
	13 いきいきサービス事業の推進 地1-1-10
	14 ボランティア活動への支援 地1-1-4
	15 ミドル・シニア目線を活かした発信力強化事業
	16 地域活動情報サイト
2 医療・介護の連 携の推進	1 地域医療連携の充実 保2-1-1
	2 在宅医療・介護連携推進事業
	3 「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着

凡例

- は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
- 他の分野別計画で進行管理を行う事業は、事業名の後に当該分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。

地…地域福祉保健の推進計画 保…保健医療計画

小項目	計 画 事 業		
3 認知症施策の推進	1	認知症に関する講演会・研修会	
	2	認知症相談	
	3	認知症ケアパス等の普及啓発	
	4	認知症地域支援推進員の設置	
	5	認知症支援コーディネーターの設置	
	6	認知症サポート医・かかりつけ医との連携	
	7	認知症初期集中支援推進事業	
	8	認知症サポーター養成講座	
	9	認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ	
	10	認知症の症状による行方不明者対策の充実	
	11	認知症検診事業	
	12	認知症とともにパートナー事業	
	13	認知症とともにフォローアッププログラム	
	14	若年性認知症への取組	
	15	生活環境維持事業	
4 家族介護者への支援	1	仕事と生活の調和に向けた啓発	
	2	認知症初期集中支援推進事業	【再掲1-3-7】
	3	認知症サポーター養成講座	【再掲1-3-8】
	4	認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ	【再掲1-3-9】
	5	高齢者あんしん相談センターの機能強化	【再掲1-5-1】
	6	緊急ショートステイ	【再掲2-5-7】
5 相談体制・情報提供の充実	1	高齢者あんしん相談センターの機能強化	
	2	文京ユアストーリー	地2-1-3
	3	老人福祉法に基づく相談・措置	
	4	介護保険相談体制の充実	
	5	高齢者向けサービスの情報提供の充実	
	6	文京区版ひきこもり総合対策	地2-1-10
6 高齢者の権利擁護の推進	1	福祉サービス利用援助事業の促進	地2-3-1
	2	福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実	
	3	成年後見制度利用支援事業	地2-3-4
	4	法人後見の受任	地2-3-5
	5	権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築	地2-3-6
	6	高齢者虐待防止への取組強化	
	7	悪質商法被害等防止のための啓発及び相談	

大項目
2

在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組

小項目	計 画 事 業	
1 介護サービスの充実	1 居宅サービス	
	2 施設サービス	
	3 地域密着型サービス	
	4 事業者への実地指導・集団指導	
	5 介護サービス情報の提供	
	6 給付費通知	
	7 公平・公正な要介護認定	
	8 主任ケアマネジャーの支援・連携	
	9 福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査	
	10 生活保護受給高齢者支援事業	
2 ひとり暮らし・身体能力が低下した高齢者等への支援	1 高齢者自立生活支援事業	
	2 高齢者日常生活支援用具の給付等事業	
	3 院内介助サービス	
	4 高齢者訪問理美容サービス	
	5 高齢者紙おむつ支給等事業	
	6 ごみの訪問収集	
	7 歯と口腔の健康	
3 介護サービス事業者への支援	1 介護サービス事業者連絡協議会	
	2 ケアマネジャーへの支援	
	3 ケアプラン点検の実施	
	4 福祉サービス第三者評価制度の利用促進	
4 介護人材の確保・定着への支援	1 介護人材の確保・定着に向けた支援	
	2 介護施設ワークサポート事業	
5 住まい等の確保と生活環境の整備	1 居住支援の推進	
	2 高齢者住宅設備等改造事業	
	3 住宅改修支援事業	
	4 高齢者施設の整備(特別養護老人ホーム)	
	5 高齢者施設の整備(介護老人保健施設)	
	6 旧区立特別養護老人ホームの大規模改修	
	7 緊急ショートステイ	
	8 公園再整備事業	地3-1-5
	9 文京区バリアフリー基本構想の推進	
	10 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導	
	11 バリアフリーの道づくり	地3-1-1

小項目	計 画 事 業	
1 健康づくりの推進	1	健康相談
	2	健康診査・保健指導 保1-2-2
	3	高齢者向けスポーツ教室
	4	高齢者いきいき入浴事業
	5	高齢者クラブ活動(健康づくり)に対する支援
2 フレイル予防・介護予防の推進	1	短期集中予防サービス
	2	介護予防把握事業
	3	介護予防普及啓発事業 保1-5-2
	4	介護予防ボランティア指導者等養成事業
	5	文の京フレイル予防プロジェクト
	6	地域リハビリテーション活動支援事業
3 日常生活支援の推進	1	訪問型・通所型サービス
	2	介護予防ケアマネジメントの実施
	3	生活支援体制整備
	4	地域介護予防支援事業(通いの場)
4 生涯学習と地域交流の推進	1	アカデミー推進計画に基づく各種事業
	2	文京いきいきアカデミア(高齢者大学)
	3	生涯にわたる学習機会の提供
	4	高齢者クラブ活動(学習と交流)に対する支援
	5	いきがづくり世代間交流事業
	6	いきがづくり文化教養事業
	7	いきがづくり敬老事業
	8	ふれあいいきいきサロン 地1-1-7
	9	福祉センター事業
	10	長寿お祝い事業
	11	シルバーセンター等活動場所の提供

大項目
4

いざという時の
ための体制づくり

小項目	計 画 事 業	
1 避難行動要支援者等への支援	1	避難行動要支援者への支援
	2	災害ボランティア体制の整備 地3-4-3
	3	高齢者緊急連絡カードの整備
	4	救急通報システム
	5	福祉避難所の拡充 地3-4-4
2 災害に備える住環境対策の推進	1	耐震改修促進事業 地3-4-5
	2	家具転倒防止器具設置助成事業 地3-4-6
3 災害等に備える介護サービス事業者への支援	1	事業継続計画マニュアル等の作成支援
	2	介護サービス事業者連絡協議会等を通じた災害等に関する情報提供

2

計画事業

1 地域でともに支え合うしくみの充実

1-1) 高齢者等による支え合いのしくみの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、地域の関係者が相互に連携し、見守り、支え合う体制を強化するため、各団体の活動を支援します。

また、見守りや高齢者の日常生活等をサポートする体制づくりのため、元気高齢者をはじめとする多様な人材を発掘・支援し、サービスの担い手となっていくような取組を進めていきます。

1-1-1 ハートフルネットワーク事業の充実

事業概要

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、関係協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区が相互に連携して地域全体で高齢者の見守り、声かけ等を行うとともに、異変等を発見した場合には迅速に対応できる体制を構築する。

3年間の事業量

項目	元年度実績	5年度末
ハートフルネットワーク協力機関数	653団体	700団体

1-1-2 文京区地域包括ケア推進委員会の運営

事業概要

高齢者の介護、介護予防等に関し、地域の実情を反映させた包括的な地域ケアを効果的に推進するため、高齢者あんしん相談センターの運営など地域包括ケアの推進に関することを協議及び検討する委員会を運営する。

また、区全域レベルの地域ケア会議の機能を兼ねることで、区全体の課題を抽出し各種施策の実現につなげる。

1-1-3 地域ケア会議の運営

事業概要

各高齢者あんしん相談センターを中心に、個別ケースの検討を通じたケアマネジメント支援及び地域課題の把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築を図る。

また、区においては、個別課題及び地域課題の検討の蓄積から区全体の課題を抽出し、施策に取り入れていく。これら各検討会議の内容を相互に反映させることにより、地域包括ケアシステムの構築を推進する。

3年間の事業量

各高齢者あんしん相談センターにおいて、個別課題レベルの地域ケア会議と地域課題の把握・解決に向けた日常生活圏域レベルの地域ケア会議を実施する。

また、区においては、政策形成を視野においた区全域レベルの地域ケア会議を実施する。

1-1-4 小地域福祉活動の推進 (地1-1-1)

事業概要	<p>地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、その解決に向けた取組を地域の人とともに考え、関係機関等と連携することで「個別支援」や「地域の生活支援の仕組みづくり」を行い、地域の支え合い力を高める。</p> <p>また、地域で解決できない問題や、既存の制度・サービスがない課題を解決する仕組みづくりを行う。 【社会福祉協議会実施事業】</p>
3年間の事業量	<p>10名体制になった地域福祉コーディネーターが、地域の支え合い体制づくり推進事業における生活支援コーディネーター、地域づくり推進事業における相談支援包括化推進員を兼務しながら、誰もが参加できる地域の多機能な居場所の立上げや運営についての支援、その他の関連事業や関係機関等との連携を図ることで、住民同士の交流や支え合い、見守り活動のサポートを行っていく。</p>

1-1-5 民生委員・児童委員による相談援助活動

事業概要	<p>民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、障害者の生活上の困りごと、経済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする人と行政機関を繋げるパイプ役を担っている。</p> <p>また、高齢者の孤立を防ぐ居場所作りや、子育てサロンの運営及び乳幼児健診への協力などの予防的福祉活動を行っている。敬老金の配付、緊急連絡カード調査などの区の事業への協力、災害対策への参加など様々な活動をしている。区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行う。</p>
------	---

1-1-6 話し合い員による訪問活動

事業概要	<p>地域のひとり暮らし高齢者等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげていく。</p> <p>また、民生委員、高齢者あんしん相談センター等と連携した見守り活動を行う。</p>
------	--

1-1-7 みまもり訪問事業 (地1-1-9)

事業概要	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域のボランティア(みまもりサポーター)が自宅を定期的に訪問するなどして、安否確認を行う。 【社会福祉協議会実施事業】</p>				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	利用者数	53人	57人	59人	61人
	みまもりサポーター数	53人	55人	56人	57人

1-1-8 高齢者見守り相談窓口事業

事業概要

高齢者の在宅生活の安心を確保するため、各日常生活圏域の高齢者あんしん相談センターの本所又は分室に、見守り相談窓口を設置する。専任職員(見守り相談員)による高齢者への戸別訪問や見守り相談を通じ、生活実態の把握に努め、早期に必要な支援につなげる。

1-1-9 高齢者クラブ活動(友愛活動)に対する支援

事業概要

クラブ会員による一声かけ運動、話し相手(情報提供、外出援助、交流機会の創出)、ひとり暮らしや身体能力が低下した高齢者の安否確認など、身近な隣人・友人としての高齢者相互の心のふれあいを中心とする活動を継続的に行っている。これらの、在宅福祉を支える友愛活動に対して支援する。

1-1-10 社会参加の促進事業

事業概要

ミドル・シニア(概ね50歳以上の方)が、講座受講をきっかけとして地域でボランティア等の活動を開始することを目的に、ミドル・シニア講座、絵本の読み聞かせ講座、高齢者施設ボランティア講座等を実施する。

また、社会参画のきっかけづくりとして、区の情報誌をダイレクトメールで送付する。

1-1-11 シルバー人材センターの活動支援

事業概要

元気でいつまでも働きたいと願う高齢者の地域の受け皿として、シルバー人材センターの活動を支援する。

また、臨時的・短期的・軽易な就業を希望する高齢者に対して、地域社会の日常生活に密着した仕事を中心に引き受け、会員に提供し、生きがいの創出、活力ある高齢社会づくりに貢献する。

3年間の事業量

項目	元年度実績	5年度末
会員数	1,128人	1,352人
就業実人員	912人	1,082人

1-1-12 シルバーお助け隊事業への支援

事業概要

高齢者等の日常生活で起こるちょっとした困りごとに対し、シルバー人材センターが会員を派遣し援助するサービスについて、区が助成することで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する。

3年間の事業量

項目	元年度実績	5年度末
シルバーお助け隊の派遣	241件	320件

1-1-13 いきいきサービス事業の推進 (地1-1-10)

事業概要	<p>区民の参加と協力を得て、日常生活で手助けを必要とする方に対して、家事援助を中心とした有償在宅福祉サービスを提供し、だれもが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう支援する。 【社会福祉協議会実施事業】</p>				
3年間の事業量	項 目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	新規登録利用会員数	125人	135人	140人	145人

1-1-14 ボランティア活動への支援 (地1-1-4)

事業概要	<p>ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の充実、ボランティア・市民活動情報の収集・提供の強化・向上、コーディネート機能の強化等を図り、地域福祉活動の多様化、活性化を図る。</p> <p>また、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進し、ネットワーク化を推進するとともに、活動助成等の支援を充実し、ボランティア・市民活動の輪を広げる。 【社会福祉協議会実施事業】</p>
3年間の事業量	<p>ボランティア養成講座等により地域の担い手を育成しつつ、実際にボランティア活動を行いたい人と実動しているボランティア団体とをつなげる。</p> <p>また、交流会等を通してボランティア活動団体同士のつながりを作ることで、地域活動やボランティア活動の活性化とネットワーク化を進めていく。</p> <p>なお、取組については、オンラインの活用やソーシャルディスタンスを確保した上での講座の開催など、感染症拡大防止を視野に入れた実施方法を検討していく。</p>

1-1-15 ミドル・シニア目線を活かした発信力強化事業

事業概要	<p>ミドル・シニアの行動力とアイデアを活かして、区の情報誌(セカンドステージ・サポート・ナビ)の改訂企画、取材、編集を行う。その内容等を、ミドル・シニアの利用実態に即した情報媒体を活用して積極的に発信するなど、情報発信の強化を行う。</p>
3年間の事業量	<p>情報誌の編集やホームページ作成などに関連する連続講座を年1回開催し、情報誌の改訂や専用サイトの更新などを行う。</p>

1-1-16 地域活動情報サイト

事業概要	<p>NPO法人・ボランティア団体、町会・自治会及び企業等による地域貢献活動などの情報を発信し、地域活動への参加促進を図る。 【社会福祉協議会実施事業】</p>
------	--

1-2) 医療・介護の連携の推進

高齢者一人ひとりのケアを充実するため、在宅生活を支える地域の医療関係者と介護サービス事業者との連携及び調整を円滑にし、必要な医療と介護が継続的・一体的に受けられるよう支援します。

また、介護サービス事業者に対して関係情報を提供し必要に応じて随時研修を開催します。さらに地域全体での連携を図るため、医療連携体制の取組を推進します。

1-2-1 地域医療連携の充実 (保2-1-1)

事業概要

区民に切れ目のない適切な医療を確保するため、地域医療連携推進協議会及び検討部会での協議・検討を通じて、区内の医療機関の役割分担を明確にし、病院・診療所・歯科診療所・薬局等との連携、在宅医療の推進等、地域医療連携の充実を図る。

3年間の事業量

区内大学病院、都立病院、地区医師会・歯科医師会・薬剤師会等で構成する地域医療連携推進協議会及び検討部会において、地域の現状を把握して課題を抽出・整理し、解決策・対応策の協議・検討を進め、地域医療連携の更なる充実を図る。

1-2-2 在宅医療・介護連携推進事業

事業概要

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を包括的・継続的に提供するための、医療・介護関係者の情報共有の支援や地域の医療・介護資源の情報提供など、地域の医療・介護の関係機関の連携体制の構築を推進する。

1-2-3 「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着

事業概要

地域の医院・歯科医院・薬局を掲載した冊子の配布等を通じて、日頃から健康や医療、薬について相談できるかかりつけ医・歯科医・薬剤師を持つことを区民に推奨する。

1-3) 認知症施策の推進

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を行うとともに、認知症の発症時期や症状に応じた切れ目のない支援を行います。

さらに、認知症の本人や家族を支える地域のネットワーキングづくりを促進し、地域における助け合い・支え合いの輪を拡げます。

1-3-1 認知症に関する講演会・研修会

事業概要	講演会や企業・事業者向けの研修会の実施及びパンフレットの活用等により、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を図る。				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	講演会・研修会	3回	8回	8回	8回

1-3-2 認知症相談

事業概要	認知症の早期支援・早期対応を推進するため、高齢者あんしん相談センターにおける嘱託医によるもの忘れ医療相談等の認知症相談会を実施する。
------	--

1-3-3 認知症ケアパス等の普及啓発

事業概要	<p>認知症の本人やその家族が生活機能障害の進行状況に応じて、いつ、どこで、どのような支援を受けることができるのかを早い段階で把握できるよう、適切なサービス提供の流れを整理・明示した認知症ケアパス(あんしん生活ガイド)の普及啓発を図る。</p> <p>また、認知症になっても、日常生活上の工夫があれば、自分らしい生活が続けられることを周知するため、認知症に関する機器展(認PAKU)を実施する。</p>
------	---

1-3-4 認知症地域支援推進員の設置

事業概要	認知症施策を円滑かつ効果的に実施するため、厚生労働省の定める研修を受けた者を認知症地域支援推進員として区に配置し、医療・介護等の支援ネットワークの構築、認知症対応力向上のための支援などを推進する。
------	--

1-3-5 認知症支援コーディネーターの設置

事業概要	認知症支援コーディネーターを高齢者あんしん相談センターに配置し、関係機関と連携の上、認知症の早期支援・早期対応を推進する。
------	---

1-3-6 認知症サポート医・かかりつけ医との連携

事業概要

区内医師会に所属する認知症サポート医を嘱託医として配置し、かかりつけ医と連携しながら、認知症の早期支援・早期対応等の認知症施策を円滑かつ効果的に推進する。

1-3-7 認知症初期集中支援推進事業

事業概要

複数の専門職により構成する認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の本人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、在宅生活のサポートを行う。

1-3-8 認知症サポーター養成講座

事業概要

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の本人やその家族を温かく見守る認知症サポーターを地域に多く養成する。
また、一層の活動参加促進のため、より実践的な対応方法の習得等を内容とする実践的な認知症サポーター講座を実施する。今後は、サポーターの活動の取組を推進する。

3年間の事業量

項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
年間サポーター養成数	1,278人	1,200人	1,200人	1,200人
文京区サポーター総数	15,296人	17,400人	18,600人	19,800人
実践講座	1回	2回	2回	2回

1-3-9 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ

事業概要

認知症の本人を支える家族に対する支援を目的として、認知症家族交流会、介護者教室及び認知症カフェへの取組を推進する。

3年間の事業量

項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
認知症家族交流会(年間)	7回	8回	8回	8回
介護者教室(類型)	8回	8回	8回	8回
認知症カフェ	26回	24回	24回	24回

1-3-10 認知症の症状による行方不明者対策の充実

事業概要

認知症の症状による行方不明者の発生を防止し、また、発生した場合の早期発見・早期保護のため、地域の見守り機能の強化や発見ネットワークの活用を促進する。

3年間の事業量

区民や事業者に対し、メール配信による行方不明認知症高齢者発見ネットワーク登録への協力をお願いし、協力者を毎年50人増やしていくとともに、地域住民等による声かけ模擬訓練の実施など、地域における見守り機能の強化を図る。また、発見時の速やかな身元確認に役立つステッカー等の配付や、民間事業者が運営するGPS探索サービスの利用助成を行う。

1-3-11 認知症検診事業

事業概要

認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発と、本人による認知症の早期の気づきを支援するため、55歳から75歳までの5歳ごとの節目検診を実施する。検診では、認知機能測定デジタルツールによる脳の健康度測定を行い、結果について医師からのアドバイスがあるほか、必要に応じて医療機関や、看護師による6か月間の支援等につなげる。

3年間の事業量

項 目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
認知症検診普及啓発対象者	—	12,000人	13,000人	13,000人

1-3-12 認知症とともにパートナー事業

事業概要

協力医療機関受診や認知症検診において、医師から認知機能の低下により生活上のサポートが必要と判断された方が、必要なサービス等につながるができるように、訪問看護ステーションの看護師による最長6か月間の伴走型の支援を行う。

1-3-13 認知症とともにフォローアッププログラム

事業概要

認知症の本人やその家族、今はまだ認知症でない方も参加でき、脳と体の健康をマネジメントするプログラムを実施する。プログラム内容は、脳の健康度測定や脳と体を活性化させるためのエクササイズ体験、医師や管理栄養士・健康運動指導士による講話等を行う。

1-3-14 若年性認知症への取組

事業概要

東京都若年性認知症総合支援センターや文京区若年性認知症の会(シエル・ブルー)等の関係機関と連携し、若年性認知症の方への支援を行うとともに、若年性認知症相談支援に関する研修に参加し、職員の知識習得・相談支援技術向上を図る。

1-3-15 生活環境維持事業

事業概要

認知症高齢者等のうち、自己で生活環境の整備を行うことが困難な方に対し、廃棄物処理等のサービスを実施し、生活環境の維持保全を行う。

1-4) 家族介護者への支援

介護を行っている家族(家族介護者)の心身の負担を軽減するため、定期的な介護保険サービスの利用のほか、要介護者の在宅生活の継続や質の向上を図る事業を実施するとともに、認知症の人を介護する家族が、互いに交流する場や機会を提供します。

また、介護の知識や仕事との両立について、情報提供や意識啓発を行います。

1-4-1 仕事と生活の調和に向けた啓発

事業概要

多様な働き方の実現に向けた意識を高めていくため、情報提供や広報・啓発活動を行う。

1-4-2 認知症初期集中支援推進事業 【再掲1-3-7参照】

1-4-3 認知症サポーター養成講座 【再掲1-3-8参照】

1-4-4 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ 【再掲1-3-9参照】

1-4-5 高齢者あんしん相談センターの機能強化 【再掲1-5-1参照】

1-4-6 緊急ショートステイ 【再掲2-5-7参照】

1-5) 相談体制・情報提供の充実

介護保険の申請や高齢者の総合相談など一人ひとりの様々なニーズに応え、切れ目のない生活支援が提供できるよう、相談体制及び情報提供の充実を図ります。

このため、関係機関と協力しつつ、地域における高齢者福祉の拠点としての役割を果たす高齢者あんしん相談センターの機能及び体制を強化し、各種相談窓口等と連携していきます。

1-5-1 高齢者あんしん相談センターの機能強化

事業概要

多様化・複雑化する相談や困難事例への適切な対応、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進など高齢者あんしん相談センターに期待される多様な役割を十分に果たせるよう、センターの後方支援やセンター間の総合調整を担う体制の整備を検討する。

1-5-2 文京ユアストーリー (地2-1-3)

事業概要

人生の最後まで安心して住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、身寄りのない高齢者を対象に、元気なうちから社会参画支援及び定期連絡・訪問を行い、判断能力等の衰えが見られる場合には、利用者の意向に沿って、後見制度や介護サービスの紹介、葬儀や家財処分の準備等の支援を行う。 【社会福祉協議会実施事業】

3年間の事業量

項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
契約実績	2件	10件	15件	20件

1-5-3 老人福祉法に基づく相談・措置

事業概要

高齢者に関する相談を受け、実情の把握に努め、高齢者あんしん相談センター等関係機関と連携を図りながら必要な支援を行う。
また、養護老人ホームや特別養護老人ホームへの入所や介護保険サービス利用にかかる措置、成年後見制度にかかる審判請求等を行う。

1-5-4 介護保険相談体制の充実

事業概要

区民や介護サービス事業者からの介護保険に関する相談・苦情等に対し、適切な助言や情報提供、関係機関の紹介等を行い、早期解決を図る。

1-5-5 高齢者向けサービスの情報提供の充実

事業概要

高齢者のための福祉・保健サービスをわかりやすくまとめた情報誌の作成やホームページ・区報・フェイスブック等様々な媒体を活用し、高齢者向けサービスの情報提供を適宜行う。

1-5-6 文京区版ひきこもり総合対策 (地2-1-10)

事業概要	ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、義務教育終了後の全年齢の方を対象に「ひきこもり等自立支援事業(S T E P事業)」(Support支援/Talk相談/Experience経験/Place居場所)を行う。 また、令和2年4月より「文京区ひきこもり支援センター」を設置し、ひきこもり支援の総合窓口として、ご本人やご家族等からの相談を受けるとともに、関係機関と連携しながら支援を行う。					
	3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
		STEP事業相談件数	417件	480件	490件	500件
		STEP事業支援利用件数	544件	680件	690件	700件
		ひきこもり支援センター相談件数	—	60件	60件	60件

1-6) 高齢者の権利擁護の推進

自分らしく安心して暮らし続けるために、福祉や介護などの支援が必要な高齢者が適切なサービスを主体的に選択できるよう、福祉サービスの利用支援を継続して進めます。

また、虐待防止や消費者トラブル防止に向けた啓発や相談を行うとともに、成年後見制度の普及及び利用支援を行い、高齢者の権利擁護を推進します。

1-6-1 福祉サービス利用援助事業の促進 (地2-3-1)

事業概要	高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援を必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援する。 【社会福祉協議会実施事業】					
	3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
		福祉サービス利用援助事業件数	51件	59件	64件	69件
		財産保全管理サービス件数	15件	17件	18件	19件

1-6-2 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実

事業概要	福祉サービスの利用にあたり、利用契約やサービス内容について、サービス提供者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援を行う。 また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図る。 【社会福祉協議会実施事業】				

1-6-3 成年後見制度利用支援事業 (地2-3-4)

事業概要	<p>成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費を負担することが困難である者に対し、その費用を助成する。【社会福祉協議会実施事業】</p> <p>また、後見人等の報酬に係る費用を負担することが困難である者に対し、その費用を助成する。</p>					
	3年間の事業量	項 目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
		成年後見等申立費用助成	2件	2件	3件	4件
		成年後見等報酬助成	15件	17件	18件	19件

1-6-4 法人後見の受任 (地2-3-5)

事業概要	<p>成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施する。【社会福祉協議会実施事業】</p>					
	3年間の事業量	項 目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
		法人後見受任数	7人	9人	10人	10人

1-6-5 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築 (地2-3-6)

事業概要	<p>成年後見制度利用促進計画で定められた広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等を備えた、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。このネットワークを推進する中核機関を文京区社会福祉協議会に委託し、権利擁護センターとの有機的な連携を図りながら、福祉・法律の専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図るとともに、市民後見人を含む後見人の担い手の育成等の検討を行うことで、制度の利用促進を図る。</p>				
	3年間の事業量	<p>協議会において各種専門職団体や関係機関の協力・連携強化を推進するとともに、福祉・法律の専門職による専門的助言等の支援を確保する。</p> <p>また、地域の事業所等に向けた周知活動等を行うことにより、成年後見制度の利用促進、権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築に向けた取組を進める。</p>			

1-6-6 高齢者虐待防止への取組強化

事業概要	<p>虐待を受けたと思われる高齢者の状況を速やかに確認し、保護等の必要な措置を講じる。</p> <p>また、高齢者虐待に係る通報義務や早期発見などの広報啓発活動の実施や成年後見制度の利用促進等を通じて、高齢者の権利擁護の実現に向けた取組を進める。</p>				

1-6-7 悪質商法被害等防止のための啓発及び相談

事業概要	<p>消費者の自立を支援することを目的に、消費者被害防止のための出前講座などを実施する。</p> <p>また、消費者トラブルに関する消費者相談を行う。</p>				

2

在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組

2-1) 介護サービスの充実

高齢者が安心して利用できる質の高い適切な介護サービスを確保するため、介護サービス基盤の整備や、必要なサービスを提供できる支援策の確立に取り組んでいきます。

2-1-1 居宅サービス

事業概要

要支援・要介護状態になっても可能な限り居宅において、本人の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護等のサービスを提供する。

2-1-2 施設サービス

事業概要

在宅での生活が困難な方のための介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、在宅復帰に向けてリハビリを中心に行うための介護老人保健施設及び急性期の治療を終え長期の療養を行うための介護療養型医療施設(介護医療院)に入所(入院)している要介護者に対し、施設内において介護等のサービスを提供する。

2-1-3 地域密着型サービス

事業概要

高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるよう、地域の特性に応じたサービスを提供する。また、民間事業者による地域密着型サービス事業所の整備を促進する。

	項 目	元年度実績	5年度末
3年間の 事業量	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 箇所	2 箇所
	小規模多機能型居宅介護	5 箇所	7 箇所
	看護小規模多機能型居宅介護	1 箇所	
	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	9 箇所	10 箇所

2-1-4 事業者への実地指導・集団指導

事業概要

居宅サービス事業者等に対し、適正化に係る制度周知のための研修会や実地指導及び監査を実施することにより、介護保険制度の円滑かつ適正な運営、介護サービスの質の向上及び介護サービス利用者の保護を図る。

	項 目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
3年間の 事業量	事業所実地指導及び監査	30箇所	30箇所	30箇所	30箇所
	集団指導	1回	1回	1回	1回

2-1-5 介護サービス情報の提供

事業概要

介護保険事業の適正・円滑な実施に資するため、居宅・通所・訪問・施設系の介護サービス事業者情報の収集・提供を行う。

2-1-6 給付費通知

事業概要

適正な介護サービス及び総合事業サービスが提供されているか、利用者及びその家族が確認できるよう給付費通知を送付し、事業者の不正請求を防ぐとともに、介護給付費についての利用者の理解促進を図る。

2-1-7 公平・公正な要介護認定

事業概要

介護(介護予防)サービスを必要とする申請者に対して、認定調査書と主治医意見書に基づき必要な介護及び支援の程度を「介護認定審査会」において、適正・客観的に判定を行う。

2-1-8 主任ケアマネジャーの支援・連携

事業概要

地域ケアマネジメント力向上の中核的役割を担う主任ケアマネジャーに対し、研修の実施や意見交換等の場の提供により資質向上を図るとともに、主任ケアマネジャーと連携し、ネットワーク構築や包括的・継続的ケアマネジメントの支援を行う。

2-1-9 福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査

事業概要

利用者の状態像に合った福祉用具購入・住宅改修が提供されているか、利用者宅へ訪問し調査する。

	項 目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
3年間の事業量	福祉用具の購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査	13件/年	15件/年	15件/年	15件/年

2-1-10 生活保護受給高齢者支援事業

事業概要

支援員を配置し、生活保護受給者のうち介護サービス利用者宅を訪問し、介護サービスの利用状況等について確認する。併せて、それ以外の65歳以上宅を訪問し、生活状況を確認するとともに、受給者のニーズを踏まえた支援を行う。

2-2) ひとり暮らし・身体能力が低下した高齢者等への支援

ひとり暮らし等の高齢者が孤立化せず、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、必要に応じて安否の確認を行うとともに、日常生活を支援する事業等を実施していきます。

また、身体状況が低下した状態にある高齢者の日常生活の質の向上を図るため、介護保険サービスのほか、理美容サービスや紙おむつ支給等の様々な支援を行います。

2-2-1 高齢者自立生活支援事業

事業概要

65歳以上で、骨折や退院等により一時的に援助を要する方や、初期の認知症・精神疾患などにより生活への助言や指導が必要な方が、自立した生活を営むことができるように、一定期間ヘルパーを派遣し支援する。

2-2-2 高齢者日常生活支援用具の給付等事業

事業概要

65歳以上で身体状況が低下し日常生活を営むうえで支障がある方に対し、用具の給付及び補聴器購入費用の助成等を行うことにより日常生活の利便を図る。

2-2-3 院内介助サービス

事業概要

医療機関受診時に付添いが必要で、一定の要件を満たす高齢者に対し、受診時の待ち時間における付添い等のサービスを提供することにより、一人では通院が困難な高齢者の通院の機会を確保する。

3年間の事業量

項 目	元年度実績	5年度末
利用者数	325人	353人

2-2-4 高齢者訪問理美容サービス

事業概要

65歳以上の在宅の方で、理美容店までの外出が困難な座位を保てない状態の方又は常に介護が必要な認知症の本人やその家族からの申請に基づき、訪問理美容券を発行し高齢者の理美容の機会を確保する。

2-2-5 高齢者紙おむつ支給等事業

事業概要

65歳以上で身体状況の低下により失禁があり、おむつを使用している方に対し、紙おむつの支給又はおむつ費用の一部を助成することにより、精神的又は経済的負担の軽減を図る。

2-2-6 ごみの訪問収集

事業概要

65歳以上のみの世帯、日常的に介助又は介護を必要とする方のみの世帯等、その他区長が特に必要であると認めた世帯のいずれかに該当する者のみで構成される世帯であって、自らごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯に対して家庭の可燃ごみ・不燃ごみを、清掃事務所職員が戸別に玄関先またはドアの前から収集する。

2-2-7 歯と口腔の健康

事業概要

成人の口腔衛生の保持健康を図り、かかりつけ歯科医を持つ機会を提供するため、歯周疾患検診を実施する。

また、疾病や障害等で歯科医院へ通院困難な在宅療養者に対して、歯科医師や歯科衛生士が自宅に訪問し、歯科健診及び予防相談指導を行い、在宅療養者の口腔衛生の向上を図る。

2-3) 介護サービス事業者への支援

介護保険事業の適切な運営を推進していくためには、介護サービス事業者の介護保険事業に対する理解や協力が必要不可欠です。

そのため、介護サービス事業者相互や区と事業者との連携を図るとともに、情報共有や研修等の必要な支援を行うことで、事業者が提供するサービスの向上を目指します。

2-3-1 介護サービス事業者連絡協議会

事業概要

介護サービス事業者相互間及び区との連携促進及び区民に適切な介護サービスの提供を行うため、協議会及び部会を設置・運営する。

また、部会において、介護従事者の資質・実務能力向上に資する研修を実施する。

	項 目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
3年間の 事業量	事業者連絡協議会	2回	2回	2回	2回
	事業者部会(居宅・訪問・通所・施設)	6回	7回	7回	7回

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、元年度部会1回中止

2-3-2 ケアマネジャーへの支援

事業概要

在宅介護を支えるため、高齢者あんしん相談センターがケアマネジャーからの個別相談に応じるとともに、スキルアップのための研修会・勉強会を開催する。

2-3-3 ケアプラン点検の実施

事業概要

居宅介護支援事業者等が利用者の状態に応じたより良いケアプランの作成ができるよう、事業者ごとに必要な支援を行う。

2-3-4 福祉サービス第三者評価制度の利用促進

事業概要

福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図る。

2-4) 介護人材の確保・定着への支援

必要な介護サービスの提供を確保するためには、質の高いサービスを提供する人材の安定的な確保と定着が必要不可欠です。

そのために、区内介護サービス事業者と連携し、介護人材を確保するためのイベントや定着のためのネットワークづくり等、介護人材不足を解消するための施策に取り組みます。

2-4-1 介護人材の確保・定着に向けた支援

事業概要

介護人材の確保・定着を促進するため、介護職員に対する住宅費補助や、将来の介護サービスの担い手となる学生等を対象とした区内介護事業所等見学ツアー、出張講座、介護の魅力伝えるイベントの実施、啓発冊子の作成・配布等を行う。さらに、介護従事者の専門性の向上や職員の職場定着を目的とした資格取得支援や研修の実施、新たな介護人材としての外国人の受け入れに対する支援や介護未経験者を対象とした研修など、包括的な事業を介護サービス事業者と連携し行う。

	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
3年間の事業量	介護施設従事職員住宅費補助	56人	60人	60人	60人
	介護職員初任者研修受講費用補助	2人	20人	20人	20人
	介護職員実務者研修受講費用補助	10人	20人	20人	20人
	外国人介護職員採用補助	11人	12人	12人	12人

2-4-2 介護施設ワークサポート事業

事業概要

シルバー人材センターに「介護施設お助け隊」を設置し、介護施設の臨時的又は軽易な業務を引き受けることで、高齢者の活躍の場の拡大とあわせ、介護人材不足を側面から支援する。

また、就業に興味のある高齢者を対象に、介護に関する基礎的な講義と就業体験を行うセミナーを開催し、福祉の担い手として活躍する元気高齢者の裾野を広げていく。

2-5) 住まい等の確保と生活環境の整備

生活の基盤として必要な住まい等の確保と高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう住まい方の支援に取り組みます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに自立した在宅生活が送れるよう、バリアフリー化等を推進します。

2-5-1 居住支援の推進

事業概要

住宅確保要配慮者(高齢者、障害者、ひとり親世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者)に対し、区内不動産店及び家主の協力を得ながら、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保を進めるとともに、様々な既存の住宅ストックを活用することで住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進する。

また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営む住まい方ができるよう様々な機関と連携した支援をするとともに、文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する「文京区居住支援協議会」において、相談支援等住まい方に関する支援を検討していく。

あわせて、区営住宅、シルバーピア及び障害者住宅の適切な管理運営を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう関係機関と連携した支援を行うとともに、都営住宅等の募集に関する情報提供等を適切に行うことで、特に住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図る。

2-5-2 高齢者住宅設備等改造事業

事業概要

65歳以上で要介護又は要支援の認定を受けた方のうち、日常生活を営むうえで住環境の改善を必要とする高齢者に対し、その方の居住する住宅設備等の改造に係る費用の一部を給付することにより日常生活の安全性、利便性の向上を図る。

2-5-3 住宅改修支援事業

事業概要

ケアマネジャーがついていない利用者が介護保険住宅改修費申請を行う場合に、申請に必要な「住宅改修が必要な理由書」を福祉住環境コーディネーター等が作成した際に、作成費用の補助を行う。

2-5-4 高齢者施設の整備(特別養護老人ホーム)

事業概要

施設入所が必要な高齢者の増加に対応するため、公有地等の活用を図りながら民間事業者に対する支援を行い、特別養護老人ホームの整備を進める。

3年間の事業量

小日向二丁目旧財務省小日向住宅跡地を活用し、民間事業者主体による特別養護老人ホームを整備する。

2-5-5 高齢者施設の整備(介護老人保健施設)

事業概要

要介護状態の高齢者が在宅生活に復帰することを支援するため、民間事業者に対する支援を行い、在宅復帰を目的としたリハビリテーション中心の介護サービスを提供する介護老人保健施設を整備する。

2-5-6 旧区立特別養護老人ホームの大規模改修

事業概要

老朽化が進んでいる旧区立特別養護老人ホームについて、施設入所が必要な高齢者を支援するための良好な環境の整備を推進するため、大規模改修を実施する。

3年間の事業量

文京くすのきの郷について、経年劣化により低下した建物躯体、建築設備等の機能を回復させるための改修等を実施する。なお、文京白山の郷、文京千駄木の郷についても、状況を確認しながら、順次、大規模改修を実施していく。

2-5-7 緊急ショートステイ

事業概要

介護や見守りの必要な高齢者等の介護者が特別な理由で、一時的に介護が困難になった場合等に短期入所サービスを提供する。

2-5-8 公園再整備事業 (地3-1-5)

事業概要

区立の公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、「文京区公園再整備基本計画」に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行う。

また、便器の洋式化やバリアフリー対応等が必要な公衆・公園等トイレについても、高齢者をはじめ、障害者や子育てをしている人などの利用に配慮した整備を推進する。

3年間の事業量

項 目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
公園・児童遊園再整備	2園	4園	4園	5園

2-5-9 文京区バリアフリー基本構想の推進

事業概要

文京区バリアフリー基本構想の重点整備地区別計画に位置付けた特定事業(具体的なバリアフリー事業)の進捗管理を行うとともに、道路や施設等のバリアフリー化を一体的に推進する。

2-5-10 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導

事業概要

高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進する。

2-5-11 バリアフリーの道づくり (地3-1-1)

事業概要	文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路(1次経路及び歩道のある2次経路)の歩道の拡幅、平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行い、すべての人にやさしい道路の実現を図る。				
3年間の事業量	項 目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	生活関連経路に指定された区道の整備率	8.3%	12.5%	15.0%	17.5%

3 健康で豊かな暮らしの実現

3-1) 健康づくりの推進

高齢者がいつまでも健康を維持していくため、地域の中でいきいきとした生活が続けられるよう、区民に対する普及啓発事業のほか、高齢者クラブの会員同士が自主的な取組を行う活動を支援します。

また、体育施設における高齢者向けの各種スポーツ教室の実施などを通して、健康づくりを進めていきます。

3-1-1 健康相談

事業概要	区民が自らの健康状態を把握できるよう、必要に応じ、血圧測定、尿検査、血液検査などを行う健康相談を実施する。
------	---

3-1-2 健康診査・保健指導 (保1-2-2)

事業概要	40歳以上の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度に加入する区民等を対象として、メタボリックシンドロームに着目した、特定健康診査・特定保健指導を継続実施し、生活習慣病の発症や重症化を予防する。		
3年間の事業量	項 目	元年度実績	5年度末
	特定健康診査受診率	44.9%	60%
	特定保健指導実施率(終了率)	12.4%	60%

3-1-3 高齢者向けスポーツ教室

事業概要	60歳以上の区内在住・在勤者を対象として、高齢者水中ウォーキング教室、シニア健康体操教室及び高齢者水泳+健康体操教室を実施する。
------	--

3-1-4 高齢者いきいき入浴事業

事業概要

外出機会の拡大や健康増進のため、区内公衆浴場を活用してシニア入浴事業を実施し、高齢者の交流の場とする。

3-1-5 高齢者クラブ活動(健康づくり)に対する支援

事業概要

ペタンク大会・輪投げ大会や健康体操教室、都のシニア健康フェスタなど健康事業への参加など、会員相互の親睦を深め健康増進を図る活動を継続的に行っている。これらの、介護予防や健康寿命の延伸に資する健康づくり活動に対して支援する。

3-2) フレイル予防・介護予防の推進

高齢者が住み慣れた地域で健康にいきいきとした暮らしを続けるため、フレイル予防・介護予防に関する普及啓発を積極的に行うとともに、高齢者等の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い・支え合いの輪を拡げる取組を推進します。

さらに、医療専門職等の関与を促進し、効果的なフレイル予防・介護予防のプログラム講座等を実施するとともに、リスクの高い高齢者を早期に発見し、適切な医療や介護サービスにつなげる取組を推進します。

3-2-1 短期集中予防サービス

事業概要

生活機能等の低下が見られる高齢者に対して、筋力向上、口腔機能向上、栄養改善の複合型プログラムを実施する。

3-2-2 介護予防把握事業

事業概要

介護認定を受けていない75歳以上84歳以下の高齢者に「基本チェックリスト」を送付し、生活機能等に低下が見られるか把握するとともに、自身の心身や生活機能等の状態を知ること、介護予防に取り組む契機とする。

3-2-3 介護予防普及啓発事業 (保1-5-2)

事業概要

文の京介護予防体操、介護予防教室、介護予防講演会、出前講座、介護予防展等を実施して介護予防の重要性を周知するとともに、すべての高齢者が介護予防に取り組むきっかけづくりと取組の機会を提供する。

3年間の事業量

元年度実績

2,374人

5年度末

3,910人

3-2-4 介護予防ボランティア指導者等養成事業

事業概要

地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨折予防教室ボランティア指導員等の養成を図る。

3-2-5 文の京フレイル予防プロジェクト

事業概要

高齢者の虚弱(フレイル)を予防するため、フレイルチェックなどの取組を、区内の住民主体の通いの場などと連携して実施する。フレイルチェックは、健康運動指導士等の専門職からなる「フレイルトレーナー」の助言を受けながら、専門の研修を受けた区民からなる「フレイルサポーター」が中心となって主体的に運営する。

	項 目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
3年間の事業量	フレイルサポーター養成講座受講者	25人	25人	25人	25人
	フレイルチェック参加者	147人	400人	600人	800人

3-2-6 地域リハビリテーション活動支援事業

事業概要

住民主体の通いの場等の地域の介護予防活動にリハビリテーション専門職を派遣し、専門職としての知見を活かした介護予防に関する技術的な助言、指導等を行い、地域の自主的な介護予防活動を支援する。

3-3) 日常生活支援の推進

高齢者の在宅生活を支えるため、区民等における地域活動への参加の取組を推進するとともに、高齢者のニーズと地域の多様な主体による支援とのマッチングにより、生活支援体制のさらなる充実を図ります。

さらに、住民主体の通いの場等におけるフレイル予防・介護予防の取組を積極的に展開し、地域を支える担い手を創出するとともに、地域における助け合い・支え合いのための居場所づくりの取組を推進します。

3-3-1 訪問型・通所型サービス

事業概要

高齢者の方が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、訪問型・通所型サービスや多様な主体の参加による生活支援のサービスを提供する。

3-3-2 介護予防ケアマネジメントの実施

事業概要

要支援者及び基本チェックリストで該当した対象者に対し、心身の状態や生活機能等を把握・分析するとともに、個々の目標を記載した介護予防サービス・支援計画書を策定・交付する。対象者の状況等を適宜モニタリング・評価し、必要に応じてサービス計画の見直し、サービス事業者等との調整や助言を行う。

3-3-3 生活支援体制整備

事業概要

社会福祉協議会に配置する生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の活動を支援し、多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築支援、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングなどを推進する。
【社会福祉協議会実施事業】

3-3-4 地域介護予防支援事業(通いの場)

事業概要

介護予防のための体操等とともに、住民同士の助け合い・支え合い活動を積極的に推進していく。
【社会福祉協議会実施事業】

3-4) 生涯学習と地域交流の推進

アカデミー推進計画に基づく各種事業の実施により、豊かな学びの場を用意するとともに、高齢者をはじめとした参加者同士の様々な交流を通じて、いきいきと地域で暮らすことができる環境を整えます。

さらに、交流機会を創出し、外出のきっかけづくりや仲間づくりを推進します。

3-4-1 アカデミー推進計画に基づく各種事業

事業概要

アカデミー推進計画に基づく各種事業の実施により、豊かな学びの場を提供する。

3-4-2 文京いきいきアカデミア(高齢者大学)

事業概要

高齢者が継続的に学ぶ機会を提供するとともに、高齢者同士の親睦を図ることを目的として、2年制の講座を実施する。

3-4-3 生涯にわたる学習機会の提供

事業概要

バラエティに富んだ魅力的な生涯学習プログラムを提供し、区民の様々なニーズに対応した生涯学習の機会を提供する。

3-4-4 高齢者クラブ活動(学習と交流)に対する支援

事業概要

専門の講師を招いて行う教養講演会や各クラブの教室、秋に行う「いきいきシニアの集い」の作品展示や「芸能大会」での演目披露、区内学生との交流などの活動を継続的に行っている。これらの、いきがい向上に資する学習や交流活動に対して支援する。

3-4-5 いきがづくり世代間交流事業

事業概要

高齢者同士や多世代交流を通じた高齢者の生きがいや健康の向上を図るため、区内大学の協力による学生と高齢者との交流や、高齢者クラブ等の作品展示や活動紹介、教室事業をクラブ会員と学生ボランティアの運営支援で行う「いきいきシニアの集い」等を実施する。

3-4-6 いきがづくり文化教養事業

事業概要

高齢者の生きがい向上及び外出機会の拡大を図るため、元気ではつらつカラオケ体操教室や囲碁・将棋交流会等を実施する。

3-4-7 いきがづくり敬老事業

事業概要

高齢者の生きがいや健康の向上、外出機会の拡大を図るため、高齢者マッサージサービスや、高齢者クラブが日頃の活動場所で舞踊や歌の発表などを行う「敬老の日の集い」等を実施する。

3-4-8 ふれあいいきいきサロン (地1-1-7)

事業概要

外出の機会が少なくなりがちな高齢者、障害者、子育て世代等が、食事会、おしゃべり等を楽しむ場を通して、地域での交流を深めることで、孤立化を予防し、地域の中で支え合い、誰もが安心して楽しく暮らせるよう、住民主体のサロンづくりを支援する。
【社会福祉協議会実施事業】

3年間の事業量

項 目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
サロン設置数	120箇所	130箇所	135箇所	140箇所

3-4-9 福祉センター事業

事業概要

高齢者の仲間づくりや教養の向上・健康維持を目的に、健康維持や介護予防に資する事業、交流事業、入浴サービス事業、健康相談事業、文京総合福祉センター祭り等を実施する。

3-4-10 長寿お祝い事業

事業概要

長年にわたり社会に尽力してきた高齢者に敬意を表し、長寿と健康を願って、民生委員の協力のもと、敬老のお祝いを贈呈する。新たに100歳となる方には、誕生日前後に訪問の上、贈呈を行う。

3-4-11 シルバーセンター等活動場所の提供

事業概要

高齢者の生きがい向上及び健康の維持増進等を図るため、高齢者団体に趣味の活動や会議の場としてシルバーセンター及び福祉センターを提供する。

4

いざという時のための体制づくり

4-1) 避難行動要支援者等への支援

避難行動要支援者等について、区民防災組織、民生委員・児童委員、介護事業者等と連携をさらに強化し、支援体制の充実を図ります。

また、避難行動要支援者等が避難できる場所について、区内の福祉関連施設等と連携・協力して整備を進めていきます。

4-1-1 避難行動要支援者への支援

事業概要

災害時の避難行動に支援を要する者に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、支援者や関係機関との連携強化による状況把握等を実施し、支援体制の充実を図る。

また、災害時の停電等により、生命の危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、障害特性に合わせた支援内容の検討を行っていく。

4-1-2 災害ボランティア体制の整備 (地3-4-3)

事業概要

災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの体制の整備に努め、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮らせる仕組みづくりに努める。
【社会福祉協議会実施事業】

3年間の事業量

災害時の被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、感染症の感染拡大防止対策も見据え、オリエンテーションやボランティアの受付方法等のあり方を検討するとともに、マニュアルをボランティアにとってわかりやすい構成に工夫するなど、より実践的な取組を行う。

4-1-3 高齢者緊急連絡カードの整備

事業概要

区、民生委員、話し合い員及び高齢者あんしん相談センターが、65歳以上のひとり暮らしの高齢者や80歳以上の高齢者のみの世帯の緊急連絡先やかかりつけ病院などの情報を共有し、緊急事態に適切に対応する。

3年間の事業量

項目	元年度実績	5年度末
設置人数	7,056人	7,584人

4-1-4 救急通報システム

事業概要	<p>おおむね65歳以上のひとり暮らし等の方で、身体上慢性疾患があるなど常時注意を要する方が、家の中における急病などの救急時に、ペンダントボタン等の専用通報機を用いて、区が契約している民間会社を通じて東京消防庁に通報することにより、速やかな救援を行う。</p>
------	--

4-1-5 福祉避難所の拡充 (地3-4-4)

事業概要	<p>避難所で避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、保護するための二次避難所である福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進める。</p>
3年間の事業量	<p>区内に設置される福祉施設の運営事業者との間で、災害時における福祉避難所の開設等の相互協力に関する協定を締結し、福祉避難所の拡充を図る。 あわせて、協定を締結している福祉避難所が災害時に機能を発揮できるよう、訓練や運営マニュアルの改善、備蓄物資の拡充などに取り組むとともに、新たな感染症対策を踏まえた運営体制を検討する。</p>

4-2) 災害に備える住環境対策の推進

高齢者が安心して在宅生活を継続できるよう、安全な住環境を守るための対策を推進します。

そのため、地震発生時に備えた耐震改修工事等の費用助成や、家具の転倒等による事故を未然に防止するため、家具転倒防止器具設置と購入に係る費用助成を行います。

4-2-1 耐震改修促進事業 (地3-4-5)

事業概要	<p>建築物の所有者が建物の耐震性能を把握し、耐震改修を行えるよう、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行う。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇する。</p>				
3年間の事業量	項 目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	木造住宅耐震診断 (高齢者・障害者)	16件	18件	18件	18件
	木造住宅耐震改修 (高齢者・障害者)	1件	2件	2件	2件
	木造住宅耐震シェルター等 (高齢者・障害者)	0件	1件	1件	1件

4-2-2 家具転倒防止器具設置助成事業 (地3-4-6)

事業概要	災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止し在宅避難を推進するため、家具の転倒等防止器具の購入・設置にかかる費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発する。				
	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
3年間の事業量	家具転倒防止器具設置助成数	—	500件	500件	500件

4-3) 災害等に備える介護サービス事業者への支援

介護保険施設や介護サービス事業所を運営する事業者が、入所者や利用者を災害等から守るとともに、発生後も事業に継続的に取り組むことができるための支援を行います。

そのために、事業継続計画マニュアルの作成等を促進していくとともに、災害等に関する取組や必要な情報提供等を行います。

4-3-1 事業継続計画マニュアル等の作成支援

事業概要	災害や新たな感染症の発生時、迅速かつ適切な対応により介護保険施設や事業所を運営する事業者が入所者や利用者を災害等から守るため、事業継続計画や災害対応マニュアルの作成や更新を支援する。
------	---

4-3-2 介護サービス事業者連絡協議会等を通じた災害等に関する情報提供

事業概要	介護サービス事業者連絡協議会において、区の災害や新たな感染症に関する取組及び必要な情報を提供するとともに、研修会を実施する。また、事業者専用WEBサイトによる情報提供を行う。
------	---

[資料] 計画の体系と計画事業の全体図



計画事業

○ハートフルネットワーク事業の充実 ○文京区地域包括ケア推進委員会の運営 ○地域ケア会議の運営 ○小地域福祉活動の推進 ○民生委員・児童委員による相談援助活動 ○話し合い員による訪問活動 ○みまもり訪問事業 ○高齢者見守り相談窓口事業 ○高齢者クラブ活動(友愛活動)に対する支援 ○社会参加の促進事業 ○シルバー人材センターの活動支援 ○シルバーお助け隊事業への支援 ○いきいきサービス事業の推進 ○ボランティア活動への支援 ○ミドル・シニア目線を活かした発信力強化事業 ○地域活動情報サイト

○地域医療連携の充実 ○在宅医療・介護連携推進事業 ○「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着

○認知症に関する講演会・研修会 ○認知症相談 ○認知症ケアパス等の普及啓発 ○認知症地域支援推進員の設置 ○認知症支援コーディネーターの設置 ○認知症サポート医・かかりつけ医との連携 ○認知症初期集中支援推進事業 ○認知症サポーター養成講座 ○認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ ○認知症の症状による行方不明者対策の充実 ○認知症検診事業 ○認知症ともにパートナー事業 ○認知症ともにフォローアッププログラム ○若年性認知症への取組 ○生活環境維持事業

○仕事と生活の調和に向けた啓発 ○認知症初期集中支援推進事業(再掲) ○認知症サポーター養成講座(再掲) ○認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ(再掲) ○高齢者あんしん相談センターの機能強化(再掲) ○緊急ショートステイ(再掲)

○高齢者あんしん相談センターの機能強化 ○文京ユアストーリー ○老人福祉法に基づく相談・措置 ○介護保険相談体制の充実 ○高齢者向けサービスの情報提供の充実 ○文京区版いきいき総合対策

○福祉サービス利用援助事業の促進 ○福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実 ○成年後見制度利用支援事業 ○法人後見の受任 ○権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築 ○高齢者虐待防止への取組強化 ○悪質商法被害等防止のための啓発及び相談

○居宅サービス ○施設サービス ○地域密着型サービス ○事業者への実地指導・集団指導 ○介護サービス情報の提供 ○給付費通知 ○公平・公正な要介護認定 ○主任ケアマネジャーの支援・連携 ○福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査 ○生活保護受給高齢者支援事業

○高齢者自立生活支援事業 ○高齢者日常生活支援用具の給付等事業 ○院内介助サービス ○高齢者訪問理美容サービス ○高齢者紙おむつ支給等事業 ○ごみの訪問収集 ○歯と口腔の健康

○介護サービス事業者連絡協議会 ○ケアマネジャーへの支援 ○ケアプラン点検の実施 ○福祉サービス第三者評価制度の利用促進

○介護人材の確保・定着に向けた支援 ○介護施設ワークサポート事業

○居住支援の推進 ○高齢者住宅設備等改造事業 ○住宅改修支援事業 ○高齢者施設の整備(特別養護老人ホーム) ○高齢者施設の整備(介護老人保健施設) ○旧区立特別養護老人ホームの大規模改修 ○緊急ショートステイ ○公園再整備事業 ○文京区バリアフリー基本構想の推進 ○文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導 ○バリアフリーの道づくり

○健康相談 ○健康診査・保健指導 ○高齢者向けスポーツ教室 ○高齢者いきいき入浴事業 ○高齢者クラブ活動(健康づくり)に対する支援

○短期集中予防サービス ○介護予防把握事業 ○介護予防普及啓発事業 ○介護予防ボランティア指導者等養成事業 ○文の京フレイル予防プロジェクト ○地域リハビリテーション活動支援事業

○訪問型・通所型サービス ○介護予防ケアマネジメントの実施 ○生活支援体制整備 ○地域介護予防支援事業(通いの場)

○アカデミー推進計画に基づく各種事業 ○文京いきいきアカデミア(高齢者大学) ○生涯にわたる学習機会の提供 ○高齢者クラブ活動(学習と交流)に対する支援 ○いきがいきづくり世代間交流事業 ○いきがいきづくり文化教養事業 ○いきがいきづくり敬老事業 ○ふれあいいきいきサロン ○福祉センター事業 ○長寿お祝い事業 ○シルバーセンター等活動場所の提供

○避難行動要支援者への支援 ○災害ボランティア体制の整備 ○高齢者緊急連絡カードの整備 ○救急通報システム ○福祉避難所の拡充

○耐震改修促進事業 ○家具転倒防止器具設置助成事業

○事業継続計画マニュアル等の作成支援 ○介護サービス事業者連絡協議会等を通じた災害に関する情報提供

第6章

地域包括 ケアシステムの推進

1

2

3

4

5

6

7

8

9

資料編

地域包括ケアシステムの実現に向けた取組

高齢者の尊厳を守り、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、区と社会福祉協議会が緊密に連携し、一体となって地域活動を支援していきます。

そして、区民とともに、地域包括ケアシステムの実現に向けた地域づくりを進めていくため、本区では3つのメッセージ「(何かを)はじめる」、「(誰かと)つながる」、「(地域で)みまもる」を発信しながら、次の重点的取組を推進していきます。

1) 重点的取組事項

① フレイル予防・介護予防の取組の推進

高齢者が住み慣れた地域で健康にいきいきとした暮らしを続けるため、フレイル予防・介護予防に関する普及啓発を積極的に行うとともに、高齢者等の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い・支え合いの輪を拡げる活動を推進します。

さらに、医療専門職等の関与を促進し、効果的なフレイル予防・介護予防のプログラム講座等を実施するとともに、リスクの高い高齢者を早期に発見し、適切な医療や介護サービスにつなげる取組を推進します。

ア フレイル予防・介護予防の普及啓発等

高齢者の虚弱や要介護状態等を予防するため、フレイル予防・介護予防におけるわかりやすいパンフレットを作成・配布するとともに、講演会やプログラム講座等を実施し、運動や栄養に加え、社会参加等の重要性について普及啓発を行います。

さらに、ICTを活用した自宅等からも参加できるフレイル予防・介護予防プログラム講座実施の取組を推進するとともに、高齢者の生活機能等を健康質問調査票でチェックし、支援を要する者を介護予防等につなげる取組を強化します。

イ 高齢者等の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い・支え合い

高齢者の社会参加を促進するため、フレイル予防・介護予防の取組を地域で担うフレイルサポーター・介護予防体操推進リーダーを育成するとともに、人と人とのつながりを通じ、幅広い年代の高齢者が参加するプログラム講座を実施します。

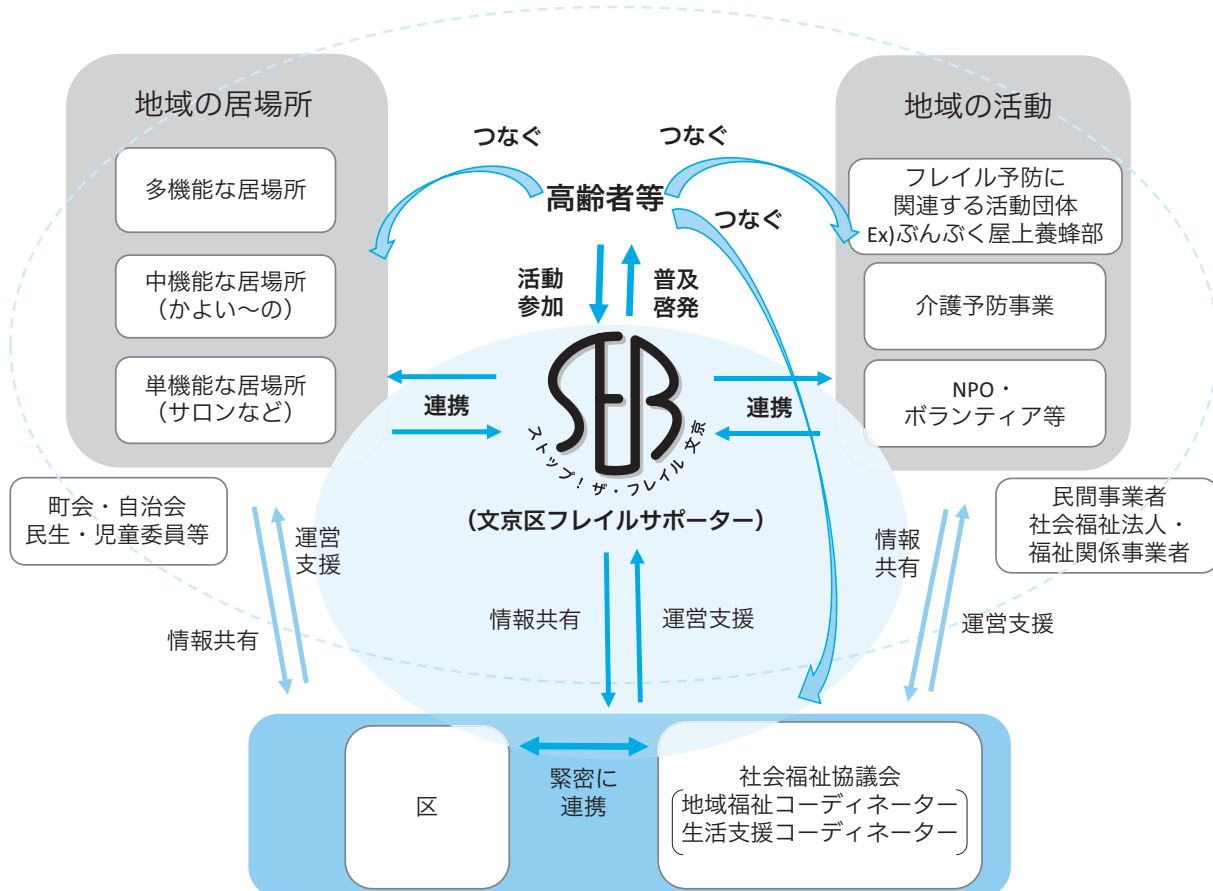
さらに、住民主体の通いの場において、介護予防体操や地域での見守り活動等を行う団体の取組を積極的に支援し、地域でのゆるやかな助け合い・支え合いの輪を拡げる活動を推進します。

ウ 医療専門職等の関与による効果的な取組の推進

フレイル予防・介護予防の取組をより効果的なものにするため、プログラム講座や住民主体の通いの場等における理学療法士等専門職の関与を促進するとともに、高齢者それぞれの年齢・健康状態等に応じたプログラム講座の取組を推進します。

さらに、保健師や看護師等の専門職による住民主体の通いの場や自主グループ活動団体等への積極的な関与により、リスクの高い高齢者を早期に発見し、適切な医療や介護サービスにつなげる取組を推進します。

【図表】 6-1 フレイル予防の展開イメージ



② 地域での支え合い体制づくりの推進

高齢者の在宅生活を支えるため、区民等における地域活動への参加の取組を推進するとともに、高齢者のニーズと地域の多様な主体による支援とのマッチングにより、生活支援体制のさらなる充実を図ります。

さらに、住民主体の通いの場等におけるフレイル予防・介護予防の取組を積極的に展開し、地域を支える担い手を創出するとともに、地域における助け合い・支え合いのための居場所づくりの取組を推進します。

ア 社会的役割を担うことによる高齢者の生きがいづくり

高齢者の生きがいづくりのため、ボランティア養成講座や研修会等の機会を拡大するとともに、ボランティア、NPO法人、民間企業等による地域貢献活動の取組を積極的に情報発信し、区民等における地域活動への参加の取組を推進します。

さらに、地域福祉コーディネーター等の活動により、高齢者のニーズと地域の多様な主体による支援とのマッチングを強化し、高齢者に対する生活支援体制のさらなる充実を図ります。

イ 住民主体の通いの場等の拡充

地域を支える担い手を創出するため、フレイル予防・介護予防等の取組を住民主体の通いの場で積極的に展開し、人と人とのつながりを通じた幅広い年代の区民が通いの場に参加する取組を推進します。

さらに、生活支援コーディネーターやNPO法人等の活動を通じて、住民主体の通いの場等を運営する団体の立ち上げを支援し、地域における助け合い・支え合いのための居場所づくりの取組を推進します。

ウ 地域ケア会議の推進

高齢者個人に対する支援の充実と地域づくりの取組を推進するため、多職種協働による個別ケースの課題分析を積み重ねるとともに、地域に共通した課題を明確化し、その解決に向けた政策形成につなげる取組を推進します。

さらに、個別課題等の解決に向けたプロセスを通じて、高齢者あんしん相談センターの職員やケアマネジャー等における実務能力のさらなる向上を図るとともに、課題解決に必要な関係機関等とのネットワークづくりの取組を推進します。

③ 認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を行うとともに、認知症の発症時期や症状に応じた切れ目のない支援の取組を推進します。

さらに、認知症の本人や家族の不安・孤立感に寄り添うため、普段から身近に通うことができる居場所づくりや、認知症サポーター等によるボランティア活動の取組を推進し、地域における助け合い・支え合いの輪を広げます。

ア 認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発

認知症に関する正しい知識と理解の普及を図るため、わかりやすいパンフレットを作成・配布するとともに、講演会や講座等の実施に取り組みます。また、認知症の本人が自ら語る言葉や、希望を持って認知症の家族を介護する姿など、認知症の本人や介護者である家族の視点を重視した情報発信を積極的に行います。

さらに、認知症の本人や家族を見守る認知症サポーターの養成をさらに進めるため、区民、事業者等に加え、小・中・高校向け養成講座開催の機会を拡大します。

イ 切れ目なく適切な支援につなげる仕組みづくり

認知症に備えるため、認知症サポート医、認知症支援コーディネーター(看護師)等の専門職による個別支援の取組を推進するとともに、適切な医療や必要な介護サービス等につなげる取組を推進します。

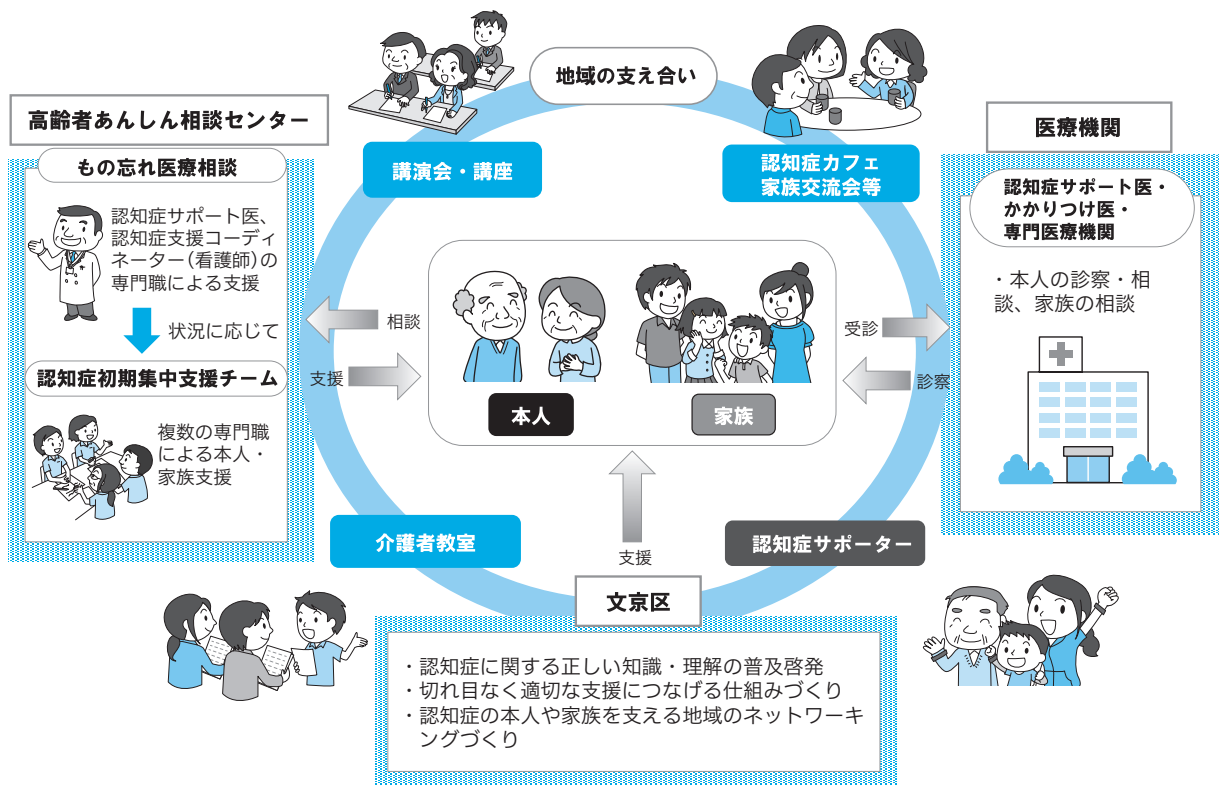
さらに、民間のノウハウの活用や医療機関との連携を強化し、認知症における早期の気づきの支援に取り組むとともに、診断後のフォロー体制の充実を図り、認知症の本人の尊厳に配慮した意思決定支援の取組を推進します。

ウ 認知症の本人や家族を支える地域のネットワーキングづくり

認知症の本人や家族の不安・孤立感に寄り添うため、認知症カフェ、認知症家族交流会及び介護者教室などを定期的に開催するとともに、普段から認知症の本人等が身近に通うことができる居場所づくりの取組を推進します。

さらに、認知症の本人や家族のニーズに寄り添った心理面や生活面におけるサポート体制を充実させるため、認知症サポーターや区民等におけるボランティア活動の取組を推進します。

【図表】 6-2 認知症の本人とその家族を支える地域づくりの推進イメージ



4 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるよう、在宅医療や介護サービスに関する取組の普及啓発を行うとともに、高齢者あんしん相談センター等における退院支援等の取組を推進します。

さらに、区民の医療・介護情報へのアクセス向上を図るため、地域医療連携情報誌の作成や利便性の高い情報検索システムの運用を行うとともに、医療・介護関係者間における情報共有と顔の見える関係づくりの取組を推進します。

ア 在宅医療や介護サービスに関する普及啓発

在宅医療や介護サービスに関する区民の理解を促進するため、地域の医療機関や介護事業者等と連携した講演会、講座等を開催するとともに、かかりつけマップを活用し、かかりつけ医・歯科医・薬剤師定着の取組を推進します。

さらに、高齢者あんしん相談センターや地区医師会に設置する在宅医療・介護連携を支援する相談窓口により、区民や地域の医療・介護関係者からの相談受付、連携調整、情報提供等を積極的に行うとともに、高齢者の退院や在宅療養の支援の取組を推進します。

イ 地域における医療・介護資源の把握等

区民の医療・介護情報へのアクセス向上と医療・介護関係者間のネットワークづくりのため、わかりやすい地域医療連携情報誌の作成を行うとともに、利便性の高い介護・医療機関情報検索システムの運用を行います。

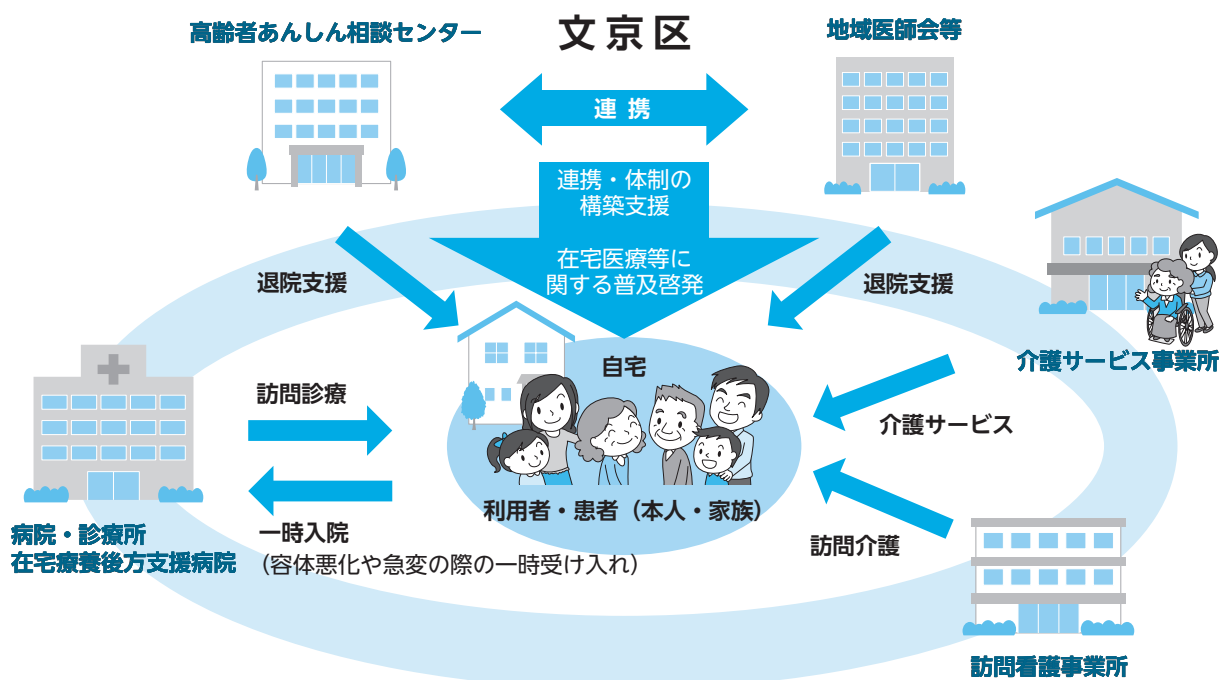
さらに、地域の医療・介護関係者等が参加する多職種の会議を開催し、地域における在宅医療と介護連携の現状と課題の整理を行い、その解決に向けた政策形成につなげる取組を推進します。

ウ 医療・介護関係者間の連携・情報共有の支援

高齢者の在宅療養を支える取組を推進するため、ICTを活用した汎用性の高い情報共有システムの利用を促進するとともに、医療・介護関係者間における速やかな情報共有の取組を推進します。

さらに、医師、看護師、ケアマネジャー、ヘルパー等の多職種が参加する研修会を開催し、お互いの業務の現状、専門性や役割等の意見交換を通じた顔の見える関係づくりの取組を推進します。

【図表】 6-3 文京区における在宅医療・介護連携のイメージ



5 高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)の機能強化

高齢者あんしん相談センターが、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関としての重要な役割を担えるよう今後求められる役割等を勘案した適切な人員体制を整備するとともに、職員における専門的知識・相談対応能力のさらなる向上を図ります。

さらに、高齢者あんしん相談センターが多様な役割を十分に果たしていくため、センターと区との連携強化を図るとともに、複合的な課題を抱える困難ケースに適切に対応するため、他の関係機関との連携の強化を図ります。

ア 適切な人員体制の確保等

高齢者あんしん相談センターが、総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント等の機能を十分に発揮できるようにするため、高齢者人口の増加や相談件数等の業務量に応じた適切な人員体制や施設を整備します。

さらに、複雑・多様化する相談や困難事例に適切に対応するため、高齢者あんしん相談センターの職員における専門的知識や区民に対する相談対応能力のさらなる向上の取組を推進します。

イ 高齢者あんしん相談センターと区との連携強化

高齢者あんしん相談センターにおける必要な機能を強化していくため、地域包括支援センター運営協議会(地域包括ケア推進委員会)を活用し、その業務状況を明らかにするとともに、それに対する評価及び必要な措置を講じる取組を推進します。

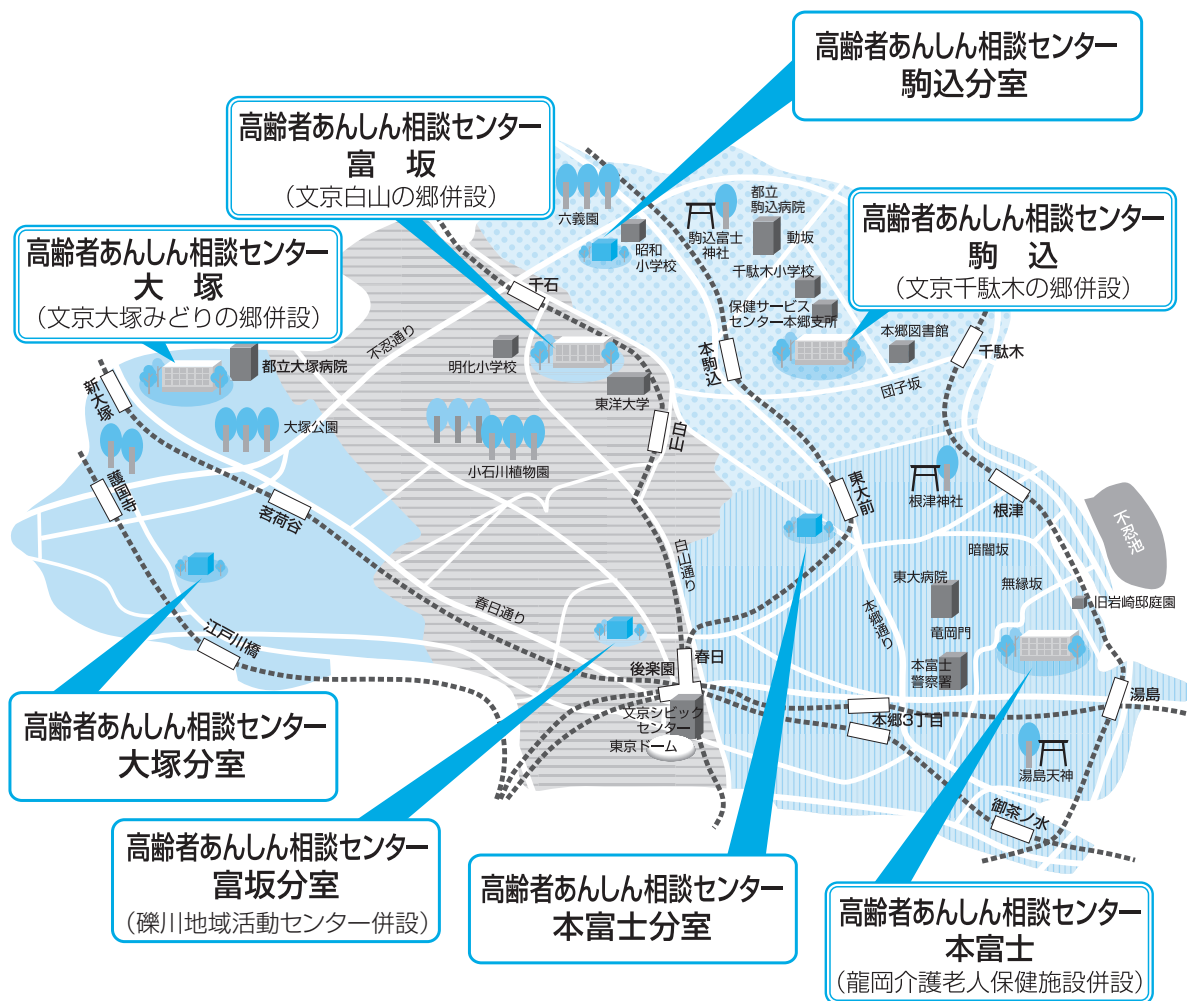
さらに、複雑・多様化する相談や困難事例、在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等、多様な役割を高齢者あんしん相談センターが十分に果たしていくため、区における後方支援及び総合調整を担う体制整備の取組を検討します。

ウ 他の相談支援機関等との連携強化

高齢者を適切に支援するため、高齢者あんしん相談センターの周知活動に取り組むとともに、民生・児童委員、介護事業者、社会福祉協議会、医療機関等との密接な連携強化の取組を推進します。

さらに、複合的な課題を抱える困難ケースに適切に対応するため、高齢者あんしん相談センターと子ども、障害者、生活困窮者等の支援に係る相談機関等との連携の強化を図ります。

【図表】 6-4 高齢者あんしん相談センターの所在地(令和2年度末現在)



日常生活圏域	名称	所在地
富坂	高齡者あんしん相談センター富坂	白山五丁目16番3号
	高齡者あんしん相談センター富坂分室	小石川二丁目18番18号
大塚	高齡者あんしん相談センター大塚	大塚四丁目50番1号
	高齡者あんしん相談センター大塚分室	音羽一丁目15番12号
本富士	高齡者あんしん相談センター本富士	湯島四丁目9番8号
	高齡者あんしん相談センター本富士分室	西片二丁目19番15号
駒込	高齡者あんしん相談センター駒込	千駄木五丁目19番2号
	高齡者あんしん相談センター駒込分室	本駒込二丁目28番10号

※高齡者あんしん相談センター本富士は、令和3年度中に移転予定

6 高齢者の居住安定に係る支援の推進

住宅の確保に配慮を要する高齢者の方に対する住まいの確保と住まい方の支援を行うため、「文京すまいるプロジェクト」を推進します。また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう「居住支援協議会」を設置・運営し、関係機関との連携による支援の検討を行います。

さらに、区営住宅やシルバーピア等の公営住宅を提供し、管理運営を行います。

ア 既存の住宅ストックを活用した高齢者の住居確保

区内不動産店及び住宅オーナーの協力を仰ぎ、すまいる住宅登録事業において民間賃貸住宅の登録を進め、高齢者の住居の確保をすると同時に、住まいの協力店において、相談者に対し、適切な情報提供を行えるよう努めます。

また、高齢者の居住に不安を抱く住宅オーナーに対しては、居住者の見守り体制を整備することにより、住居提供への理解を促進します。

イ 文京区居住支援協議会の推進

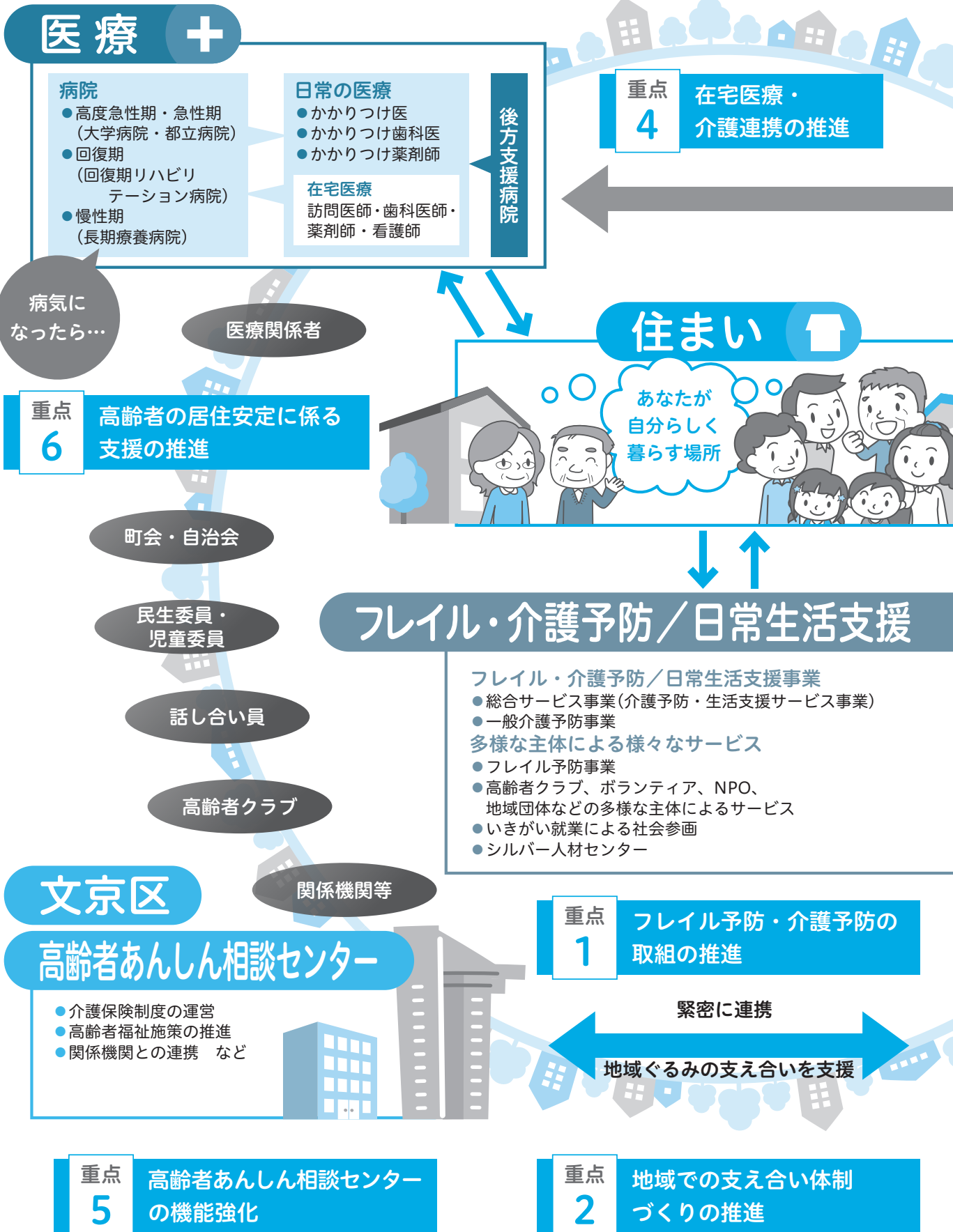
文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する文京区居住支援協議会において、情報共有や支援体制の構築を行うとともに、高齢者に対する住まい方の支援の検討を行います。

ウ 公営住宅の管理運営

区営住宅、シルバーピア等の適切な運営管理を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう相談支援、生活支援します。

都営住宅等の募集に関する情報提供を適切に行うことで、特に住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図ります。

[資料] 文京区が描く「地域包括ケアシステム」のイメージ図



高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちへ

介護



在宅サービス

- 訪問介護・リハビリ・入浴
- 通所介護・リハビリ
- ショートステイ
- 訪問看護など

施設サービス

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- 介護老人保健施設など

地域密着型サービス

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (看護)小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護など

介護事業者

介護が必要になったら…

重点
3

認知症施策の推進

警察・消防

民間企業

NPO・ボランティア

シルバー人材センター

地域の皆さん

社会福祉協議会

- 小地域福祉活動の推進
- 地域福祉活動への支援
- ボランティア・市民活動の推進
- 権利擁護事業の推進 など

いつまでも
元気で暮らす
ために

地域包括ケアシステムとは

高齢者の尊厳を守り、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を「地域包括ケアシステム」と呼んでいます。

文京区は、地域ぐるみの支え合いによって、地域包括ケアシステムの構築が一層推進されるよう、社会福祉協議会と緊密に連携し、一体となって地域活動を支援していきます。

地域包括ケアシステムの実現に向けた取組

- 1 フレイル予防・介護予防の取組の推進
- 2 地域での支え合い体制づくりの推進
- 3 認知症施策の推進
- 4 在宅医療・介護連携の推進
- 5 高齢者あんしん相談センターの機能強化
- 6 高齢者の居住安定に係る支援の推進

区民の皆さんとともに進める地域づくり

高齢になっても、いつまでも住み慣れた地域で自立した暮らしができるよう、自助・互助・共助・公助の組み合わせによって文京区全域で支え合える地域づくりを進めています。

区民の皆さん一人ひとりが、自分のために、家族のために、誰かのために、できることを探して何かをはじめませんか。



何かをはじめることによって誰かとつながり、誰かとつながることによって地域とつながり、文京区全域で高齢者を穏やかにみまもりながら、安心して暮らせる地域づくりをともに進めていきましょう。

第7章

地域支援事業の推進

1

2

3

4

5

6

7

8

9

資料編

1

地域支援事業の概要

地域支援事業は、高齢者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護・要支援状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とする事業です。

本区の地域支援事業は、介護保険法に基づく、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3つの事業から構成されています。

【図表】 7-1 地域支援事業の全体像

1 介護予防・日常生活支援総合事業	(1)総合サービス事業 (介護予防・生活支援サービス事業)	<ul style="list-style-type: none"> ① 訪問型サービス ② 通所型サービス ③ 短期集中予防サービス ④ 介護予防ケアマネジメント
	(2)一般介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護予防把握事業 ② 介護予防普及啓発事業 ③ 地域介護予防活動支援事業 ④ 一般介護予防事業評価事業 ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業
2 包括的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> (1)高齢者あんしん相談センターの運営 (2)在宅医療・介護連携の推進 (3)認知症施策の推進 (4)生活支援体制整備事業 (地域での支え合い体制づくりの推進) (5)地域ケア会議の推進 	
3 任意事業	(1)介護給付等費用適正化事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 給付費通知 ② 介護保険事業者等指導事務
	(2)家族介護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 家族交流会・介護者教室 ② 認知症高齢者等見守り事業
	(3)その他事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 成年後見制度利用支援事業 ② 住宅改修支援事業

2

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らの能力を最大限に生かして、要介護・要支援状態となることを予防するための取組です。

本事業は、従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を移行し、要支援者及び基本チェックリストで判定された対象者に対して必要な支援を行う「総合サービス事業(介護予防・生活支援サービス事業)」と、第1号被保険者に対して体操等の介護予防を行う「一般介護予防事業」から構成され、本区においては、平成28年10月1日から事業を開始しました。

なお、要介護・要支援状態等になるおそれの高い状態にあると認められる総合サービス事業対象者については、高齢者あんしん相談センターの介護予防ケアマネジメント等により、個々の対象者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、対象者の自己選択に基づき、適切な事業を包括的かつ効果的に実施していきます。

1) 総合サービス事業(介護予防・生活支援サービス事業)

① 訪問型サービス

高齢者あんしん相談センターの介護予防ケアマネジメント等に基づき、ホームヘルパー等が利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ等の身体介護や調理、洗濯、掃除等の生活援助のサービスを、個々の利用者の状況に応じて行うことにより、自立した生活を送ることができることを目指し支援を行います。

【図表】 7-2 訪問型サービス実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
訪問型サービス	4,728人	4,850人	4,705人

【図表】 7-3 訪問型サービス実施見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問型サービス	4,934人	5,062人	5,156人

② 通所型サービス

高齢者あんしん相談センターの介護予防ケアマネジメント等に基づき、デイサービス事業所において食事、入浴、その他必要な日常生活上の支援や機能訓練等を提供し、心身機能の維持向上を図ります。

【図表】 7-4 通所型サービス実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
通所型サービス	9,038人	9,136人	7,959人

【図表】 7-5 通所型サービス実施見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所型サービス	9,524人	9,628人	9,733人

③ 短期集中予防サービス

基本チェックリストにより生活機能等の低下が見られる方に対し、要介護・要支援状態になることを予防するため、以下の事業を行います。

ア 複合型プログラム事業

理学療法士や作業療法士等の指導による、筋力トレーニング、バランストレーニング、ストレッチなどの体操に加え、管理栄養士による栄養改善の講話及び歯科衛生士による口腔機能向上の講話や口腔体操などを行います。

一部の会場では、高齢者用マシンを使用した運動も行います。

イ 訪問型プログラム事業

介護予防ケアマネジメントを実施し事業の必要があるとされた場合に、理学療法士、柔道整復師等が訪問して、自宅における運動指導と生活環境調整を行います。

【図表】 7-6 短期集中予防サービス実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
複合型プログラム事業 (体操+栄養+口腔)	220人	179人	42人
複合型プログラム事業 (マシン運動・体操+栄養+口腔)	87人	70人	12人
訪問型プログラム事業	0人	0人	4人
合 計	307人	249人	58人

【図表】 7-7 短期集中予防サービス実施見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
複合型プログラム事業 (体操+栄養+口腔)	300人	300人	300人
複合型プログラム事業 (マシン運動・体操+栄養+口腔)	60人	60人	60人
訪問型プログラム事業	4人	4人	4人
合 計	364人	364人	364人

4 介護予防ケアマネジメント

高齢者あんしん相談センターは、総合サービス事業の対象者がホームヘルプサービスやデイサービス又は短期集中予防サービスの利用を希望する場合に、対象者の心身の状態や生活機能等を把握・分析するとともに、個々の目標を記載した介護予防サービス・支援計画書を作成・交付します。

サービス利用開始後は、対象者の状況等を適宜モニタリング・評価し、必要に応じてサービス計画の見直し、サービス提供事業者等との調整や助言を行います。

【図表】 7-8 介護予防ケアマネジメント実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
介護予防ケアマネジメント	8,695人	8,400人	7,249人

※短期集中予防サービス(介護予防事業)に係る介護予防ケアマネジメントも含む。

【図表】 7-9 介護予防ケアマネジメント実施見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防ケアマネジメント	8,552人	8,723人	8,897人

2) 一般介護予防事業

① 介護予防把握事業

介護認定を受けていない75歳以上84歳以下の高齢者に、「基本チェックリスト¹」を送付し、生活機能に低下が見られるか把握するとともに、自分の心身や生活機能等の状態を知ること、介護予防に取り組む契機とします。

【図表】 7-10 介護予防把握事業実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
調査票発送者数	11,271人	4,477人	3,923人
調査票有効回答者数	7,961人	2,063人	2,089人
短期集中予防サービス対象者数	2,031人	502人	512人

【図表】 7-11 介護予防把握事業実施見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調査票発送者数	12,500人	5,000人	4,400人
調査票有効回答者数	8,750人	2,500人	2,200人
短期集中予防サービス対象者数	2,200人	625人	550人

※介護認定を受けていない75歳以上84歳以下の方に送付。令和3年度を調査初年度(4・5年度は未回答者への送付)とする3年間の調査を実施するものとして推計。

※令和4・5年度の短期集中予防サービスへの参加案内は、当該年度の対象者だけではなく、令和3年度の調査で対象となった方にも行う。

1 基本チェックリスト 要介護状態とならず元気な生活を送るため、運動機能・口腔機能などの生活機能の低下や低栄養状態を早期に発見することを目的とした「健康質問調査票」のこと。

② 介護予防普及啓発事業

文の京介護予防体操、介護予防教室、介護予防講演会、出前講座、介護予防展等を実施して介護予防の重要性を周知するとともに、すべての高齢者が介護予防に取り組むきっかけづくりと取組の機会を提供します。

【図表】 7-12 介護予防普及啓発事業実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
文の京介護予防体操	1,024人	1,033人	346人
介護予防教室	1,215人	952人	243人
介護予防講演会	447人	296人	48人
出前講座	158人	93人	24人
介護予防展	1,334人	—	400人
合 計	4,178人	2,374人	1,061人

※令和元年度介護予防展は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止。

【図表】 7-13 介護予防普及啓発事業実施見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
文の京介護予防体操	1,150人	1,160人	1,170人
介護予防教室	1,110人	1,110人	1,110人
介護予防講演会	300人	300人	300人
出前講座	80人	80人	80人
介護予防展	1,250人	1,250人	1,250人
合 計	3,890人	3,900人	3,910人

③ 地域介護予防活動支援事業

ア 介護予防ボランティア指導者等養成事業

地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨折予防体操ボランティア指導員等の養成を図ります。

【図表】 7-14 介護予防ボランティア指導者等の登録者数実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
文の京介護予防体操推進リーダー	102人	97人	90人
転倒骨折予防体操ボランティア指導員	33人	30人	30人
脳健康教室サポーター	23人	19人	13人
合 計	158人	146人	133人

【図表】 7-15 介護予防ボランティア指導者等の新規養成者数実施見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
文の京介護予防体操推進リーダー	10人	10人	10人
転倒骨折予防体操ボランティア指導員	5人	5人	5人
脳健康教室サポーター	-	-	-
合 計	15人	15人	15人

※脳健康教室サポーター養成は、欠員が生じた場合に実施。

イ 通いの場への運営支援

介護予防のための体操とともに、住民同士の助け合い・支え合い活動を積極的に推進していくため、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)による住民主体の通いの場への運営支援を行います。

【図表】 7-16 通いの場への運営支援実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
通いの場運営団体数	26団体	28団体	26団体

【図表】 7-17 通いの場への運営支援実施見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通いの場運営団体数	32団体	34団体	36団体

4 一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業については、高齢者・介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行うとともに、区の事業評価制度を活用して評価を行います。

5 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を強化するため、リハビリテーション専門職等が、高齢者あんしん相談センターと連携しながら地域ケア会議、住民運営の通いの場等における取組を総合的に支援します。

具体的には、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチし、高齢者の有する能力を評価し改善の方向性の助言などを行います。

高齢者あんしん相談センターでは、すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、総合相談、権利擁護、包括的・継続的マネジメント支援及び介護予防ケアマネジメント等を行っています。

また、包括的支援事業では、地域包括ケアシステムの推進に向け、高齢者あんしん相談センターの運営に加え、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「生活支援体制整備事業」及び「地域ケア会議の推進」に係る事業を行います。

1) 高齢者あんしん相談センターの運営

令和元年度は、高齢者あんしん相談センター全体で、高齢者人口の25.0%にあたる10,724人に対し、延べ39,286件の相談・支援を行っています。

今後もセンターの認知度向上に取り組むとともに、高齢者の地域の身近な総合相談窓口としての機能を強化します。

また、高齢者あんしん相談センターの運営状況については、適切、公正かつ中立な運営の確保のため、介護保険法施行規則第140条の66に規定する地域包括支援センター運営協議会の機能を所掌する地域包括ケア推進委員会に報告します。

なお、個人情報の取扱いについては、介護保険法の規定により高齢者あんしん相談センターの設置者・職員に対し、守秘義務が課せられるとともに、「文京区個人情報の保護に関する条例」を遵守するよう区条例で規定しています。

【図表】 7-18 高齢者あんしん相談センター総合相談業務の実績及び見込み

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和5年度
高齢者人口	42,830人	42,959人	43,221人	43,887人
相談実人数	10,983人	10,724人	10,870人	11,308人
相談総件数	37,874人	39,286人	40,967人	46,010人
電話	16,349人	18,469人	19,197人	21,381人
訪問	11,578人	11,403人	12,030人	13,911人
来所	7,618人	7,125人	7,453人	8,437人
その他	2,329人	2,289人	2,287人	2,281人

※高齢者人口は、平成30～令和2年度は1月1日付住民基本台帳人口、令和5年度は推計。

※令和2年度の相談実人数及び相談総件数は見込み。

※以下2)～5)については、「第6章 地域包括ケアシステムの推進」の「1 地域包括ケアシステムの実現に向けた取組」の中で述べています。

2) 在宅医療・介護連携の推進

3) 認知症施策の推進

4) 生活支援体制整備事業(地域での支え合い体制づくりの推進)

5) 地域ケア会議の推進

すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、区独自の任意事業を実施します。

1) 介護給付等費用適正化事業

① 給付費通知

介護保険サービス及び総合サービス事業の利用者全員に、実際のサービスの内容や費用等を通知する「介護サービス(総合サービス事業)利用状況のお知らせ」(介護給付費通知)を年2回送付しています。

詳しくは、「第9章 介護保険制度の運営」の「2 3)③給付費通知」の中で述べています。(P.181参照)

② 介護保険事業者等指導事務

介護サービス事業所に対しては、適切な介護サービスを確保するために集団指導を行い、法制度等の正しい理解を促しています。さらに、事業所を訪問し、人員・運営等の基準の遵守や適正な介護報酬の請求、適切なケアプランの作成等について確認し、必要に応じて指導等を行っています。

また、ケアマネジャーが作成するケアプランが利用者にとって必要なサービスが過不足なく提供されているか、利用者にとっての自立支援を促すものとなっているか等の点検を定期的に行い、より良いケアプランが作成されるよう支援しています。

詳しくは、「第9章 介護保険制度の運営」の「2 2)③ケアプラン点検の実施」及び「2 3)①事業者に対する指導監督」の中で述べています。(P.180～181参照)

【図表】 7-19 介護給付等費用適正化事業実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
給付費通知	14,229件	14,422件	14,764件
事業者指導事業	31回	30回	30回

【図表】 7-20 介護給付等費用適正化事業実施見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費通知	15,512件	15,899件	16,296件
事業者指導事業	30回	30回	30回

2) 家族介護支援事業

① 認知症家族交流会及び認知症介護者教室

認知症介護者の情報交換や負担軽減を図る場として認知症家族交流会を実施するとともに、認知症に対する正しい理解や介護の方法の習得を通じて、認知症の適切なケアの普及及び介護者の支援を目的とした認知症介護者教室を実施します。

【図表】 7-21 認知症家族交流会及び認知症介護者教室実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
認知症家族交流会及び認知症介護者教室	16回	15回	16回

【図表】 7-22 認知症家族交流会及び認知症介護者教室実施見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症家族交流会及び認知症介護者教室	16回	16回	16回

② 認知症高齢者等見守り事業

認知症の症状による高齢者等の行方不明発生の防止、発生した場合の早期発見・早期保護のため、地域の見守り機能の強化や発見ネットワークの活用を促進することにより、認知症高齢者等が外出しやすい環境を整えるとともに、介護を行う家族や支援者の負担軽減を図ります。

ア ただいま！支援登録

本人や家族からの申請により登録し、認知症の症状により行方不明になる場合に備え、区、高齢者あんしん相談センター及び区内4警察署で情報共有を行います。

また、登録者には、行方不明発見時に365日24時間、区や警察を經由せずに発見者と家族が迅速に連絡を取りあえるQRコード付きステッカー・シールを配付します。

イ ただいま！支援SOSメール

「ただいま！支援登録」による登録者等が行方不明となった際、あらかじめ登録した地域の協力事業者・協力サポーターへ電子メールを一斉配信し、可能な範囲内で捜索の協力を依頼します。

ウ 靴用ステッカー及び衣服用アイロンシールの配付

行方不明となった認知症高齢者等の発見時、速やかな身元判明に役立つ靴用反射ステッカー及び衣服用アイロンシールの配付を行います。

エ 「うちに帰ろう」 模擬訓練

地域での対応力向上による見守り機能強化のため、行方不明発生から保護までの流れを地域で模擬的に体験する訓練を実施します。

オ 高齢者GPS探索サービス事業

民間事業者が運営するGPS通信網を使用した探索システムの利用に対して、申込に係る経費の助成を行います。

3) その他事業

① 成年後見制度利用支援事業の充実

成年後見制度の利用が必要と認められるにもかかわらず、申立てを行う親族がない等の場合には、老人福祉法第32条の規定に基づき、区長が代わって後見などの審判の申立てを行います。また、費用の負担をすることが困難と認められる人に対し、審判の請求に係る費用及び後見人への報酬の助成を行います。

② 住宅改修支援事業

要介護や要支援の認定を受けている高齢者が、手すりの取り付けなど介護に必要な小規模な住宅改修を行う場合、ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーター等が住宅改修に関する相談に応じます。

また、ケアマネジャーがついていない利用者が住宅改修の支給申請を行う場合、「住宅改修が必要な理由書」を福祉住環境コーディネーター等が作成した際の費用の補助を行います。

【図表】 7-23 住宅改修支援事業実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
住宅改修支援事業(補助)	47件	32件	60件

【図表】 7-24 住宅改修支援事業実施見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修支援事業(補助)	60件	60件	60件

4) 地域支援事業に要する費用の見込み

地域支援事業に必要な費用については、保険料と公費等の交付金で賄われます。その算定については、文京区における介護予防に関する事業の実施状況、介護保険の運営の状況、75歳以上の高齢者人口の伸び等を勘案した金額が上限となります。第8期における地域支援事業に要する費用の見込みは、以下のとおりです。

【図表】 7-25 地域支援事業に要する費用の見込み

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業	479,716	479,699	485,752	1,445,167
総合サービス事業 (介護予防・生活支援サービス事業)	418,409	424,312	429,686	1,272,407
訪問型サービス	84,812	87,022	88,647	260,481
通所型サービス	241,689	244,337	247,012	733,038
短期集中予防サービス	45,131	45,131	45,131	135,393
介護予防ケアマネジメント	43,585	44,457	45,346	133,388
高額・高額医療合算介護予防・生活支援サービス事業	2,308	2,464	2,631	7,403
審査支払手数料	884	901	919	2,704
一般介護予防事業	61,307	55,387	56,066	172,760
介護予防把握事業	10,137	4,217	4,896	19,250
介護予防普及啓発事業	42,336	42,336	42,336	127,008
地域介護予防活動支援事業	8,174	8,174	8,174	24,522
一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	660	660	660	1,980
包括的支援事業	345,835	345,835	345,835	1,037,505
高齢者あんしん相談センターの運営	283,824	283,824	283,824	851,472
在宅医療・介護連携の推進	17,802	17,802	17,802	53,406
認知症施策の推進	7,208	7,208	7,208	21,624
生活支援体制整備事業	27,341	27,341	27,341	82,023
地域ケア会議の推進	9,660	9,660	9,660	28,980
任意事業	10,896	12,525	12,958	36,379
介護給付等費用適正化事業	2,145	2,182	2,220	6,547
給付費通知	1,510	1,547	1,585	4,642
介護保険事業者等指導事務	635	635	635	1,905
家族介護支援事業	2,466	2,466	2,466	7,398
認知症家族交流会・介護者教室	579	579	579	1,737
認知症高齢者等見守り事業	1,887	1,887	1,887	5,661
その他の事業	6,285	7,877	8,272	22,434
成年後見制度利用支援事業	6,165	7,757	8,152	22,074
住宅改修支援事業	120	120	120	360
合 計	836,447	838,059	844,545	2,519,051

第8章

介護保険事業の現状と 今後の見込み

1

2

3

4

5

6

7

8

9

資料編

1

第1号被保険者数の実績と推計

第1号被保険者数は、平成30年度から令和2年度にかけて増加傾向にあり、引き続き、今後も増加すると見込まれます。

その内訳を見てみると、令和2年度以降、令和7年度までの間、前期高齢者(65歳～74歳)の減少を上回る形で、後期高齢者(75歳以上)の人数が増加すると見込んでいます。

【図表】8-1 第1号被保険者数の実績と推計①

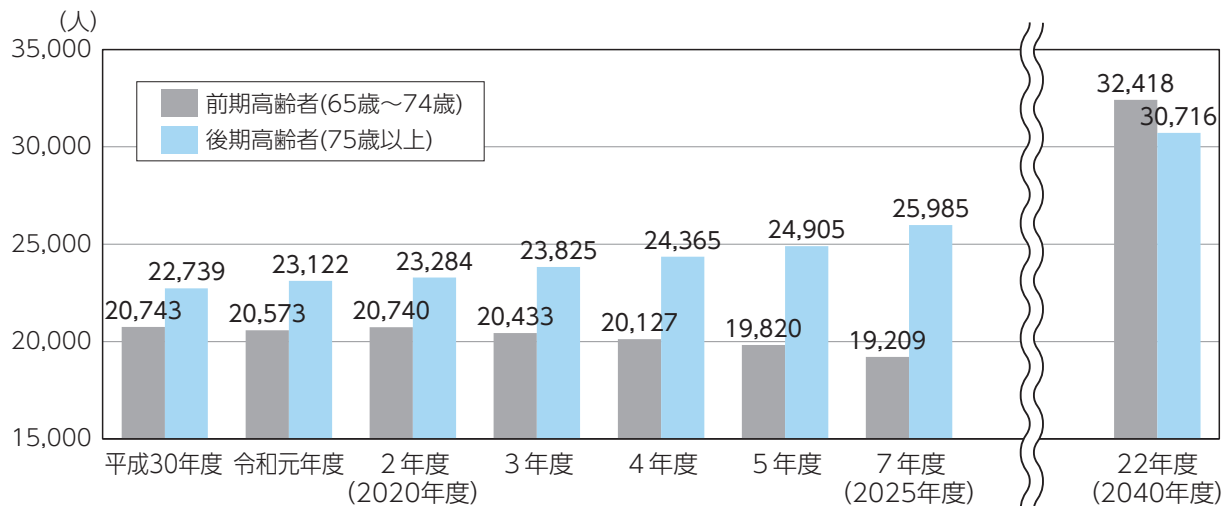
(単位：人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
第1号被保険者 (65歳以上)		43,482	43,695	44,024	44,258	44,492	44,725	45,194	63,134
内 訳	前期高齢者 (65歳～74歳)	20,742	20,573	20,739	20,433	20,127	19,820	19,209	32,418
	後期高齢者 (75歳以上)	22,740	23,122	23,285	23,825	24,365	24,905	25,985	30,716

※住所地特例者を含む。

資料：介護保険事業状況報告月報(平成30年度から令和2年度まで、各年8月末現在)、令和3年度以降は推計。

【図表】8-2 第1号被保険者数の実績と推計②



※介護保険における被保険者

第1号被保険者：区内に住所を有する65歳以上の者。

第2号被保険者：区内に住所を有する40歳～64歳の医療保険加入者。

※住所地特例

文京区の被保険者が区外の介護保険施設等に入所又は入居し、その施設等の所在地に住所を移した場合でも、引き続き文京区の被保険者となる制度のこと。

2

要介護・要支援認定者数の実績と推計

要介護・要支援認定者数は、平成30年度から令和2年度にかけて増加傾向にあり、引き続き、令和5年度まで増加すると見込んでいます。

その内訳を見てみると、令和3年度以降、前期高齢者(65歳～74歳)における認定者数の減少を大きく上回る形で、後期高齢者(75歳以上)の認定者数が増加すると見込んでいます。

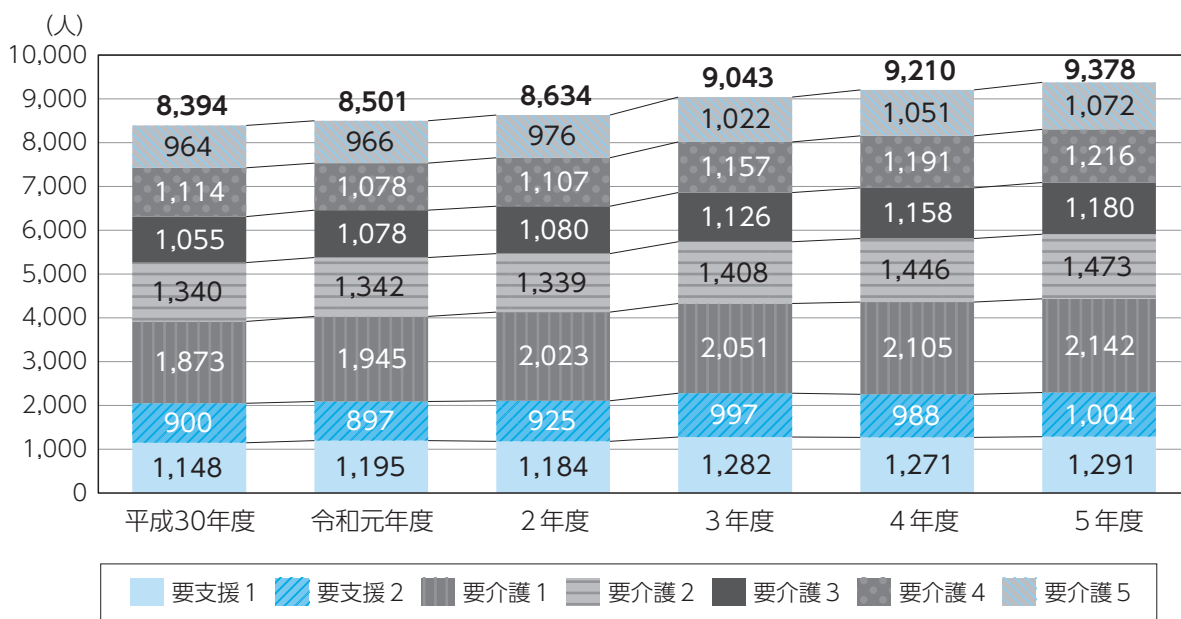
【図表】 8-3 要介護・要支援認定者数の実績と推計①

(単位：人)

		合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
実績	平成30年度	認定者数 (第1号及び第2号)	8,394	1,148	900	1,873	1,340	1,055	1,114	964	
		うち第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	789	126	101	166	143	77	89	87
			75歳以上 (後期高齢者)	7,435	1,012	774	1,676	1,158	970	1,003	842
	令和元年度	認定者数 (第1号及び第2号)	8,501	1,195	897	1,945	1,342	1,078	1,078	966	
		うち第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	788	128	94	187	148	88	73	70
			75歳以上 (後期高齢者)	7,528	1,055	772	1,732	1,151	972	986	860
	令和2年度	認定者数 (第1号及び第2号)	8,634	1,184	925	2,023	1,339	1,080	1,107	976	
		うち第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	805	125	117	176	142	104	62	79
			75歳以上 (後期高齢者)	7,637	1,048	781	1,811	1,154	961	1,025	857
推計	令和3年度	認定者数 (第1号及び第2号)	9,043	1,282	997	2,051	1,408	1,126	1,157	1,022	
		うち第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	855	140	115	185	153	95	81	86
			75歳以上 (後期高齢者)	7,988	1,128	851	1,832	1,210	1,017	1,053	897
	令和4年度	認定者数 (第1号及び第2号)	9,210	1,271	988	2,105	1,446	1,158	1,191	1,051	
		うち第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	839	133	111	184	152	95	80	84
			75歳以上 (後期高齢者)	8,167	1,124	846	1,887	1,248	1,048	1,088	926
	令和5年度	認定者数 (第1号及び第2号)	9,378	1,291	1,004	2,142	1,473	1,180	1,216	1,072	
		うち第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	823	131	109	181	148	92	79	83
			75歳以上 (後期高齢者)	8,346	1,146	863	1,926	1,278	1,072	1,113	948

※平成30年度から令和2年度までは8月31日時点の実績。

【図表】 8-4 要介護・要支援認定者数の実績と推計②



介護保険が対象とする事業は、要介護者に対する介護給付、要支援者に対する予防給付及び区が独自に実施する地域支援事業があります。

第7期計画と実績はそれぞれ次のようになっています。

1) 居宅サービス・介護予防居宅サービス

居宅サービス(要介護1から5までの方が対象)・介護予防居宅サービス(要支援1と2の方が対象)は、ホームヘルパーが食事や入浴、日常生活等の手助けを行う訪問介護などの訪問系サービス、デイサービスセンター等の施設に通い必要な日常生活の世話や機能訓練を受ける通所介護などの通所系サービス、特別養護老人ホームなどに短期間入所して日常生活上の世話や機能訓練を受ける短期入所生活介護(ショートステイ)などの宿泊系サービスがあります。

居宅サービスと介護予防居宅サービスにおける合計の給付費は、第7期計画に対する実績が96.8%となっており、概ね計画に沿ったものとなっています。

居宅サービス給付費におけるサービス別の実績を見てみると、訪問リハビリテーションが114.0%、居宅療養管理指導が110.5%になっており、計画を上回っています。

一方、短期入所生活介護と短期入所療養介護は80.3%になっており、計画を下回っています。

また、介護予防居宅サービスでは、介護予防訪問看護が134.8%、介護予防支援が122.2%となっており、計画を上回る一方、介護予防短期入所生活介護は64.0%となっており、計画を下回っています。

※図表における給付費は、原則として表示単位未満を四捨五入しているため、それらを足した数値と合計の数値が一致しない場合がある。

【図表】 8-5 居宅サービス利用量

(年間の延べ数)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	第7期実績	第7期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
訪問介護	308,561回	304,541回	306,971回	920,073回	1,020,600回	90.2%
	22,574人	22,477人	22,180人	67,231人	72,900人	92.2%
訪問入浴介護	9,470回	9,093回	9,650回	28,213回	33,000回	85.5%
	1,956人	1,882人	1,930人	5,768人	6,600人	87.4%
訪問看護	82,576回	88,306回	100,848回	271,730回	238,413回	114.0%
	13,517人	14,236人	15,280人	43,033人	39,084人	110.1%
訪問リハビリテーション	7,610回	8,311回	8,858回	24,779回	25,250回	98.1%
	1,443人	1,567人	1,554人	4,564人	4,764人	95.8%
居宅療養管理指導	48,406人	51,462人	53,015人	152,883人	137,316人	111.3%
通所介護	148,578回	157,244回	146,184回	452,006回	469,152回	96.3%
	15,948人	16,246人	14,796人	46,990人	52,128人	90.1%
通所リハビリテーション	25,562回	28,652回	26,625回	80,839回	71,988回	112.3%
	3,755人	4,096人	3,508人	11,359人	10,284人	110.5%
短期入所生活介護	32,639日	31,122日	27,378日	91,139日	117,129日	77.8%
	3,866人	3,764人	3,042人	10,672人	12,708人	84.0%
短期入所療養介護	5,933日	5,424日	2,575日	13,932日	17,856日	78.0%
	734人	688人	314人	1,736人	2,232人	77.8%
特定施設入居者生活介護	12,014人	12,378人	12,203人	36,595人	38,268人	95.6%
福祉用具貸与	27,561人	28,460人	29,406人	85,427人	86,460人	98.8%
特定福祉用具販売	542人	542人	600人	1,684人	1,740人	96.8%
住宅改修	418人	458人	348人	1,224人	1,260人	97.1%
居宅介護支援	41,080人	41,573人	41,911人	124,564人	127,152人	98.0%

【図表】 8-6 居宅サービス給付費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	第7期実績	第7期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
訪問介護	1,536,992	1,543,945	1,578,502	4,659,439	5,056,955	92.1%
訪問入浴介護	121,295	118,677	127,938	367,911	421,404	87.3%
訪問看護	648,291	684,200	786,113	2,118,604	1,930,277	109.8%
訪問リハビリテーション	50,248	57,285	62,521	170,054	149,176	114.0%
居宅療養管理指導	333,563	352,031	360,919	1,046,513	946,696	110.5%
通所介護	1,109,580	1,131,800	1,102,911	3,344,291	3,491,759	95.8%
通所リハビリテーション	215,075	238,420	208,858	662,353	612,054	108.2%
短期入所生活介護	286,410	273,725	246,788	806,923	1,005,333	80.3%
短期入所療養介護	66,896	63,155	30,094	160,145	199,313	80.3%
特定施設入居者生活介護	2,346,272	2,385,882	2,390,019	7,122,172	7,494,532	95.0%
福祉用具貸与	387,269	388,260	406,612	1,182,142	1,225,575	96.5%
特定福祉用具販売	15,888	15,245	19,508	50,640	50,622	100.0%
住宅改修	31,851	36,166	29,960	97,977	111,141	88.2%
居宅介護支援	621,881	630,939	636,717	1,889,537	1,893,102	99.8%
合計	7,771,512	7,919,730	7,987,462	23,678,703	24,587,939	96.3%

【図表】 8-7 介護予防居宅サービス利用量

(年間の延べ数)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	第7期実績	第7期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
介護予防 訪問入浴介護	16回	18回	0回	34回	0回	0.0%
	7人	8人	0人	15人	0人	0.0%
介護予防訪問看護	5,632回	7,902回	10,865回	24,399回	14,688回	166.1%
	1,309人	1,778人	2,362人	5,449人	3,672人	148.4%
介護予防 訪問リハビリテーション	999回	998回	1,248回	3,245回	3,348回	96.9%
	227人	213人	227人	667人	744人	89.7%
介護予防 居宅療養管理指導	3,386人	3,874人	4,160人	11,420人	9,960人	114.7%
介護予防 通所リハビリテーション	803人	828人	656人	2,287人	2,316人	98.7%
介護予防 短期入所生活介護	503日	375日	270日	1,148日	1,944日	59.1%
	106人	84人	52人	242人	324人	74.7%
介護予防 短期入所療養介護	6日	3日	0日	9日	0日	0.0%
	1人	1人	0人	2人	0人	0.0%
介護予防 特定施設入居者生活介護	1,376人	1,399人	1,357人	4,132人	3,876人	106.6%
介護予防福祉用具貸与	5,873人	6,292人	6,834人	18,999人	17,532人	108.4%
介護予防 特定福祉用具販売	140人	167人	108人	415人	504人	82.3%
介護予防住宅改修	187人	227人	180人	594人	552人	107.6%
介護予防支援	7,339人	8,111人	8,840人	24,290人	19,920人	121.9%

【図表】 8-8 介護予防居宅サービス給付費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	第7期実績	第7期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
介護予防訪問入浴介護	139	156	0	295	0	0.0%
介護予防訪問看護	39,871	55,424	77,259	172,554	128,028	134.8%
介護予防 訪問リハビリテーション	6,194	6,450	8,334	20,979	21,587	97.2%
介護予防居宅療養管理 指導	21,032	23,939	24,819	69,791	61,396	113.7%
介護予防 通所リハビリテーション	28,112	27,762	22,183	78,058	78,833	99.0%
介護予防 短期入所生活介護	3,282	2,542	1,782	7,606	11,881	64.0%
介護予防 短期入所療養介護	49	28	0	77	0	0.0%
介護予防 特定施設入居者生活介護	98,387	95,231	95,498	289,116	265,562	108.9%
介護予防福祉用具貸与	26,718	28,184	31,802	86,704	82,279	105.4%
介護予防 特定福祉用具販売	2,943	3,856	3,061	9,860	12,446	79.2%
介護予防住宅改修	16,513	19,667	15,728	51,907	51,714	100.4%
介護予防支援	36,790	40,805	44,278	121,873	99,761	122.2%
合計	280,031	304,044	324,746	908,821	813,487	111.7%

【図表】 8-9 居宅サービス給付費と介護予防居宅サービス給付費の合計

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	第7期実績	第7期計画	計画比
居宅サービス給付費 +介護予防居宅サービス給付費	8,051,543	8,223,774	8,312,208	24,587,524	25,401,426	96.8%

2) 施設サービス

施設サービスは、在宅生活が困難な方が入所する介護老人福祉施設、在宅復帰へ向けてリハビリを中心にサービスを提供する介護老人保健施設及び医療的なケアが必要な方が入所する介護療養型医療施設があります。

施設サービスにおける給付費は、第7期計画に対する実績が88.7%となっており、計画を下回っています。

施設サービス給付費におけるサービス別の実績をしてみると、どのサービスも、計画を下回っています。

【図表】 8-10 施設サービス利用量

(年間の延べ数)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	第7期実績	第7期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
介護老人福祉施設	7,254人	7,093人	7,453人	21,800人	24,960人	87.3%
介護老人保健施設	3,777人	3,910人	3,802人	11,489人	13,812人	83.2%
介護療養型医療施設	890人	738人	500人	2,128人	2,792人	76.2%

【図表】 8-11 施設サービス給付費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	第7期実績	第7期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
介護老人福祉施設	1,897,245	1,885,292	2,041,895	5,824,432	6,410,412	90.9%
介護老人保健施設	1,057,614	1,131,448	1,146,102	3,335,164	3,838,357	86.9%
介護療養型医療施設	321,154	269,629	194,435	785,218	962,989	81.5%
合計	3,276,012	3,286,369	3,382,433	9,944,814	11,211,758	88.7%

3) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、対象を区民に限定して提供されるサービスです。定期巡回・随時対応型訪問介護看護や認知症対応型共同生活介護など、地域の中での交流や関係機関との連携を密にした介護サービスを提供しています。

地域密着型サービスにおける給付費は、第7期計画に対する実績が81.8%となっており、計画を下回っています。

そのうち、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム)における実績と計画の差は、整備の年度が、計画年度より後ろにずれ込んだことによるものです。

また、夜間対応型訪問介護は85.9%、認知症対応型通所介護は61.1%と計画を下回る一方、介護予防小規模多機能型居宅介護は136.7%、看護小規模多機能型居宅介護は103.8%と計画を上回っています。

さらに、認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)は96.1%と、概ね計画に沿ったものとなっています。

【図表】 8-12 地域密着型サービス利用量

(年間の延べ数)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	第7期実績	第7期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	558人	613人	585人	1,756人	2,424人	72.4%
夜間対応型訪問介護	427人	299人	553人	1,279人	1,584人	80.7%
認知症対応型通所介護	14,031回	11,572回	10,769回	36,372回	67,080回	54.2%
	1,537人	1,300人	1,123人	3,960人	6,708人	59.0%
小規模多機能型居宅介護	857人	1,042人	1,242人	3,141人	3,552人	88.4%
看護小規模多機能型居宅介護	296人	309人	303人	908人	971人	93.5%
認知症対応型共同生活介護	1,597人	1,659人	1,836人	5,092人	5,388人	94.5%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	200人	203人	792人	1,195人	1,620人	73.8%
介護予防認知症対応型通所介護	0回	0回	0回	0回	0回	0.0%
	0人	0人	0人	0人	0人	0.0%
介護予防小規模多機能型居宅介護	21人	26人	92人	139人	85人	163.5%
介護予防認知症対応型共同生活介護	0人	0人	0人	0人	0人	0.0%
地域密着型通所介護	64,301回	61,827回	57,349回	183,477回	226,632回	81.0%
	9,759人	9,184人	7,792人	26,735人	32,376人	82.6%

【図表】 8-13 地域密着型サービス給付費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	第7期実績	第7期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	83,978	94,443	93,142	271,563	368,052	73.8%
夜間対応型訪問介護	20,038	16,531	18,312	54,882	63,924	85.9%
認知症対応型通所介護	149,234	123,802	112,522	385,557	630,595	61.1%
小規模多機能型居宅介護	179,946	215,008	256,561	651,515	800,379	81.4%
看護小規模多機能型居宅介護	79,409	89,357	91,367	260,133	250,576	103.8%
認知症対応型共同生活介護	419,157	435,201	490,757	1,345,115	1,399,910	96.1%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	53,897	55,540	216,852	326,289	399,838	81.6%
地域密着型通所介護	404,637	386,737	359,479	1,150,853	1,529,543	75.2%
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0.0%
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,341	1,517	7,457	10,314	7,545	136.7%
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0.0%
合 計	1,391,636	1,418,136	1,646,449	4,456,222	5,450,362	81.8%

4) 地域支援事業

地域支援事業全体の計画比は、3年間で88.5%となっており、概ね順調に推移しています。

● 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業については、平成28年10月から介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を地域支援事業に移行するとともに、介護予防事業を再編しました。

介護予防・生活支援サービス事業については、訪問型サービスで、計画値を上回る利用があり、事業が定着してきています。

一般介護予防事業については、介護予防把握事業にて75歳以上84歳以下の高齢者に対し健康質問調査票の送付による調査を継続しています。調査は3年間で1サイクルとして実施し、調査初年度の平成30年度は全件を対象、令和元・2年度は未回答者を対象としています。調査結果に応じ高齢者あんしん相談センターが介護予防ケアマネジメントを行い、短期集中予防サービスをはじめとする適切な事業に勧奨して、要介護状態となることを未然に防ぐための事業展開を図っています。

介護予防普及啓発事業及び地域介護予防活動支援事業については、新型コロナウイルス感染症拡大防止による事業中止・変更等の影響もあり計画値を下回っていますが、文の京介護予防体操等を通じて、すべての高齢者が介護予防に取り組むきっかけづくりと取組の機会を提供するとともに、住民同士のゆるやかな助け合い・支え合い活動を積極的に推進していくため、住民主体の通いの場への運営支援を行っています。

● 包括的支援事業

在宅医療・介護連携の推進については、地域支援事業としてではなく、東京都の医療保健政策区市町村包括補助事業費補助金や在宅療養推進事業費補助金を活用し、在宅療養支援連携相談窓口事業や地域資源マップの作成などを実施しました。

生活支援サービスの体制整備については、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)を平成28年度から日常生活圏域ごとに配置しています。

※図表における地域支援事業費は、原則として表示単位未満を四捨五入しているため、それらを足した数値と合計の数値が一致しない場合がある。

● 任意事業

成年後見制度利用支援事業については、実績が計画を上回っています。今後も引き続き成年後見制度の利用の促進に関する法律を踏まえ、制度の普及・啓発及び利用促進に努めていきます。

【図表】 8-14 地域支援事業費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	第7期実績	第7期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
介護予防・日常生活支援総合事業	464,234	449,763	396,907	1,310,904	1,465,360	89.5%
総合サービス事業 (介護予防・生活支援サービス事業)	410,210	403,401	356,414	1,170,026	1,283,427	91.2%
訪問型サービス	79,952	83,116	80,977	244,045	221,556	110.2%
通所型サービス	233,213	231,798	204,005	669,017	755,214	88.6%
短期集中予防サービス	50,542	43,069	31,643	125,254	154,074	81.3%
介護予防ケアマネジメント	44,457	42,807	36,756	124,021	147,731	84.0%
高額・高額医療合算介護予防・ 生活支援サービス事業	1,222	1,760	2,157	5,139	2,448	209.9%
審査支払手数料	824	850	876	2,550	2,404	106.1%
一般介護予防事業	54,024	46,361	40,493	140,878	181,933	77.4%
介護予防把握事業	8,781	4,676	6,242	19,698	27,137	72.6%
介護予防普及啓発事業	38,862	34,719	24,454	98,035	129,066	76.0%
地域介護予防活動支援事業	6,338	6,858	9,401	22,596	24,430	92.5%
一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0	0	0.0%
地域リハビリテーション活動 支援事業	43	109	396	548	1,300	42.2%
包括的支援事業	288,106	280,531	310,439	879,076	1,014,715	86.6%
高齢者あんしん相談センターの 運営	250,724	245,291	268,686	764,701	857,199	89.2%
在宅医療・介護連携の推進	0	0	0	0	24,720	0.0%
認知症施策の推進	5,760	5,709	6,783	18,252	28,329	64.4%
生活支援体制整備事業	23,487	21,104	26,623	71,214	75,484	94.3%
地域ケア会議の推進	8,135	8,426	8,347	24,909	28,983	85.9%
任意事業	5,360	7,826	8,781	21,966	18,288	120.1%
介護給付等費用適正化事業	1,773	1,860	1,838	5,471	6,942	78.8%
給付費通知	1,305	1,355	1,535	4,195	4,197	100.0%
介護保険事業者等指導事務	468	505	303	1,275	2,745	46.5%
家族介護支援事業	2,155	1,735	2,007	5,897	7,962	74.1%
認知症家族交流会・介護者教室	480	597	652	1,729	1,890	91.5%
認知症高齢者等見守り事業	1,675	1,138	1,355	4,168	6,072	68.6%
その他の事業	1,432	4,231	4,936	10,599	3,384	313.2%
成年後見制度利用支援事業	1,338	4,167	4,816	10,321	2,784	370.7%
住宅改修支援事業	94	64	120	278	600	46.3%
合 計	757,700	738,119	716,127	2,211,946	2,498,363	88.5%

4

第8期計画(令和3～5年度)の介護サービス利用見込み

過去の利用実績(利用人数、利用回数)、給付費、高齢者数・認定者数の将来推計、介護基盤年度別整備計画及び介護サービス利用者の動向等を分析し、第8期計画の介護サービス利用見込みを推計しています。

1) 居宅サービス・介護予防居宅サービス

ア 訪問介護

- ・訪問介護は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。

実績と計画

訪問介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	308,561	304,541	306,971	321,989	329,835	337,142	351,591
延べ利用人数	22,574	22,477	22,180	23,262	23,832	24,360	25,404
給付費(千円)	1,536,992	1,543,945	1,578,502	1,665,678	1,707,465	1,751,465	1,823,881

イ 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

- ・訪問入浴介護は、過去の利用実績等より、今後は増加すると見込んでいます。
- ・介護予防訪問入浴介護は、介護サービス利用者の動向等より、第8期計画の利用を0と見込んでいます。

実績と計画

訪問入浴介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	9,470	9,093	9,650	10,125	10,380	10,620	11,100
延べ利用人数	1,956	1,882	1,930	2,025	2,076	2,124	2,220
給付費(千円)	121,295	118,677	127,938	135,004	138,620	142,283	148,942

介護予防 訪問入浴介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	16	18	0	0	0	0	0
延べ利用人数	7	8	0	0	0	0	0
給付費(千円)	139	156	0	0	0	0	0

ウ 訪問看護・介護予防訪問看護

- ・訪問看護は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防訪問看護は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。

実績と計画

訪問看護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	82,576	88,306	100,848	105,765	111,197	116,741	128,383
延べ利用人数	13,517	14,236	15,280	16,025	16,848	17,688	19,452
給付費(千円)	648,291	684,200	786,113	829,506	872,580	917,758	1,011,699

介護予防 訪問看護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	5,632	7,902	10,865	11,656	11,978	12,254	12,806
延べ利用人数	1,309	1,778	2,362	2,534	2,604	2,664	2,784
給付費(千円)	39,871	55,424	77,259	83,403	85,511	87,380	90,733

エ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

- ・訪問リハビリテーションは、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防訪問リハビリテーションは、過去の利用実績等より、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

実績と計画

訪問リハビリ テーション	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	7,610	8,311	8,858	9,291	9,508	9,713	10,123
延べ利用人数	1,443	1,567	1,554	1,630	1,668	1,704	1,776
給付費(千円)	50,248	57,285	62,521	65,976	67,510	68,938	71,702

介護予防 訪問リハビリ テーション	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	999	998	1,248	1,342	1,320	1,320	1,386
延べ利用人数	227	213	227	244	240	240	252
給付費(千円)	6,194	6,450	8,334	8,997	9,002	9,002	9,449

オ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

- 居宅療養管理指導は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。
- 介護予防居宅療養管理指導は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。

実績と計画

居宅療養 管理指導	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	48,406	51,462	53,015	54,001	55,332	56,544	58,980
給付費(千円)	333,563	352,031	360,919	369,906	378,648	386,941	403,617

介護予防 居宅療養 管理指導	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	3,386	3,874	4,160	4,463	4,584	4,680	4,884
給付費(千円)	21,032	23,939	24,819	26,796	27,458	28,033	29,255

カ 通所介護

- 通所介護は、過去の利用実績等より、今後は増加すると見込んでいます。

実績と計画

通所介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	148,578	157,244	146,184	153,379	157,092	160,530	167,407
延べ利用人数	15,948	16,246	14,796	15,518	15,900	16,248	16,944
給付費(千円)	1,109,580	1,131,800	1,102,911	1,163,810	1,191,985	1,216,969	1,271,198

キ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

- ・通所リハビリテーションは、過去の利用実績等より、今後は増加すると見込んでいます。
- ・介護予防通所リハビリテーションは、過去の利用実績等より、今後は増加すると見込んでいます。

実績と計画

通所リハビリ テーション	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	25,562	28,652	26,625	27,924	28,599	29,237	30,512
延べ利用人数	3,755	4,096	3,508	3,679	3,768	3,852	4,020
給付費(千円)	215,075	238,420	208,858	220,388	225,617	230,580	240,649

介護予防 通所リハビリ テーション	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	803	828	656	704	720	732	768
給付費(千円)	28,112	27,762	22,183	23,947	24,366	24,773	25,991

ク 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

- ・短期入所生活介護は、過去の利用実績が減少していますが、今後は微増で推移すると見込んでいます。
- ・介護予防短期入所生活介護は、過去の利用実績が減少していますが、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

実績と計画

短期入所 生活介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	32,639	31,122	27,378	28,710	29,376	30,024	31,320
延べ利用人数	3,866	3,764	3,042	3,190	3,264	3,336	3,480
給付費(千円)	286,410	273,725	246,788	260,412	266,408	271,911	283,670

介護予防 短期入所 生活介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	503	375	270	286	312	312	312
延べ利用人数	106	84	52	55	60	60	60
給付費(千円)	3,282	2,542	1,782	1,924	1,925	1,925	1,925

ケ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

- ・短期入所療養介護は、過去の利用実績等が減少していますが、今後は微増で推移すると見込んでいます。
- ・介護予防短期入所療養介護は、介護サービス利用者の動向等より、第8期計画の利用を0と見込んでいます。

実績と計画

短期入所療養介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	5,933	5,424	2,575	2,698	2,755	2,854	2,952
延べ利用人数	734	688	314	329	336	348	360
給付費(千円)	66,896	63,155	30,094	31,756	33,141	33,856	35,236

介護予防短期入所療養介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	6	3	0	0	0	0	0
延べ利用人数	1	1	0	0	0	0	0
給付費(千円)	49	28	0	0	0	0	0

コ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホームなど)

- ・特定施設入居者生活介護は、介護基盤年度別整備計画等より、増加すると見込んでいます。
- ・介護予防特定施設入居者生活介護は、介護基盤年度別整備計画等より、増加すると見込んでいます。

実績と計画

特定施設入居者生活介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	12,014	12,378	12,203	12,429	12,816	13,344	13,920
給付費(千円)	2,346,272	2,385,882	2,390,019	2,448,982	2,530,950	2,635,120	2,748,834

介護予防特定施設入居者生活介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	1,376	1,399	1,357	1,456	1,500	1,536	1,608
給付費(千円)	98,387	95,231	95,498	103,089	105,671	108,204	113,261

サ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

- 福祉用具貸与は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。
- 介護予防福祉用具貸与は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。

実績と計画

福祉用具貸与	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	27,561	28,460	29,406	30,840	31,596	32,292	33,684
給付費(千円)	387,269	388,260	406,612	426,442	436,220	445,834	465,057

介護予防 福祉用具貸与	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	5,873	6,292	6,834	7,332	7,512	7,680	8,016
給付費(千円)	26,718	28,184	31,802	34,128	34,908	35,689	37,250

シ 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

- 特定福祉用具販売は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。
- 介護予防特定福祉用具販売は、介護サービス利用者の動向等より、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

実績と計画

特定福祉用具 販売	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	542	542	600	600	612	612	636
給付費(千円)	15,888	15,245	19,508	19,508	19,898	19,898	20,678

介護予防 特定福祉用具 販売	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	140	167	108	108	108	120	120
給付費(千円)	2,943	3,856	3,061	3,062	3,062	3,402	3,402

ス 住宅改修・介護予防住宅改修

- ・住宅改修は、介護サービス利用者の動向等より、微増で推移すると見込んでいます。
- ・介護予防住宅改修は、介護サービス利用者の動向等より、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

実績と計画

住宅改修	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	418	458	348	348	360	372	384
給付費(千円)	31,851	36,166	29,960	29,960	30,993	32,026	33,059

介護予防 住宅改修	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	187	227	180	180	180	180	180
給付費(千円)	16,513	19,667	15,728	15,728	15,728	15,728	15,728

セ 居宅介護支援・介護予防支援

- ・居宅介護支援は、介護サービス利用者の動向等より、引き続き増加すると見込んでいます。
- ・介護予防支援は、介護サービス利用者の動向等より、引き続き増加すると見込んでいます。

実績と計画

居宅介護支援	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	41,080	41,573	41,911	43,955	45,024	46,020	48,000
給付費(千円)	621,881	630,939	636,717	671,857	687,631	702,835	733,062

介護予防支援	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	7,339	8,111	8,840	9,484	9,720	9,936	10,368
給付費(千円)	36,790	40,805	44,278	47,802	48,916	50,003	52,177

2) 施設サービス

ア 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)は、過去の利用実績及び第8期計画期における入所者の動向等より、引き続き増加すると見込んでいます。

実績と計画

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	7,254	7,093	7,453	7,711	8,040	8,112	9,240
給付費(千円)	1,897,245	1,885,292	2,041,895	2,125,611	2,216,096	2,235,942	2,546,857

イ 介護老人保健施設

- ・介護老人保健施設は、過去の利用実績及び第8期計画期における入所者の動向等より、今後は増加すると見込んでいます。

実績と計画

介護老人保健施設	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	3,777	3,910	3,802	3,960	4,260	4,380	4,560
給付費(千円)	1,057,614	1,131,448	1,146,102	1,201,056	1,292,762	1,329,177	1,383,801

ウ 介護療養型医療施設(介護医療院)

- ・介護療養型医療施設は、介護医療院への転換が進むことにより、今後は減少すると見込んでいます。

実績と計画

介護療養型医療施設 (介護医療院)	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	890	738	500	516	420	420	420
給付費(千円)	321,154	269,629	194,435	201,890	164,421	164,421	164,421

※介護療養型医療施設は、令和5年度末までに介護医療院への転換が予定されている。

3) 地域密着型サービス

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、介護基盤年度別整備計画等より、増加すると見込んでいます。

実績と計画

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	第7期実績			第8期計画			令和7年度(第9期)推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	558	613	585	600	792	1,020	1,080
給付費(千円)	83,978	94,443	93,142	96,118	126,946	163,490	173,108

イ 夜間対応型訪問介護

- 夜間対応型訪問介護は、過去の利用実績等により、今後は増加すると見込んでいます。

実績と計画

夜間対応型訪問介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度(第9期)推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	427	299	553	420	480	540	660
給付費(千円)	20,038	16,531	18,312	13,993	16,001	18,001	22,002

ウ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

- 認知症対応型通所介護は、過去の利用実績等より、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。
- 介護予防認知症対応型通所介護は、介護サービス利用者の動向等より、第8期計画の利用を0と見込んでいます。

実績と計画

認知症対応型通所介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度(第9期)推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	14,031	11,572	10,769	12,658	12,658	12,658	12,658
延べ利用人数	1,537	1,300	1,123	1,320	1,320	1,320	1,320
給付費(千円)	149,234	123,802	112,522	133,074	133,148	133,148	133,148

介護予防 認知症対応型 通所介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	0	0	0	0	0	0	0
延べ利用人数	0	0	0	0	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0

エ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

- ・小規模多機能型居宅介護は、介護基盤年度別整備計画等より、増加すると見込んでいます。
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護は、過去の利用実績等より、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

実績と計画

小規模多機能型 居宅介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	857	1,042	1,242	1,356	1,512	1,548	1,968
給付費(千円)	179,946	215,008	256,561	281,832	314,430	321,916	409,257

介護予防 小規模多機能型 居宅介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	21	26	92	96	96	96	96
給付費(千円)	1,341	1,517	7,457	8,609	8,613	8,613	8,613

オ 看護小規模多機能型居宅介護

- ・看護小規模多機能型居宅介護は、介護基盤年度別整備計画等より、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

実績と計画

看護小規模 多機能型 居宅介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	296	309	303	336	336	348	348
給付費(千円)	79,409	89,357	91,367	101,941	101,998	105,641	105,641

カ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

- 認知症対応型共同生活介護は、介護基盤年度別整備計画等より、増加すると見込んでいます。
- 介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護サービス利用者の動向等より、第8期計画の利用を0と見込んでいます。

実績と計画

認知症対応型 共同生活介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	1,597	1,659	1,836	1,896	2,052	2,112	2,328
給付費(千円)	419,157	435,201	490,757	509,908	552,168	568,314	626,437

介護予防 認知症対応型 共同生活介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	0	0	0	0	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0

キ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、介護基盤年度別整備計画等より、横ばいで推移すると見込んでいます。

実績と計画

地域密着型 介護老人福祉 施設入所者 生活介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	200	203	792	840	840	840	840
給付費(千円)	53,897	55,540	216,852	234,414	234,544	234,544	234,544

ク 地域密着型通所介護

- 地域密着型通所介護は、過去の利用実績等より、横ばいで推移すると見込んでいます。

実績と計画

地域密着型 通所介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	64,301	61,827	57,349	65,356	65,356	65,356	65,356
延べ利用人数	9,759	9,184	7,792	8,880	8,880	8,880	8,880
給付費(千円)	404,637	386,737	359,479	412,191	412,419	412,419	412,419

4) 共生型サービス

共生型サービスは、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方の指定を受けている事業所が提供するサービスで、共生型訪問介護、共生型通所介護及び共生型短期入所生活介護のサービス類型に分かれます。

5) 給付費の実績と見込み

【図表】 8-15 第7期計画(平成30~令和2年度)における給付費の実績

(単位：千円)

サービス		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	合計	
居宅サービス	訪問介護	1,536,992	1,543,945	1,578,502	4,659,439	
	訪問入浴介護	121,295	118,677	127,938	367,911	
	訪問看護	648,291	684,200	786,113	2,118,604	
	訪問リハビリテーション	50,248	57,285	62,521	170,054	
	居宅療養管理指導	333,563	352,031	360,919	1,046,513	
	通所介護	1,109,580	1,131,800	1,102,911	3,344,291	
	通所リハビリテーション	215,075	238,420	208,858	662,353	
	短期入所生活介護	286,410	273,725	246,788	806,923	
	短期入所療養介護	66,896	63,155	30,094	160,145	
	特定施設入居者生活介護	2,346,272	2,385,882	2,390,019	7,122,172	
	福祉用具貸与	387,269	388,260	406,612	1,182,142	
	特定福祉用具販売	15,888	15,245	19,508	50,640	
	住宅改修	31,851	36,166	29,960	97,977	
	居宅介護支援	621,881	630,939	636,717	1,889,537	
	小計	7,771,512	7,919,730	7,987,462	23,678,703	
	予防給付	介護予防訪問入浴介護	139	156	0	295
		介護予防訪問看護	39,871	55,424	77,259	172,554
		介護予防訪問リハビリテーション	6,194	6,450	8,334	20,979
		介護予防居宅療養管理指導	21,032	23,939	24,819	69,791
		介護予防通所リハビリテーション	28,112	27,762	22,183	78,058
		介護予防短期入所生活介護	3,282	2,542	1,782	7,606
		介護予防短期入所療養介護	49	28	0	77
		介護予防特定施設入居者生活介護	98,387	95,231	95,498	289,116
		介護予防福祉用具貸与	26,718	28,184	31,802	86,704
		介護予防特定福祉用具販売	2,943	3,856	3,061	9,860
介護予防住宅改修		16,513	19,667	15,728	51,907	
介護予防支援		36,790	40,805	44,278	121,873	
小計		280,031	304,044	324,746	908,821	
居宅サービス計		8,051,543	8,223,774	8,312,208	24,587,524	
施設サービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1,897,245	1,885,292	2,041,895	5,824,432	
	介護老人保健施設	1,057,614	1,131,448	1,146,102	3,335,164	
	介護療養型医療施設(介護医療院)	321,154	269,629	194,435	785,218	
	施設サービス計	3,276,012	3,286,369	3,382,433	9,944,814	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	83,978	94,443	93,142	271,563	
	夜間対応型訪問介護	20,038	16,531	18,312	54,882	
	認知症対応型通所介護	149,234	123,802	112,522	385,557	
	小規模多機能型居宅介護	179,946	215,008	256,561	651,515	
	看護小規模多機能型居宅介護	79,409	89,357	91,367	260,133	
	認知症対応型共同生活介護	419,157	435,201	490,757	1,345,115	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	53,897	55,540	216,852	326,289	
	地域密着型通所介護	404,637	386,737	359,479	1,150,853	
	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	
	介護予防小規模多機能型居宅介護	1,341	1,517	7,457	10,314	
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	
	地域密着型サービス計	1,391,637	1,418,136	1,646,449	4,456,222	
	給付費計		12,719,192	12,928,278	13,341,090	38,988,560

【図表】 8-16 第8期計画(令和3~5年度)における給付費の見込み

(単位：千円)

サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計	
居宅サービス	訪問介護	1,665,678	1,707,465	1,751,465	5,124,608	
	訪問入浴介護	135,004	138,620	142,283	415,907	
	訪問看護	829,506	872,580	917,758	2,619,844	
	訪問リハビリテーション	65,976	67,510	68,938	202,424	
	居宅療養管理指導	369,906	378,648	386,941	1,135,495	
	通所介護	1,163,810	1,191,985	1,216,969	3,572,764	
	通所リハビリテーション	220,388	225,617	230,580	676,585	
	短期入所生活介護	260,412	266,408	271,911	798,731	
	短期入所療養介護	31,756	33,141	33,856	98,753	
	特定施設入居者生活介護	2,448,982	2,530,950	2,635,120	7,615,052	
	福祉用具貸与	426,442	436,220	445,834	1,308,496	
	特定福祉用具販売	19,508	19,898	19,898	59,304	
	住宅改修	29,960	30,993	32,026	92,979	
	居宅介護支援	671,857	687,631	702,835	2,062,323	
	小計	8,339,185	8,587,666	8,856,414	25,783,265	
	予防給付	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
		介護予防訪問看護	83,403	85,511	87,380	256,294
		介護予防訪問リハビリテーション	8,997	9,002	9,002	27,001
		介護予防居宅療養管理指導	26,796	27,458	28,033	82,287
		介護予防通所リハビリテーション	23,947	24,366	24,773	73,086
		介護予防短期入所生活介護	1,924	1,925	1,925	5,774
		介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
		介護予防特定施設入居者生活介護	103,089	105,671	108,204	316,964
		介護予防福祉用具貸与	34,128	34,908	35,689	104,725
		介護予防特定福祉用具販売	3,062	3,062	3,402	9,526
		介護予防住宅改修	15,728	15,728	15,728	47,184
介護予防支援		47,802	48,916	50,003	146,721	
小計		348,876	356,547	364,139	1,069,562	
居宅サービス計		8,688,061	8,944,213	9,220,553	26,852,827	
施設サービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	2,125,611	2,216,096	2,235,942	6,577,649	
	介護老人保健施設	1,201,056	1,292,762	1,329,177	3,822,995	
	介護療養型医療施設(介護医療院)	201,890	164,421	164,421	530,732	
	施設サービス計	3,528,557	3,673,279	3,729,540	10,931,376	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	96,118	126,946	163,490	386,554	
	夜間対応型訪問介護	13,993	16,001	18,001	47,995	
	認知症対応型通所介護	133,074	133,148	133,148	399,370	
	小規模多機能型居宅介護	281,832	314,430	321,916	918,178	
	看護小規模多機能型居宅介護	101,941	101,998	105,641	309,580	
	認知症対応型共同生活介護	509,908	552,168	568,314	1,630,390	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	234,414	234,544	234,544	703,502	
	地域密着型通所介護	412,191	412,419	412,419	1,237,029	
	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	
	介護予防小規模多機能型居宅介護	8,609	8,613	8,613	25,835	
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	
	地域密着型サービス計	1,792,080	1,900,267	1,966,086	5,658,433	
給付費計		14,008,698	14,517,759	14,916,179	43,442,636	

※給付費については、原則として表示単位未満を四捨五入しているため、それらを足した数値と小計及び合計の数値とが一致しない場合がある。

5

介護基盤整備について

第8期計画期間の介護保険サービスの基盤整備は、公有地等の活用も視野に入れながら、令和7年度までの整備方針等を踏まえた民間事業者による整備を進めるとともに、中・長期的な視点に基づき、高齢者が可能な限り在宅で安心して暮らせる体制整備について検討していきます。

令和7年度(2025年度)までの整備方針

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、利用状況に応じ、区民ニーズを踏まえながら公募により整備を進めます。令和7年度末の定員は90人を見込んでいます。
- 小規模多機能型居宅介護(看護小規模多機能型居宅介護を含む。)は、区民ニーズを踏まえながら公募により整備を進めます。令和7年度末の定員は224人を見込んでいます。
- 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)は、「『未来の東京』戦略ビジョン」(令和元年12月)の整備方針等を踏まえ、公募により整備を進めます。令和7年度末の定員は194人を見込んでいます。
- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム)と合わせて、「『未来の東京』戦略ビジョン」(令和元年12月)の整備方針等を踏まえ、入所が必要な高齢者の増加に対応した整備を目指します。令和7年度末の定員は740人を見込んでいます。
- 介護老人保健施設は、「『未来の東京』戦略ビジョン」(令和元年12月)の整備方針等を踏まえ、入所が必要な高齢者の増加に対応した整備を目指します。令和7年度末の定員は389人を見込んでいます。
- 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)は、今後の民間事業者の整備動向を踏まえ、整備方針を検討していきます。令和7年度末の定員は795人を見込んでいます。

中・長期的な視点を見据えた整備方針

区における今後の高齢者人口の推移や区民ニーズを踏まえ、施設整備を進めるとともに、併せて医療や介護が必要な高齢者が可能な限り在宅で安心して暮らせるよう、24時間対応の在宅医療や介護サービスを提供できる体制を、東京大学高齢社会総合研究機構¹の協力を得ながら、検討していきます。

¹ 東京大学高齢社会総合研究機構と区は、平成31年4月1日、フレイル予防等の介護予防施策をはじめ、高齢者の生活支援や在宅医療・介護など地域包括ケアシステムに関する分野について連携協定を締結した。

【図表】 8-17 第8期介護基盤年度別整備計画

事業種別	令和2年度末	第8期				累計	令和7年度末(第9期)定員見込
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	計		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 (45)	—	1 (45)	—	1 (45)	2 (90)	90人
小規模多機能型居宅介護	5 (137)	1 (29)	—	—	1 (29)	7 (195)	224人
看護小規模多機能型居宅介護	1 (29)						
認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)	9 (158)	1 (18)	—	—	1 (18)	10 (176)	194人
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム)	9 (633)	—	—	—	—	9 (633)	740人
介護老人保健施設	3 (289)	—	—	—	—	3 (289)	389人
介護療養型医療施設(介護医療院)	—	—	—	—	—	—	—
特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	12 (722)	—	1 (73)	—	1 (73)	13 (795)	795人

※上段は施設数、下段は(定員)

※整備年度は、事業開始年度を示す。

上記以外の介護サービス基盤の整備として、以下の事業を進めている。(「文の京」総合戦略 令和3年度版戦略シートNo.14より)

事業番号	計画事業(所管課)	年次計画			
		R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
		第8期「文京区高齢者・介護保険事業計画」			
59	民間事業者による高齢者施設の整備 [介護保険課]	【特別養護老人ホームの整備】 ●小日向二丁目旧財務省小日向住宅跡地を活用した整備計画 国との調整・スケジュール等の検討 → 運営事業者公募 →			
61	旧区立特別養護老人ホームの大規模改修 [介護保険課]	●「文京くすのきの郷」大規模改修(～令和5年5月) → 「文京白山の郷」「文京千駄木の郷」 → 工法・スケジュール等の検討 →			

6

第1号被保険者の保険料の算出

第8期介護保険事業計画期間の介護保険料(第1号被保険者の保険料)は、以下の考え方を基にして算出しています。

1) 給付と負担の関係

65歳以上の介護保険料(第1号被保険者の保険料)は区市町村(保険者)ごとに決められ、区市町村の被保険者が利用する介護サービスの水準を反映した金額になります。

そのため、介護保険料は、介護保険事業計画期間における介護サービスの利用見込量に応じたものとなり、その利用量が増えれば保険料は上がり、減れば下がる仕組みとなっています。

平成12年度の介護保険制度発足以来、本区の第1号被保険者数は32,479人から44,024人(令和2年8月末)に増加して約1.4倍となり、また、要介護・要支援認定者数は、3,674人から8,634人(令和2年8月末)に増加して約2.5倍、介護給付費は約49億円から約133億円(令和2年度末見込み)に増加して約2.7倍になっています。

こうした状況を踏まえ、本区の介護保険料基準額は、第1期は2,983円でしたが、第7期は6,020円となり、約2.0倍になっています。

また、全国平均基準額(月額)の介護保険料も、第1期(平成12~14年度)は2,911円でしたが、第7期(平成30年度~令和2年度)は5,869円となり、約2.0倍になっています。

今後も、高齢者人口及び要介護・要支援認定者の増加等の影響により、介護保険事業費は増加し、介護保険料基準額も上昇すると見込まれます。

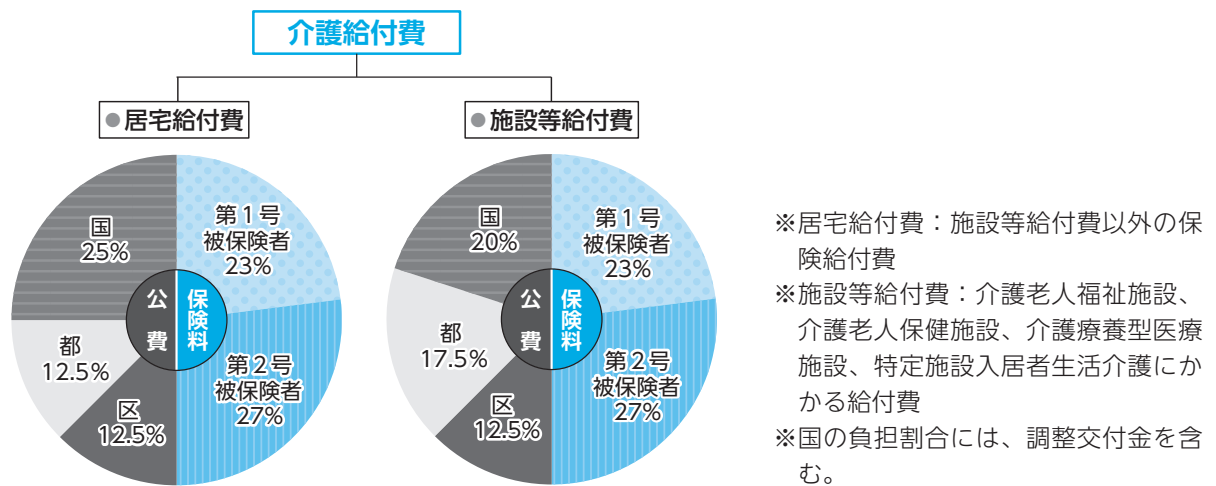
2) 介護給付費等の負担割合(財源構成)

① 介護給付費の負担割合

介護保険の財源は、国・都・区で負担する公費(50%)と、40歳以上の被保険者が負担する保険料(50%)で構成されています。

このうち、第1号被保険者の負担割合は、第7期より、22%から23%に、第2号被保険者は28%から27%に見直されました。

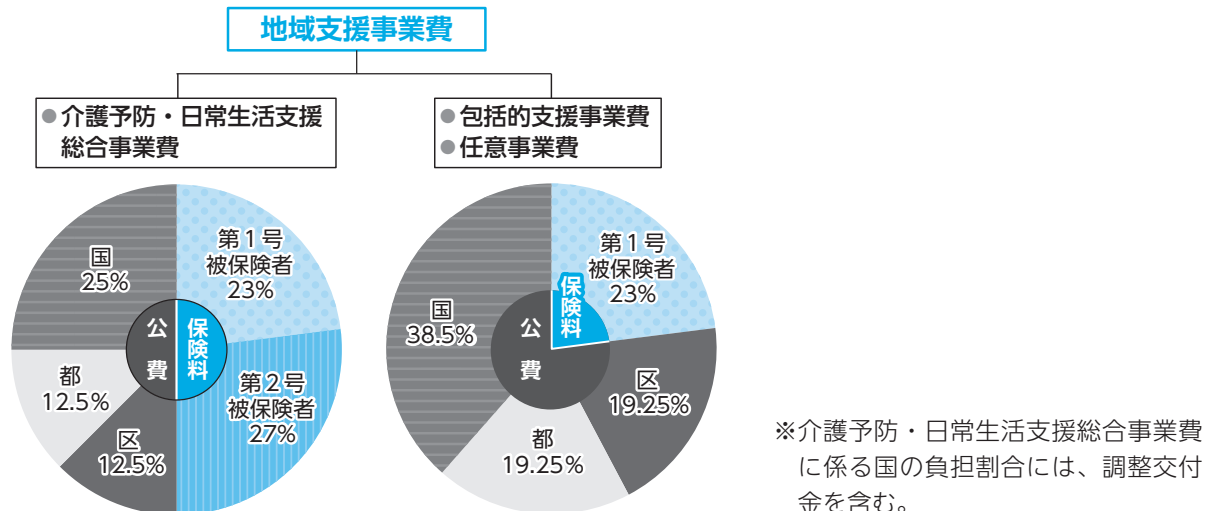
【図表】 8-18 介護給付費の負担割合



② 地域支援事業費の負担割合

地域支援事業は政令で定める額の範囲内で行うこととされています。介護保険財源で実施し、財源の一部には、40歳以上の被保険者が負担する保険料が充てられています。このうち、第1号被保険者の負担割合は、第7期より、22%から23%に、第2号被保険者は28%から27%に見直されました。

【図表】 8-19 地域支援事業費の負担割合



3) 第8期計画期間の介護保険料基準額の算出について

介護保険料基準額は、第8期における介護給付費と地域支援事業費の見込額及び第1号被保険者の負担割合等を基に算定します。

第8期の介護保険料基準額の算定基礎となる介護保険事業費は、3年間で約484億円を見込んでおり、第7期の実績と比較して約1.1倍程度増加する見込みです。

この介護保険事業費から、第8期の保険料算定基礎額は6,371円となります(詳しくは、「6)第1号被保険者の保険料基準額及び段階別保険料の算定」の中で述べています。(P.170参照))。算定に当たっては、次の①の要因を反映させています。

さらに、介護保険料算定基礎額6,371円に、次の②、③の要因を勘案し、最終的な介護保険料基準額が算定されることとなります。

① 介護報酬の改定

国は、「感染症や災害への対応力強化、地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重度化防止の取組の推進、介護人材の確保・介護現場の革新及び制度の安定性・持続可能性の確保を踏まえ、介護報酬を全体で0.7%増(うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価が0.05%増(令和3年9月末までの間))の改定率とする」との考え方を示しました。

これにより、介護保険事業費は、増額となる影響を受けます。

② 利用者負担の見直し等

令和3年8月1日から、介護保険施設入所時の居住費・食費の負担限度額認定における利用者負担段階のうち第3段階について、第3段階①(住民税非課税世帯かつ公的年金等収入金額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下)、第3段階②(住民税世帯非課税世帯かつ公的年金等収入金額+その他の合計所得金額が120万円超)に区分され、食費の負担限度額(日額)が第3段階①は650円、第3段階②は1,360円となります。ショートステイにおける食費の負担限度額(日額)については第2段階は600円、第3段階①は1,000円、第3段階②は1,300円となります。第4段階においては、食費の負担限度額(日額)は、一律1,445円となります。

さらに預貯金の要件について、単身の場合、第2段階は650万円以下、第3段階①は550万円以下、第3段階②は500万円以下、夫婦の場合、1,000万円を加えた額以下となります。

また、令和3年8月1日から、高額介護(予防)サービス費の住民税課税世帯における負担上限額については、課税所得380万円以上690万円未満の場合93,000円、同690万円以上の場合140,100円となります。

これらにより、介護保険事業費は、減額となる影響を受けます。

③ 介護給付費準備基金の活用

令和2年度末の「介護給付費準備基金²」の見込残高は、約18億3千万円となっています。

この残額から約6億5千万円を活用し、第8期の歳入とすることで、保険料基準額(月額)を350円程度減額し、第7期と同額にすることで、介護保険料負担の軽減を図ります。

4) 第8期計画期間の介護保険料の段階及び比率の設定

介護保険料の段階設定や基準額に対する比率は、保険者が判断して設定することができます。

第8期の保険料段階及び比率については、被保険者の負担能力や公平性を考慮し、次のとおり設定します。

① 介護保険料の段階設定

第7期に引き続き、第8期の介護保険料の段階数は15段階とします。

なお、第8期における第7段階から第9段階までを区分する基準所得金額は、それぞれ210万円、320万円に改正されます。

② 住民税非課税者の保険料軽減

第7期に引き続き、第2段階の保険料比率(0.75)と第4段階の保険料比率(0.90)は国基準から0.05引下げ、第2段階の保険料比率(0.70)、第4段階の保険料比率(0.85)とします。

③ 保険料比率について

第8期は、保険料比率を据え置きます。なお、第7期に引き続き、給付費の5割の公費とは別枠で公費(国1/2、都道府県1/4、区市町村1/4)を投入し、世帯非課税層における保険料の負担割合を軽減(第1段階0.50→0.30、第2段階0.70→0.45、第3段階0.75→0.70)します。

2 介護給付費準備基金 介護保険特別会計において発生した余剰金等を介護給付費準備基金として積み立て、介護給付及び地域支援事業に要する費用に不足が生じた場合の不足財源とするもの。積み立てられた余剰金については、最低限必要と認める額を除き、次期計画期間において歳入に繰り入れることとなっている。

5) 第8期における介護保険事業費の見込み

① 第8期介護給付費の見込み

総給付費に特定入所者介護(予防)サービス費などを加えた介護給付費は、第8期(令和3～5年度)で約459億円を見込んでいます。

【図表】 8-20 第8期介護給付費の見込み

(単位：千円)

介護給付費	第8期計画			合計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
総給付費(A)	14,008,698	14,517,759	14,916,179	43,442,636
居室サービス給付費	8,688,061	8,944,213	9,220,553	26,852,827
施設サービス給付費	3,528,557	3,673,279	3,729,540	10,931,376
地域密着型サービス給付費	1,792,080	1,900,267	1,966,086	5,658,433
その他給付額(B)	803,372	791,015	809,967	2,404,355
特定入所者介護(予防)サービス費等給付額	200,533	187,708	193,388	581,629
高額介護(予防)サービス費等給付額	523,406	522,046	533,531	1,578,982
高額医療合算介護(予防)サービス費等給付額	79,434	81,261	83,049	243,744
保険給付費計 [(A) + (B)]	14,812,070	15,308,774	15,726,146	45,846,991
審査支払手数料(C)	15,955	16,322	16,681	48,959
合計 [(A) + (B) + (C)]	14,828,026	15,325,096	15,742,828	45,895,950

② 第8期地域支援事業費の見込み

地域支援事業費については、第8期(令和3～5年度)で約25億円を見込んでいます。

【図表】 8-21 第8期地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

地域支援事業費	第8期計画			合計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
地域支援事業費	836,447	838,059	844,545	2,519,051
介護予防・日常生活支援総合事業費	479,716	479,699	485,752	1,445,167
包括的支援事業費・任意事業費	356,731	358,360	358,793	1,073,884

※第8期地域支援事業費の見込みにおける内訳は、P.134を参照。

③ 第8期介護保険事業費の見込み

介護給付費と地域支援事業費を合計した介護保険事業費は、第8期(令和3～5年度)で約484億円を見込んでいます。

【図表】 8-22 第8期介護保険事業費の見込み

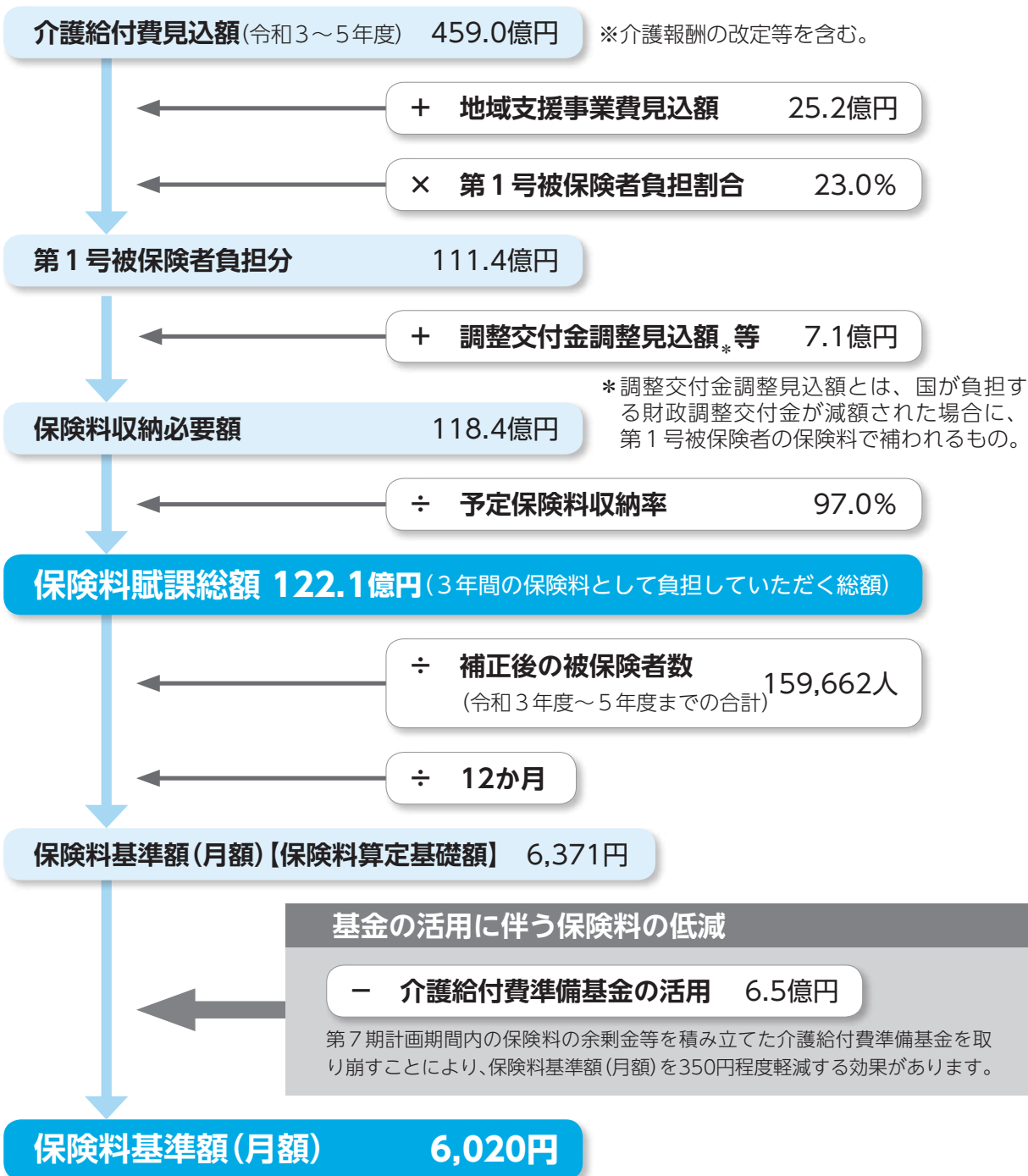
(単位：千円)

介護保険事業費	第8期計画			合計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
介護給付費	14,828,026	15,325,096	15,742,828	45,895,950
地域支援事業費	836,447	838,059	844,545	2,519,051
合計	15,664,473	16,163,155	16,587,373	48,415,001

6) 第1号被保険者の保険料基準額及び段階別保険料の算定

第8期(令和3～5年度)の保険料基準額は、次のとおりです。

【図表】 8-23 第1号被保険者保険料の算定手順



【図表】 8-24 第8期保険料基準額

第8期保険料基準額	令和3～5年度	月額 6,020円
-----------	---------	-----------

所得段階に応じた各段階別の介護保険料及び各所得段階の第1号被保険者数は、次のとおりです。

【図表】 8-25 所得段階別介護保険料

第8期(令和3~5年度)

所得段階	対象者		基準額に対する割合	年額保険料	
				(月額保険料)	第7期との差額
第1段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金の受給者 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下		0.30	21,700円	0円
				(1,800円)	0円
第2段階	世帯全員が住民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.45	32,500円	0円
				(2,700円)	0円
第3段階	世帯全員が住民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.70	50,600円	0円
				(4,200円)	0円
第4段階	本人が世帯に住民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.85	61,400円	0円
				(5,100円)	0円
第5段階(基準額)	本人が世帯に住民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00	72,200円	0円
				(6,000円)	0円
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が120万円未満	1.15	83,100円	0円
				(6,900円)	0円
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.25	90,300円	0円
				(7,500円)	0円
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.40	101,100円	0円
				(8,400円)	0円
第9段階		合計所得金額が320万円以上400万円未満	1.65	119,200円	0円
				(9,900円)	0円
第10段階		計所得金額が400万円以上500万円未満	1.80	130,000円	0円
				(10,800円)	0円
第11段階		合計所得金額が500万円以上750万円未満	2.10	151,700円	0円
				(12,600円)	0円
第12段階		合計所得金額が750万円以上1,000万円未満	2.50	180,600円	0円
				(15,000円)	0円
第13段階		合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満	2.80	202,300円	0円
	(16,800円)			0円	
第14段階	合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満	3.20	231,200円	0円	
			(19,200円)	0円	
第15段階	合計所得金額が3,000万円以上	3.50	252,800円	0円	
			(21,000円)	0円	

参考 第7期(最終年度 令和2年度)

所得段階	対象者		基準額に対する割合	年額保険料	
				(月額保険料)	第7期との差額
第1段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金の受給者 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下		0.30	21,700円	0円
				(1,800円)	0円
第2段階	世帯全員が住民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.45	32,500円	0円
				(2,700円)	0円
第3段階	世帯全員が住民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.70	50,600円	0円
				(4,200円)	0円
第4段階	本人が世帯に住民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.85	61,400円	0円
				(5,100円)	0円
第5段階(基準額)	本人が世帯に住民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00	72,200円	0円
				(6,000円)	0円
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が120万円未満	1.15	83,100円	0円
				(6,900円)	0円
第7段階		合計所得金額が120万円以上200万円未満	1.25	90,300円	0円
				(7,500円)	0円
第8段階		合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.40	101,100円	0円
				(8,400円)	0円
第9段階		合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.65	119,200円	0円
				(9,900円)	0円
第10段階		計所得金額が400万円以上500万円未満	1.80	130,000円	0円
				(10,800円)	0円
第11段階		合計所得金額が500万円以上750万円未満	2.10	151,700円	0円
				(12,600円)	0円
第12段階		合計所得金額が750万円以上1,000万円未満	2.50	180,600円	0円
				(15,000円)	0円
第13段階		合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満	2.80	202,300円	0円
	(16,800円)			0円	
第14段階	合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満	3.20	231,200円	0円	
			(19,200円)	0円	
第15段階	合計所得金額が3,000万円以上	3.50	252,800円	0円	
			(21,000円)	0円	

※月額保険料は、目安として百円単位で表示。

※第1段階から第3段階までの基準額に対する割合については、保険料軽減実施後の割合。

(本来の割合) 第1段階…0.50 第2段階…0.70 第3段階…0.75

※介護報酬の影響等により、保険料率は変更となる場合がある。

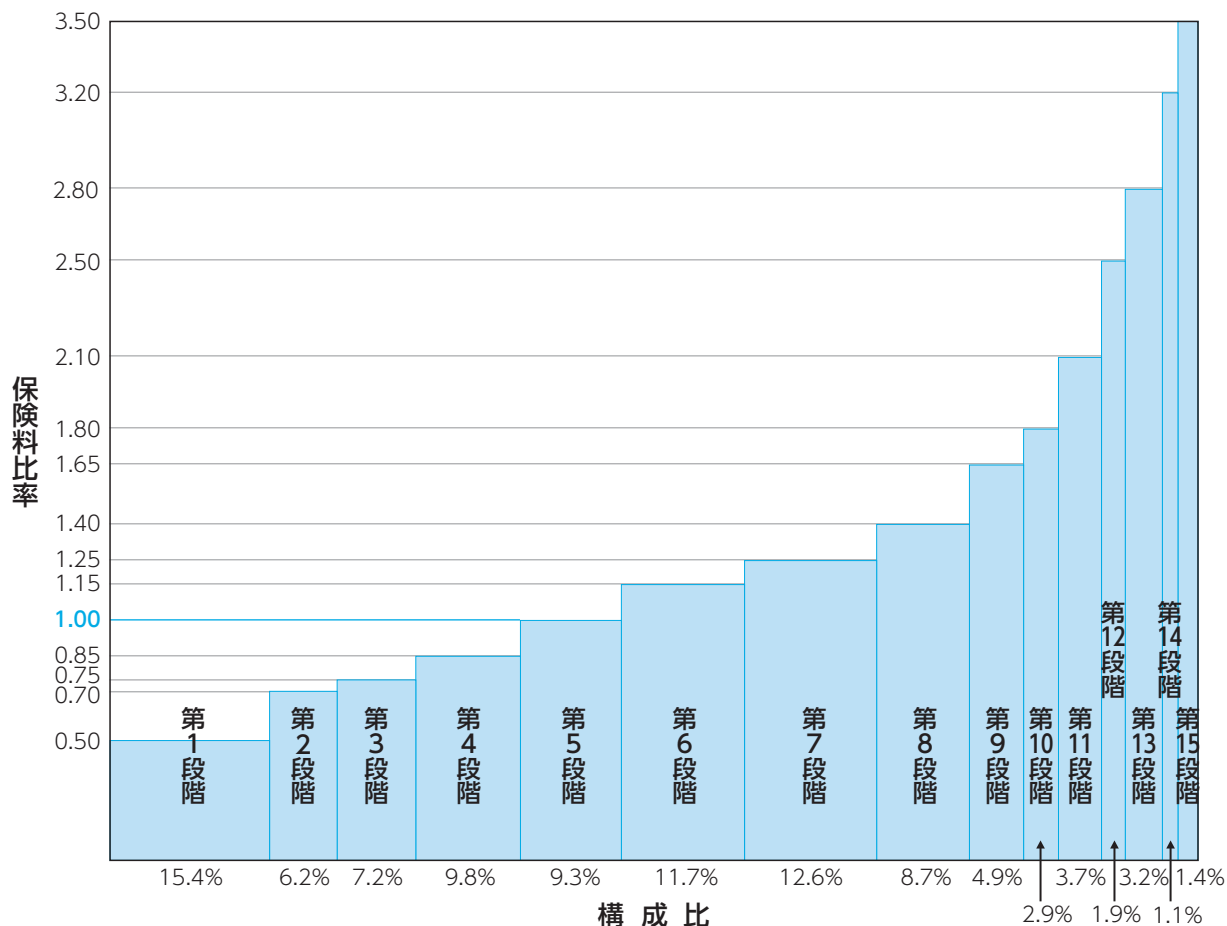
【図表】 8-26 保険料段階別第1号被保険者数

(単位：人)

段 階	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計(A)	構成比	基準額との比率(B)	補正被保険者数(A)×(B)
第1段階	6,810	6,846	6,882	20,538	15.4%	0.50	10,269
第2段階	2,757	2,771	2,786	8,314	6.2%	0.70	5,820
第3段階	3,160	3,177	3,193	9,530	7.1%	0.75	7,148
第4段階	4,354	4,377	4,400	13,131	9.8%	0.85	11,161
第5段階	4,118	4,140	4,162	12,420	9.3%	1.00	12,420
第6段階	5,192	5,219	5,246	15,657	11.7%	1.15	18,006
第7段階	5,572	5,602	5,631	16,805	12.6%	1.25	21,006
第8段階	3,847	3,868	3,888	11,603	8.7%	1.40	16,244
第9段階	2,165	2,177	2,188	6,530	4.9%	1.65	10,775
第10段階	1,293	1,300	1,307	3,900	2.9%	1.80	7,020
第11段階	1,653	1,661	1,670	4,984	3.7%	2.10	10,466
第12段階	820	825	829	2,474	1.9%	2.50	6,185
第13段階	1,417	1,424	1,432	4,273	3.2%	2.80	11,964
第14段階	474	476	479	1,429	1.1%	3.20	4,573
第15段階	626	629	632	1,887	1.4%	3.50	6,605
合 計	44,258	44,492	44,725	133,475	100.0%		159,662

※表中の数値は四捨五入している箇所があるため、合計値が一致しない場合がある。

【図表】 8-27 保険料段階別第1号被保険者数構成比



7) 令和7年度(2025年度)の介護保険料算定基礎額等

本区の第1号被保険者数は、令和7年に45,194人になると推計しており、令和2年の44,024人(8月末)と比べ、約2.7%増加すると見込んでいます。

また、要介護・要支援認定者も令和7年度に9,709人になると推計しており、令和2年度の8,634人(8月末)と比べ、約12.5%増加すると見込んでいます。

介護保険事業費は、後期高齢者や認知症高齢者の増加、介護サービス利用量の増加などにより、令和7年度、約176億2千万円になると推計しており、令和2年度の約149億1千万円と比べ、約18.1%増加すると見込んでいます。

新型コロナウイルス感染症の拡大が介護保険事業に与える影響は現時点で不明確ですが、この介護保険事業費を基に算出した令和7年度(第9期)の介護保険料算定基礎額は、約7,000円となり、第8期と比べ、約600円程度上昇すると見込んでいます。

8) 令和22年度(2040年度)の介護保険料算定基礎額等

本区の第1号被保険者数は、令和22年に63,134人になると推計しており、令和2年の44,024人(8月末)と比べ、約43.4%増加すると見込んでいます。

また、要介護・要支援認定者も令和22年度に12,372人になると推計しており、令和2年度の8,634人(8月末)と比べ、約43.3%増加すると見込んでいます。

令和22年度(第14期)の介護保険事業費及び介護保険料算定基礎額は、新たな感染症、介護サービス基盤の整備、地域包括ケアシステムの推進による可能な限り住み慣れた地域で自立した生活ができるための支援、フレイル予防プロジェクトの推進や高齢者クラブ等の活動による要介護・要支援認定者数への影響に加え、現在の人口推計に反映されない今後の人口動態の変化等を考慮すると、令和7年度と比べ、上昇すると見込んでいます。

※令和7年及び令和22年の第1号被保険者数は、令和2年1月時点の人口推計に基づき算出したもの。

第9章

介護保険制度の運営

1

2

3

4

5

6

7

8

9

資料編

高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組

介護保険制度は、高齢者の尊厳を守り、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能とするよう支援することや、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を理念としています。

そのため、高齢者等に対する自立支援・介護予防の普及啓発の取組を積極的に推進するとともに、地域における介護予防等の取組を通じて、高齢者等が地域社会を構成する一員として社会貢献できる場を提供し、社会的役割を担うことによる生きがいを支援していきます。

1) 高齢者等に対する自立支援・介護予防の普及啓発

高齢者が住み慣れた地域で健康にいきいきとした暮らしを続けるため、フレイル予防・介護予防に関する普及啓発を積極的に行うとともに、高齢者等の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い・支え合いの輪を拡げる活動を推進します。

2) 住民主体の通いの場等の拡充

地域を支える担い手を創出するため、フレイル予防・介護予防等の取組在住民主体の通いの場で積極的に展開し、人と人とのつながりを通じた幅広い年代の区民が通いの場に参加する取組を推進します。

3) リハビリテーション専門職との連携

住民主体の通いの場等の地域の介護予防活動にリハビリテーション専門職を派遣し、専門職としての知見を活かした介護予防に関する技術的な助言、指導等を行い、地域の自主的な介護予防活動を支援します。

また、新型コロナウイルス感染症の流行による高齢者に対する影響を踏まえ、リハビリテーションサービス提供体制の強化等、必要な対策を検討していきます。

4) 口腔機能向上や低栄養防止に係る指導

歯科衛生士による口腔ケアの指導や口周辺の筋肉を鍛える体操等を行うとともに、管理栄養士による低栄養予防等の栄養改善に関する講義等を実施し、要介護状態等になることを予防します。

5) ボランティア活動や就労的活動による社会参加の促進

元気な高齢者が様々なサービスの担い手として活躍できる場や機会を整え、社会参加や社会的役割をもつことにより、生きがいづくりや介護予防につなげていきます。

介護保険制度は、高齢者の尊厳を守り、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、必要な介護や医療のサービスを提供する制度です。

制度上では、老後の生活が誰の責任のもとに営まれるのかという観点から、自助を基本としながら相互扶助によってまかなう、負担と給付の関係が明確な社会保険方式が採用されています。このため、介護給付を必要とする受給者を適切に認定するとともに、利用者が真に必要なサービスを、介護サービス事業者が適切に提供していくことがとても大切です。

適切な介護サービス提供の確保により、費用の効率化等を通じた介護給付の適正化を図ることができます。

区は保険者として、東京都が策定する東京都介護給付適正化計画に基づいて介護給付適正化事業を推進するとともに、介護サービスが本来の趣旨に沿って給付され利用者が安心して介護保険制度を利用できる取組を推進していきます。

1) 要介護認定の適正化

① 要介護認定調査を委託した場合の公平公正性の確保

要介護認定調査は、本区職員や居宅介護支援事業者等への委託により実施しています。調査員によって調査内容が異ならないように、調査項目の判断基準の解説や特記事項の記載に係る留意点等の確認を目的とした要介護認定調査員研修を開催し、全国一律の基準に基づいた公正かつ的確な調査の実施と認定調査票の記載内容の充実を図っていきます。

また、委託した認定調査票の内容について、本区職員による全件点検を継続することで、公平公正性を確保していきます。

② 要介護認定審査の適正化

主治医意見書及び認定調査票における内容の精度を高め、充実させるための取組を実施しています。

また、要介護認定審査会における平準化・適正化のため、審査判定手順等の遵守及び連絡会の開催等による審査会間の情報共有の取組をより一層推進していきます。

2) 適切なケアマネジメント等の推進

① 介護支援専門員(ケアマネジャー)への研修・連絡会の実施等

ケアマネジャーの資質向上を図るため、文京区介護サービス事業者連絡協議会に居宅介護支援事業者部会を設置して、研修会を実施しています。

さらに、区内の主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)のネットワークの構築に取り組むとともに、意見交換や研修の場を提供するなど、ケアマネジャー相互や区との連携を一層充実させ、包括的・継続的ケアマネジメントを支援していきます。

② ケアマネジメント支援事業の実施

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の一環として、平成18年から高齢者あんしん相談センターの主任ケアマネジャーが中心となり、区と協働でケアマネジャーを対象に講演会やワークショップなどの研修を実施しています。

今後も、介護保険サービス利用者の自立支援及び自分らしい生活の実現に資することを目的に、ケアマネジメント力の向上のための事業を実施していきます。

③ ケアプラン点検の実施

ケアマネジャーが作成するケアプラン(居宅サービス計画等)が利用者にとって必要なサービスが過不足なく提供されているか、また利用者にとっての自立支援を促すものとなっているか等を、区、専門的見地を持つ主任ケアマネジャー及び事業者の三者で定期的に点検し、より良いケアプランが作成されるよう支援を行うことで、ケアマネジャーの資質の向上を図っていきます。

④ 福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査

福祉用具購入費・住宅改修費の給付に際しては、書面による審査を行っています。利用者の状態像から見て用具の購入や住宅改修の必要性が正しく判断されているか、また、計画どおりに工事等が行われているかを確認するために、書面審査に加えて購入・改修の前後に利用者宅への訪問調査を行い適正に利用されているか確認しています。

年間15件を目標に、任意に抽出した利用者宅に訪問調査を実施します。

3) 事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

① 事業者に対する指導監督

法制度等の正しい理解を促し、適切な介護サービスを確保するため、事業者に対し集団指導を行います。

さらに、事業所を訪問し、実地指導及び監査を実施します。実地指導では、人員・設備・運営基準が遵守されているか確認するために、関係書類等を基に事業者に対して説明を求めながら指導を行います。

こうした指導を行うことで、事業者がそれぞれの業務において、法令基準を遵守した適正な事業運営が図られるよう促します。

なお、実地指導により重大な指定基準違反が発覚した場合や、改善指導に従わない悪質な事業者に対しては速やかに監査に切り替え、東京都と連携を取りながら、指定取り消し等を含む行政上の措置を行います。

また、不適正な介護給付事例が確認された場合は、介護給付費の返還等を含め速やかに改善を求め、介護報酬請求の適正化を図っています。

都内には広域的事業展開をする事業者が多く存在するため、東京都、他の保険者及び東京都国民健康保険団体連合会等との連携を図りながら、事業者指導をより一層進めていきます。

② 苦情・通報情報の活用

本区では、区民等から寄せられる苦情や通報情報のうち、不適切な介護サービスが提供されていると考えられる場合については、ケアプラン「居宅(介護予防)サービス計画」等の確認、関係部署への情報提供、連携体制の構築などを通じて、介護サービス事業者への助言、指導を実施しています。

③ 給付費通知

介護保険サービス及び総合サービス事業の利用者全員に、実際のサービスの内容や費用等を通知する「介護サービス(総合サービス事業)利用状況のお知らせ」(介護給付費通知)を年2回送付しています。

介護サービス等の給付費や自己負担額を利用者自身が確認することで、介護報酬の不正請求の発見及び適切なサービス利用につなげることを目的に実施します。

また、送付の主旨を説明した資料を同封することで、介護給付適正化に対する利用者の理解を促します。

4 縦覧点検・医療情報との突合

利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数等の点検を行う縦覧点検を行っています。

また、医療の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い医療と介護の重複請求の排除を図ります。

縦覧点検及び医療情報との突合の効率的な実施を図るため、東京都国民健康保険団体連合会への業務委託により実施しています。

4) 区民及び被保険者等への介護保険制度に関する説明の充実

1 サービス利用に関する情報提供

適切なサービスの利用に資するため、区報、本区ホームページ及びパンフレット等により、給付適正化への理解を図っています。

さらに、介護サービス利用者や介護サービス事業者の利便性を高めるために、介護サービス事業者情報や定期的に更新されるサービスの空き情報等を検索できるシステムを運用するとともに、区ホームページ内に厚生労働省や都福祉保健局ホームページへのリンクを設け、タイムリーな情報提供を行っています。

<啓発用パンフレット・チラシ>

●わたしたちの介護保険

本区における介護保険制度のしくみ、保険料、サービスの利用手順、各種事業の説明等をまとめています。

●わたしたちの介護保険便利帳

本区における介護保険制度のしくみ、保険料、サービスの利用手順、各種事業の説明等をまとめています。(持ち運び用冊子)

●ハートページ(介護サービス事業者ガイドブック)

本区における介護保険の相談・申請窓口や介護保険のしくみを紹介するとともに、各種介護サービス事業者をリスト化しています。なお、冊子と同様の事業者情報を掲載したWEBページも開設しています。

●高齢者のための福祉と保健のしおり

本区や社会福祉協議会が行っている高齢者のための福祉サービス・保健サービスをわかりやすくまとめています。

●文京区認知症ケアパス知っておきたい！認知症あんしん生活ガイド

認知症の方の状態に応じた適切なサービス提供の流れや相談窓口、地域のサポート・サービス等を紹介しています。

●こんにちは高齢者あんしん相談センターです

高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)の役割やお問い合わせ先を紹介

しています。

<情報サイト等の運用>

●介護サービス事業者情報検索等システム

介護サービス事業者向けの情報サイトを開設し、最新の介護関係情報や本区主催の研修会情報を提供することで介護サービスの質の向上を図っています。

さらに、所在地やサービスの種類から、簡便に事業者の基本情報や介護サービスの空き情報及び事業所の求人情報を区民が検索できるシステムも運用しています。

<事業概要>

●文京の介護保険

本区における介護保険制度のあゆみや認定者、保険料及び介護サービス等の状況や実績等をまとめています。

2 介護保険相談窓口

本区の介護保険課の相談窓口では、専門相談員を配置し、区民及び介護サービス事業者等からの相談や苦情に対応しています。

サービス利用者が介護保険制度を十分に理解し、適切なサービス利用ができるよう支援するとともに、介護サービス事業者に対しても、サービス提供がより適切に行われるよう助言・指導しています。

また、区内4つの日常生活圏域ごとに設置する高齢者あんしん相談センターでは、高齢者等からの様々な相談や、権利擁護に関する相談の支援等を行っています。

なお、これらの対応については、必要に応じて東京都及び東京都国民健康保険団体連合会等とも連携をとり、充実を図っています。

3

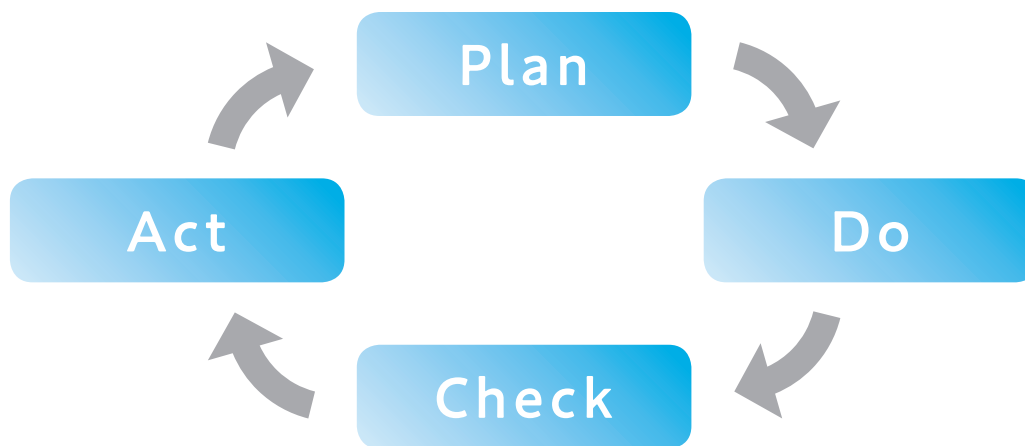
PDCAサイクルの推進による保険者機能強化

国の基本指針では、自立支援、介護予防・重度化防止や介護給付の適正化に関する施策の実施状況及び目標の達成状況について、年度ごとに調査及び分析を行うとともに、計画の実績に関する評価を実施し、必要があると認められるときは、次期計画に反映するPDCAサイクルの推進を明記しています。

そのため国では自治体への財政的奨励策として、保険者機能強化推進交付金、令和2年度には介護保険保険者努力支援交付金を創設しました。

本区においても、国の基本指針に従い、本章で示す施策等の評価を地域福祉推進協議会高齢者部会等において実施し、PDCAを確実に実施することで保険者機能の強化を図り、これら交付金を活用し、安定した介護保険制度の運営を図っていきます。

【図表】 9-1 PDCAサイクルのイメージ



計画(Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行(Do)	計画に基づき活動を実行する
評価(Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する(学ぶ)
改善(Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直す

高齢者に対する適切な介護や支援を継続的に行っていくためには、介護サービスを提供する事業所に勤務する人材(以下「介護人材」という。)の確保が必要不可欠です。

東京都の試算では、2025年(令和7年)に、3万5千人の介護人材が不足するとしており、本区においても今後、介護サービス基盤の維持に、2025年(令和7年)には数百人、2040年(令和22年)には千人規模の介護人材の不足が予測されます。

また、本区の高齢者等実態調査(令和元年度)では、介護サービス事業者の54.1%が従業員の不足を感じており、そのうちの60.9%の事業者は「採用が困難」と回答するなど、現状においては大変厳しい状況となっています。

介護人材の不足は、全国共通の課題であり、その背景として賃金など他職種との競合や職場環境、介護に対するイメージなど様々な要因が絡み合っています。

このような状況に対し、国は地域と二人三脚で「多様な人材の参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」を進めるための対策に総合的・計画的に取り組むこととしています。

国においては、平成29年度に介護報酬にキャリアパスの構築を要件とした新たな介護職員処遇改善加算を導入しており、さらに令和元年10月に勤続年数等を考慮して介護職員処遇改善加算に上乘せする形で算定できる介護職員等特定処遇改善加算を導入しています。

東京都においては、国の動向等も踏まえ、「働きやすい職場環境の醸成」、「介護現場のマネジメント改革」、「地域の特色を踏まえた支援の拡充」の3つの方向性をまとめ、参入促進や再就職支援、育成、普及啓発など幅広く事業を実施しています。

本区においては、介護の魅力を高めるため、平成21年度から介護サービス事業者と協働で実施しているイベント「アクティブ介護」に加え、平成27年度から学生向けに事業所見学ツアー、平成29年度から出張講座等を実施し、幅広い年代への理解促進に取り組んでいます。

さらに、介護サービス事業者連絡協議会における研修や情報提供などにより、介護職員の資質向上と介護サービス事業者間のネットワークづくりを行っています。

平成28年度からは、福祉避難所に指定された介護施設職員に対する住宅費補助を開始し、職員の確保・定着を図るとともに、施設における災害時・緊急時対応の体制整備を図っています。

平成30年度からは、質の高い介護サービスの安定的・継続的な提供を確保するため、初任者・実務者に対する資格取得支援として、研修受講費を補助しています。また同時に、外国人介護福祉士候補者の受け入れに対する体制整備促進と育成支援等のための費用を補助するとともに、若手職員の定着促進やネットワーク構築を支援するための人材育成プログラム研修を実施しています。今後、介護未経験者に対して、基本的な業務知識を習得するための研修を実施することで、多様な人材の参入促進を図り、さらなる介護人材の確保・定着等を支援していきます。

さらに、介護人材確保・定着の取組を効果的、効率的に進めるため、国による処遇改善や東京都による事業者支援等と併せた包括的な事業を、介護サービス事業者と連携して実施します。

なお、職場環境の向上や介護職員の負担軽減に効果が期待されているICTや介護ロボットの導入については、職員の習熟など様々な課題があることから、先行事業所の取組や国のモデル事業の検証等を踏まえ、支援方法について引き続き検討を進めていきます。

5

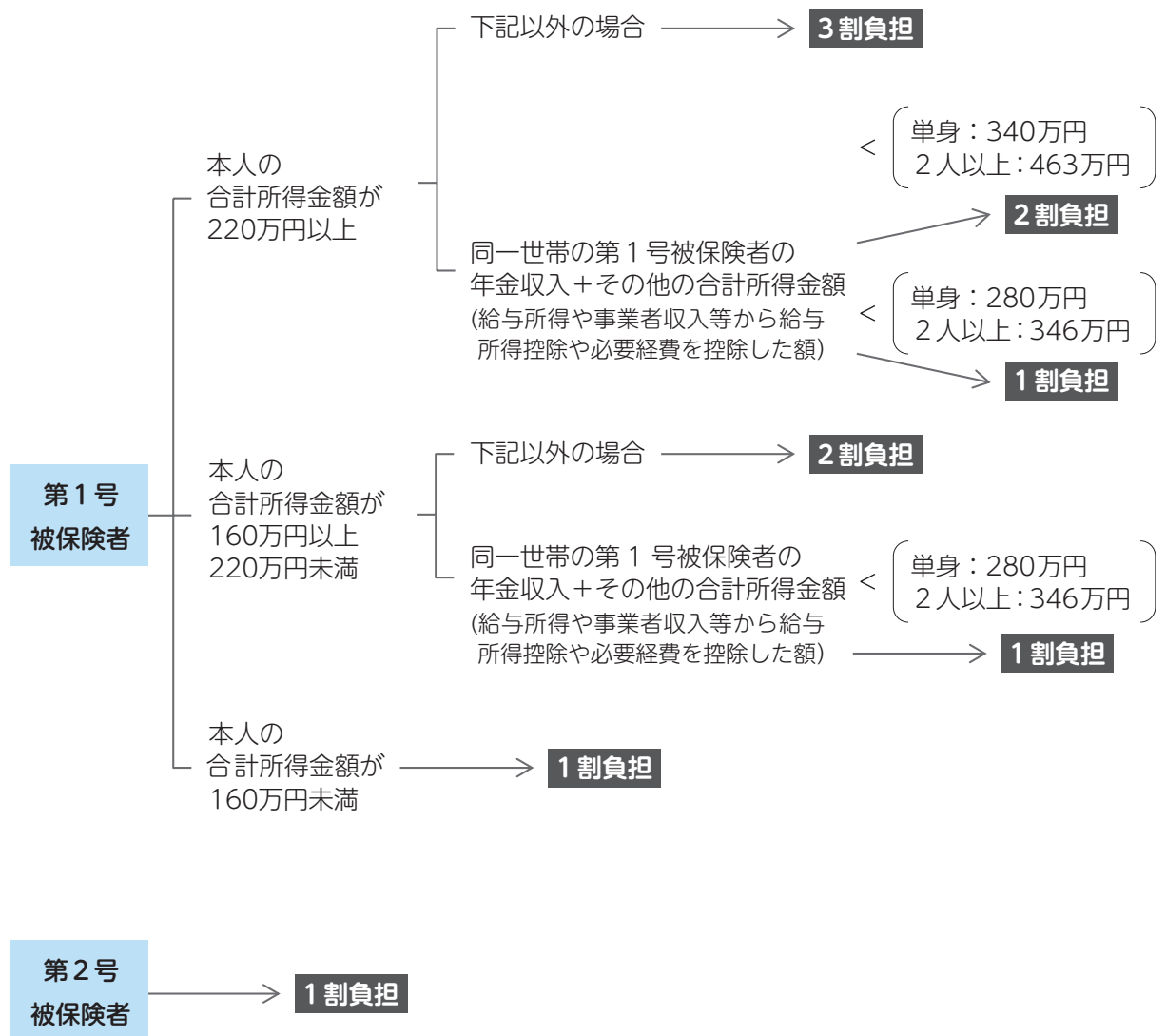
利用者の負担割合等の制度

介護保険サービス負担は、原則、1割となっています。

ただし、第1号被保険者のうち、一定以上の所得がある場合の自己負担は2割または3割となります。

要介護・要支援の認定を受けた方には、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」を発行します。

【図表】 9-3 利用者負担の割合



1) 保険料個別減額制度

本区では、保険料の所得段階が第2段階、第3段階に該当する人のうち、次の1から5までの要件をすべて満たした場合に、第1段階と同率の保険料とする個別減額制度を設けています。

【図表】 9-4 保険料個別減額制度該当要件

		世帯人数			
		1人	2人	3人	4人以上
1	前年の収入額	120万円以下	170万円以下	220万円以下	1人増えるごとに50万円を加えた額
2	預貯金等	240万円以下	340万円以下	440万円以下	1人増えるごとに100万円を加えた額
3	居住用以外の土地又は建物を所有していないこと				
4	住民税課税者と生計をともにしていないこと又は住民税課税者の扶養を受けていないこと				
5	原則として保険料を滞納していないこと				

※預貯金等には、債権等も含まれる。

2) 利用者負担段階の設定

利用者負担段階を設定し、段階に応じて特定入所者介護サービス費や高額介護(介護予防)サービス費を支給することで、利用者負担を軽減しています。

【図表】 9-5 利用者負担段階

利用者負担段階	対象者
第1段階	・住民税世帯非課税で、老齢福祉年金受給者、生活保護受給者
第2段階	・住民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額が年間を通じて80万円以下の人
第3段階	・住民税世帯非課税で、利用者負担第2段階以外の人
第4段階	・住民税本人非課税で、世帯に住民税課税者がいる人 ・住民税本人課税者

3) 特定入所者介護サービス費の支給

介護保険施設や短期入所生活介護・短期入所療養介護の利用に係る居住費(滞在費)・食費が低所得者にとって過重な負担とならないように、利用者負担段階に応じた負担限度額を設けています。

具体的には、限度額と基準費用額との差額を、保険給付費から特定入所者介護サービス費として負担します。

なお、第2段階の方であっても、非課税年金額と合わせて80万円を超える場合は第3段階となります。

また、令和3年8月から第3段階が2つに区分され、食費(日額)が改定とされます。

【図表】 9-6 特定入所者介護サービス費負担限度額(令和3年8月1日より適用)

利用者負担段階	居住費(日額)				食費(日額)	
	多床室(相部屋)	従来型個室	ユニット型個室的多床室	ユニット型個室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	0円	① 320円 ② 490円	490円	820円	300円	300円
第2段階	370円	① 420円 ② 490円	490円	820円	390円	600円
第3段階①*	370円	① 820円 ② 1,310円	1,310円	1,310円	650円	1,000円
第3段階②*	370円	① 820円 ② 1,310円	1,310円	1,310円	1,360円	1,300円
第4段階(基準費用額)	① 855円 ② 377円	① 1,171円 ② 1,668円	1,668円	2,006円	1,445円	

上記図表における①②について

①：介護老人福祉施設、短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設生活介護

②：介護老人保健施設、介護療養型医療施設(介護医療院)、短期入所療養介護

*第3段階①は、(住民税世帯非課税かつ公的年金等収入額+その他の合計所得額が80万円超120万円以下)

*第3段階②は、(住民税世帯非課税かつ公的年金等収入額+その他の合計所得額が120万円超)

※令和3年8月より、特定入所者介護サービス費の支給における預貯金の要件については、単身の場合、第2段階は650万円以下、第3段階①は550万円以下、第3段階②は500万円以下、夫婦の場合、1,000万円を加えた額以下。なお、別居の配偶者が住民税課税者の場合は当該サービス費の支給対象外。

4) 住民税課税層における食費・居住費の特例減額措置

利用者負担段階が第4段階に該当する人は、特定入所者介護サービス費の支給対象となりません。

ただし、高齢夫婦世帯等で一方が施設に入所し、食費・居住費を負担した結果、在宅で生活する配偶者等が生計困難に陥らないように、一定の要件(世帯の年間収入から施設での利用者負担(居住費・食費含む。)の見込額を差し引いた額が80万円以下など)を満たす場合は利用者負担段階の第3段階が適用されます。

5) 高額介護(介護予防)・高額総合サービス費の支給

月々の介護保険サービス(福祉用具購入費・住宅改修費等は除く。)及び総合サービス事業の利用者負担の合計額が利用者負担段階に応じた上限額を超えた場合、申請により超えた額を高額介護(介護予防)・高額総合サービス費として支給し、負担を軽減します。

また、令和3年8月より第4段階について3つに区分され、負担上限額が改定となります。

【図表】 9-7 高額介護(介護予防)・高額総合サービス費(令和3年8月1日より適用)

利用者負担段階	負担上限額	
第1段階	個人 15,000円	
第2段階	個人 15,000円	
第3段階	世帯 24,600円	
第4段階	住民税課税所得380万円未満	世帯 44,400円
	住民税課税所得380万円以上690万円未満	世帯 93,000円
	住民税課税所得690万円以上	世帯 140,100円

6) 高額医療合算介護(介護予防)・高額医療合算総合サービス費の支給

世帯内での医療、介護保険サービス及び総合サービス事業のそれぞれの利用者負担額を合算した年額(8月から翌年7月まで)が負担限度額を超えたとき、申請によりそれぞれの制度から支給し、負担を軽減します。

そのうち、介護保険サービスと総合サービス事業では、高額医療合算介護(介護予防)・高額医療合算総合サービス費として支給されます。

【図表】 9－8 高額医療・高額介護・高額総合合算自己負担限度額「算定基準額」

所得区分	後期高齢者医療制度 + 介護保険 (75歳以上の人がいる世帯)	被用者保険 又は 国民健康保険 + 介護保険 (70～74歳の人がいる世帯)	所得区分 (基礎控除後の 総所得金額等)	被用者保険 又は 国民健康保険 + 介護保険 (70歳未満の人がいる世帯)
住民税 課税所得 690万円以上	212万円	212万円	901万円超	212万円
住民税 課税所得 380万円以上	141万円	141万円	600万円超 901万円以下	141万円
住民税 課税所得 145万円以上	67万円	67万円	210万円超 600万円以下	67万円
住民税 課税所得 145万円未満	56万円	56万円	210万円以下	60万円
住民税 非課税	Ⅱ	31万円	住民税世帯 非課税	34万円
	*Ⅰ	19万円		

* 住民税非課税Ⅰの人が複数いる世帯の場合、介護保険分の算定基準額に限り、Ⅱの31万円となるので、高額医療合算介護(介護予防)サービス費のみ不支給となることがある。

※毎年7月31日時点の、医療保険の所得区分を適用する。

7) 生計困難者の利用料軽減制度

要件(収入が単身で150万円以下や預貯金が単身で350万円以下など)をすべて満たし、申請により認定を受けると、該当する介護サービスに係る費用(利用者負担額・食費・居住費)のうち25%(高齢福祉年金受給者は50%)を軽減します。

ただし、利用しているサービスの提供事業者が東京都に減額の申し出を行っている場合に対象となります。

1) 検討体制

① 文京区地域福祉推進協議会設置要綱

制 定 平成8年7月11日8文福福発第504号

最終改正 令和2年11月13日2020文福福第614号

(設置)

第1条 文京区における地域福祉の効果的な推進を図るため、文京区地域福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について総合的な協議を行い、その結果を文京区地域福祉推進本部設置要綱(6文福福第1188号。以下「本部設置要綱」という。)に基づき設置する文京区地域福祉推進本部に報告する。

- (1) 文京区地域福祉保健計画(以下「地域福祉保健計画」という。)に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 協議会の委員は、地域福祉について識見を有する者のうちから、本部設置要綱第3条に規定する本部長(以下「本部長」という。)が委嘱する委員34人以内をもって構成する。

2 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 区内関係団体等の構成員 20人以内
- (3) 公募区民 9人以内

3 前項第3号に規定する委員は、別に定める文京区地域福祉推進協議会公募委員募集要領(12文福福発第204号)により募集する。

(任期)

第4条 委嘱された委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、学識経験者のうちから、互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じて協議会を招集し、主宰する。

(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(分野別検討部会)

第8条 地域福祉保健計画の策定又は改定の検討を行うため、協議会の下に分野別検討部会(以下「部会」という。)を置く。

2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。

(1) 子ども部会

(2) 高齢者・介護保険部会

(3) 障害者部会

(4) 保健部会

3 部会は、地域福祉保健計画の策定又は改定に際し、当該計画について協議会から指定された事項を分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。

4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

5 部会長は、第3条第2項第1号の学識経験者のうちから、本部長が指名する。

6 部会員は、協議会委員のうちから、部会長が指名する。

7 前項に規定する者のほか、本部長は、地域福祉に係る分野の関係者等のうちから10人以内の者を部会員として委嘱することができる。ただし、本部長が特に必要と認めるときは、10人を超えて委嘱することができる。

8 第5項から第7項までの規定にかかわらず、第2項第2号に規定する高齢者・介護保険部会の部会長及び部会員は、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱(17文介第1114号)に基づき設置された文京区地域包括ケア推進委員会の委員のうちから、本部長が委嘱する。

9 第5項から第7項までの規定にかかわらず、第2項第4号に規定する保健部会の部会長及び部会員は、文京区地域保健推進協議会条例(昭和50年3月文京区条例第15号)に基づき設置された文京区地域保健推進協議会の委員のうちから、本部長が委嘱し、又は任命する。

10 部会は、部会長が招集する。

11 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

12 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる課において処理する。

(1) 子ども部会 子ども家庭部子育て支援課

(2) 高齢者・介護保険部会 福祉部高齢福祉課

(3) 障害者部会 福祉部障害福祉課

(4) 保健部会 保健衛生部生活衛生課

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月22日から施行する。

(公募委員の特例)

- 2 平成22年度から平成23年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民であるもののうち4名以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号の公募区民を充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
(公募委員の特例)
- 2 平成24年度から平成25年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成24年度から平成25年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
(公募委員の特例)
- 2 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち3人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち1人については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てることができる。
- 4 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱(25文男子第606号)第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
(公募委員の特例)
- 2 平成28年度から平成29年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成28年度から平成29年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てることができる。
- 4 平成28年度から平成29年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子

育て会議要綱(25文男子第606号)第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
(公募委員の特例)
- 2 平成30年度から平成31年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成30年度から平成31年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てることことができる。
- 4 平成30年度から平成31年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱(25文男子第606号)第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
(公募委員の特例)
- 2 令和2年度から令和3年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱(17文介第1114号)第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 令和2年度から令和3年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てることことができる。
- 4 令和2年度から令和3年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱(25文男子第606号)第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

文京区地域福祉推進協議会 委員名簿

平成31年4月～令和3年3月

番号	役職	氏名	団体名等	備考
1	会長	高橋 紘士	一般財団法人高齢者住宅財団特別顧問	
2	副会長	青木紀久代	白百合心理・社会福祉研究所 所長	元年度第3回まで
3		遠藤 利彦	東京大学大学院教授	2年度第1回から
4		平岡 公一	お茶の水女子大学教授	
5		高山 直樹	東洋大学教授	
6		神馬 征峰	東京大学大学院教授	
7		団体推薦	中村 宏	小石川医師会
8	金 吉男		文京区医師会	元年度第1回まで
9	山道 博		文京区医師会	元年度第2回から
10	佐藤 文彦		小石川歯科医師会	
11	三羽 敏夫		文京区歯科医師会	
12	川又 靖則		文京区薬剤師会	
13	諸留 和夫		文京区町会連合会	
14	田口 弘之		文京区社会福祉協議会	元年度第3回まで
15	坂田 賢司		文京区社会福祉協議会	2年度第1回から
16	木谷富士子		文京区民生委員・児童委員協議会	元年度第3回まで
17	廣井 泉		文京区民生委員・児童委員協議会	2年度第1回から
18	永井 愛子		文京区高齢者クラブ連合会	2年度第1回まで
19	木村 始		文京区高齢者クラブ連合会	2年度第2回から
20	大橋 久		文京区青少年健全育成会	
21	千代 和子		文京区女性団体連絡会	2年度第1回まで
22	大内 悦子		文京区女性団体連絡会	2年度第2回から
23	川合 正		文京区私立幼稚園連合会	
24	荒川まさ子		文京区話し合い員連絡協議会	元年度第3回まで
25	高山 礼子		文京区話し合い員連絡協議会	2年度第1回から
26	飯塚美代子		文京区介護サービス事業者連絡協議会	
27	金海 仁美	文京区民生委員・児童委員協議会(主任児童委員)	元年度第3回まで	

番号	役職	氏名	団体名等	備考
28	団体推薦	佐治 信子	文京区民生委員・児童委員協議会(主任児童委員)	2年度第1回から
29		佐々木妙子	文京区私立保育園(慈愛会保育園)	
30		佐藤 澄子	文京区知的障害者(児)の明日を創る会	元年度第3回まで
31		山口 恵子	文京区知的障害者(児)の明日を創る会	2年度第1回から
32		山下美佐子	パセリの会	
33		高田俊太郎	文京地域生活支援センターあかり	
34		公募区民	黒澤摩里子	(子ども・子育て会議)
35	税所 篤快		(子ども・子育て会議)	元年度第3回まで
36	鳩山多加子		(子ども・子育て会議)	2年度第1回から
37	古城 侑子		(子ども・子育て会議)	2年度第1回から
38	町田 直樹		(地域包括ケア推進委員会)	元年度第3回まで
39	鈴木 好美		(地域包括ケア推進委員会)	元年度第3回まで
40	小倉 保志		(地域包括ケア推進委員会)	2年度第1回から
41	鈴木 悦子		(地域包括ケア推進委員会)	2年度第1回から
42	堀江 久美		(地域保健推進協議会)	元年度第1回まで
43	小山 榮		(地域保健推進協議会)	元年度第3回まで
44	西村 久子		(地域保健推進協議会)	元年度第2回から
45	小山 忍		(地域保健推進協議会)	2年度第1回から
46	武長 信亮			
47	櫻井美恵子			
48	河井 貴之			2年度第1回から

② 文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱 (文京区地域福祉推進協議会高齢者・介護保険部会)

制 定 平成17年11月14日17文介第1114号

最終改正 令和2年8月7日2020文福高第631号

(設置)

第1条 文京区(以下「区」という。)における高齢者等の介護、介護予防等に関し、地域の実情を反映させた包括的な地域ケアを効果的に推進するため、文京区地域包括ケア推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、介護保険法(平成9年法律第123号)で使用する用語の例による。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 地域包括支援センターの設置及び運営に関すること。
 - (2) 認知症の本人及びその家族等に対するきめ細やかな対応と継続的な支援を行うためのネットワーク構築に関すること。
 - (3) 前2号のほか、地域包括ケアの推進に関すること。
- 2 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べることができる。
- (1) 地域密着型介護サービス費の額
 - (2) 地域密着型介護予防サービス費の額
 - (3) 指定地域密着型サービス事業者の指定
 - (4) 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定
 - (5) 指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準
 - (6) 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに、指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準
 - (7) 指定介護予防支援事業者の指定
- 3 前2項に掲げる事項のほか、委員会は、文京区地域福祉推進協議会設置要綱(8文福福発第504号)第8条各項に規定する高齢者・介護保険事業計画の策定又は改定に関する事項について検討するものとする。
- 4 前3項のほか、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第5条に規定する医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画の策定に当たり、高齢者・介護保険事業計画との整合性確保のために意見を述べることができる。

(委員)

第4条 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員20人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 1人以内
- (2) 地域の医療に関係する団体(医師会、歯科医師会及び薬剤師会)の代表者 5人以内

- (3) 介護支援専門員並びに介護サービス事業者及び介護予防サービス事業者の代表者 3人以内
 - (4) 地域の高齢者に関する団体等(町会連合会、民生委員・児童委員協議会、話し合い員連絡協議会、高齢者クラブ連合会、権利擁護関係団体及び第2号被保険者の雇用主)の代表者 6人以内
 - (5) 公募区民(第1号被保険者、第2号被保険者及び介護保険サービス利用者) 5人以内
- 2 前項第5号に規定する委員は、別に定める文京区地域包括ケア推進委員会公募委員募集要領(18文介第1518号)により募集する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年の翌々年の3月31日までとし、委員が欠けたときにおける補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験者とし、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員会に副委員長1人を置き、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会議を主宰する。

(意見聴取)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明、意見等を聴くことができる。

(幹事)

第9条 委員会に幹事を置く。

- 2 幹事は、福祉部福祉政策課長、福祉部高齢福祉課長、福祉部地域包括ケア推進担当課長、福祉部介護保険課長及び保健衛生部健康推進課長の職にある者とする。

(専門部会)

第10条 委員会に、次の専門部会(以下「部会」という。)を置く。

- (1) 認知症施策検討専門部会
 - (2) 医療介護連携専門部会
- 2 部会は、第3条第1項及び第4項に規定する事項を分野別に検討し、その結果を委員会に報告する。
- 3 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
 - 4 部会長は、福祉部長が指名し、区長が委嘱する。
 - 5 部会員は、第4条第1項の委員、学識経験者、区民、区内関係団体等の推薦による者及び地域包括支援センターの職員のうちから、区長が委嘱する。
 - 6 前2項の規定にかかわらず、医療介護連携専門部会の部会長及び部会員は、文京区地域医療連携推進協議会設置要綱(21文保健第133号)の規定に基づく在宅医療検討部会の部会長及び部会員を兼ねるものとする。この場合において、医療介護連携専門部会の部会長及び部会員の任期については、文京区地域医療連携推進協議会設置要綱の規定によるものとする。
 - 7 部会は、部会長が招集する。

8 部会に関し必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第11条 委員会及び部会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 平成19年度から委員の任にある者については、第5条の規定にかかわらず任期を平成22年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 平成23年度から委員の任にある者については、第5条の規定にかかわらず、任期を平成24年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年2月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

文京区地域福祉推進協議会高齢者・介護保険部会(文京区地域包括ケア推進委員会) 部会員名簿

平成31年4月～令和3年3月

番号	役職	氏名	団体名等	備考
1	部会長	平岡 公一	お茶の水女子大学教授	
2	部会員	飯塚美代子	文京区介護サービス事業者連絡協議会	
3		中村 宏	小石川医師会	
4		石川みづえ	文京区医師会	
5		野村 茂樹	小石川歯科医師会	元年度第2回まで
6		星野 高之	小石川歯科医師会	元年度第3回から
7		藤田 良治	文京区歯科医師会	
8		川又 靖則	文京区薬剤師会	
9		阿部 智子	文京区介護サービス事業者連絡協議会	
10		林田 俊弘	文京区介護サービス事業者連絡協議会	
11		永井 愛子	文京区高齢者クラブ連合会	元年度第4回まで
12		木村 始	文京区高齢者クラブ連合会	2年度第2回から
13		荒川まさ子	文京区話し合い員連絡協議会	元年度第4回まで
14		高山 礼子	文京区話し合い員連絡協議会	2年度第1回から
15		諸留 和夫	文京区町会連合会	
16		吉野 文江	文京区民生委員・児童委員協議会	元年度第4回まで
17		神田 泰子	文京区民生委員・児童委員協議会	2年度第1回から
18		田口 弘之	文京区社会福祉協議会	元年度第4回まで
19		坂田 賢司	文京区社会福祉協議会	2年度第1回から
20		古関 伸一	東京商工会議所文京支部	
21		楠 正秀	公募区民	元年度第4回まで
22		鈴木 好美	公募区民	元年度第4回まで
23		浅井 順	公募区民	元年度第4回まで
24		小倉 保志	公募区民	
25		町田 直樹	公募区民	元年度第4回まで
26		鈴木 悦子	公募区民	2年度第1回から
27		川島 久徳	公募区民	2年度第1回から
28		川口 典男	公募区民	2年度第1回から
29		秋山 澄子	公募区民	2年度第1回から

③ 文京区地域福祉推進本部設置要綱

制 定 平成7年2月20日6文福福発第1188号

最終改正 令和2年3月30日2019文福福第1584号

(設置)

第1条 文京区地域福祉保健計画(以下「地域福祉保健計画」という。)その他福祉保健に関する基本的な計画に基づき、福祉、保健、医療、住宅、まちづくり等の広範囲にわたる施策を、総合的及び体系的に推進するため、文京区地域福祉推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉保健計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とし、推進本部を統括する。
- 3 副本部長は、副区長及び教育長とし、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、副区長、教育長の順とする。
- 4 本部員は、文京区庁議等の設置に関する規則(平成6年3月文京区規則第10号)第4条第1項(区長、副区長及び教育長を除く。)及び第2項に規定する者をもって構成する。

(会議)

第4条 推進本部は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者に出席を求め、意見を述べさせることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部の効率的運営を図るため、推進本部の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部に付議する事案について必要な事項を検討し、その結果を推進本部に報告する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 幹事長は、福祉部長の職にある者とし、幹事会を総括する。
- 5 副幹事長は、子ども家庭部長、保健衛生部長及び地域包括ケア推進担当部長の職にある者とし、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、子ども家庭部長、保健衛生部長、地域包括ケア推進担当部長の順とする。
- 6 幹事は、区職員のうちから幹事長が指名する者とする。
- 7 幹事会は、幹事長が招集する。
- 8 その他幹事会に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(専門部会及び分科会)

第6条 幹事長は、地域福祉保健計画の見直し又は改定に当たり、専門的事項について検討を行うため、幹事会の下に専門部会及び分科会を置くことができる。

- 2 専門部会及び分科会に関し必要な事項は、幹事長が定める。

(庶務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

文京区地域福祉推進本部 本部員名簿

令和3年3月現在

	役職	氏名	職名
1	本部長	成澤 廣修	区 長
2	副本部長	佐藤 正子	副区長
3	//	加藤 裕一	教育長
4	本部員	松井 良泰	企画政策部長
5	//	吉岡 利行	総務部長(危機管理室長兼務)
6	//	竹田 弘一	区民部長
7	//	小野 光幸	アカデミー推進部長
8	//	木幡 光伸	福祉部長(地域包括ケア推進担当部長兼務)
9	//	大川 秀樹	子ども家庭部長
10	//	佐藤壽志子	保健衛生部長
11	//	高橋 征博	都市計画部長
12	//	吉田 雄大	土木部長
13	//	八木 茂	資源環境部長
14	//	鵜沼 秀之	施設管理部長
15	//	田中 芳夫	会計管理者
16	//	山崎 克己	教育推進部長
17	//	野田 康夫	監査事務局長
18	//	竹越 淳	区議会事務局長
19	//	新名 幸男	企画政策部参事企画課長事務取扱
20	//	武藤 充輝	企画政策部財政課長
21	//	熱田 直道	企画政策部広報課長
22	//	久保 孝之	総務部総務課長
23	//	多田栄一郎	総務部職員課長

文京区地域福祉推進本部幹事会 幹事名簿

令和3年3月現在

	役職	氏名	職名
1	幹事長	木幡 光伸	福祉部長(地域包括ケア推進担当部長兼務)
2	副幹事長	大川 秀樹	子ども家庭部長
3	//	佐藤壽志子	保健衛生部長
4	幹事	新名 幸男	企画政策部参事企画課長事務取扱
5	//	大野 公治	総務部ダイバーシティ推進担当課長
6	//	鈴木 大助	総務部防災課長
7	//	矢島 孝幸	福祉部福祉政策課長
8	//	浅川 道秀	福祉部高齢福祉課長
9	//	進 憲司	福祉部地域包括ケア推進担当課長
10	//	畑中 貴史	福祉部障害福祉課長
11	//	大戸 靖彦	福祉部生活福祉課長
12	//	中澤 功志	福祉部介護保険課長
13	//	大武 保昭	福祉部国保年金課長(福祉部高齢者医療担当課長兼務)
14	//	鈴木 裕佳	子ども家庭部子育て支援課長
15	//	横山 尚人	子ども家庭部幼児保育課長
16	//	中川 景司	子ども家庭部子ども施設担当課長
17	//	瀬尾かおり	子ども家庭部子ども家庭支援センター所長
18	//	木口 正和	子ども家庭部児童相談所準備担当課長
19	//	榎戸 研	保健衛生部生活衛生課長
20	//	渡部 雅弘	保健衛生部健康推進課長
21	//	笠松 恒司	保健衛生部参事予防対策課長事務取扱
22	//	阿部 英幸	保健衛生部保健サービスセンター所長
23	//	木村 健	教育推進部学務課長
24	//	松原 修	教育推進部教育指導課長
25	//	石川 浩司	教育推進部児童青少年課長
26	//	真下 聡	教育推進部教育センター所長

2) 検討経過

① 地域福祉推進協議会

	開催日	主な議題
1	令和元年5月31日(金)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	令和元年8月28日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	令和2年1月30日(木)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について
4	令和2年5月(書面会議)	・新たな地域福祉保健計画の策定について
5	令和2年7月31日(金)	・新たな地域福祉保健の推進計画の主要項目(案)について
6	令和2年8月21日(金)	・新たな地域福祉保健計画の検討状況について
7	令和2年11月4日(水)	・新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて
8	令和3年2月5日(金)	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・新たな地域福祉保健計画(案)について

② 高齢者・介護保険部会(地域包括ケア推進委員会)

	開催日	主な議題
1	令和元年5月23日(木)	・高齢者等実態調査の概要について
2	令和元年7月5日(金)	・高齢者等実態調査に係る調査項目(案)について
3	令和元年9月17日(火)	・高齢者等実態調査に係る調査項目について
4	令和元年12月17日(火)	・高齢者等実態調査の集計状況について
5	令和2年6月(書面会議)	・高齢者等実態調査報告書について ・新たな高齢者・介護保険事業計画の策定について
6	令和2年7月29日(水)	・高齢者・介護保険事業計画の主要項目、方向性及び体系等(案)について
7	令和2年9月1日(火)	・高齢者・介護保険事業計画中間のまとめ(たたき台)について
8	令和2年10月21日(水)	・高齢者・介護保険事業計画中間のまとめ(案)について
9	令和3年1月(書面会議)	・高齢者・介護保険事業計画最終案について

③ 地域福祉推進本部

	開催日	主な議題
1	令和元年5月22日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	令和元年8月7日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	令和2年1月29日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について
4	令和2年5月13日(水)	・新たな地域福祉保健計画の策定について
5	令和2年7月22日(水)	・新たな地域福祉保健の推進計画の主要項目(案)について
6	令和2年8月19日(水)	・新たな地域福祉保健計画の検討状況について
7	令和2年10月28日(水)	・新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて
8	令和3年1月26日(火)	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・新たな地域福祉保健計画(案)について

④ 地域福祉推進本部幹事会

	開催日	主な議題
1	令和元年5月14日(火)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	令和元年7月26日(金)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	令和2年1月24日(金)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について
4	令和2年5月(書面会議)	・新たな地域福祉保健計画の策定について
5	令和2年7月10日(金)	・新たな地域福祉保健の推進計画の主要項目(案)について
6	令和2年8月7日(金)	・新たな地域福祉保健計画の検討状況について
7	令和2年10月15日(木)	・新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて
8	令和3年1月(書面会議)	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・新たな地域福祉保健計画(案)について

3) 計画策定に関する区民意見の収集状況

本計画の策定に当たっては、「中間のまとめ」について、パブリックコメント(意見募集)と区民説明会を実施しました。

① 周知方法

区報特集号の発行(令和2年12月4日号)、区ホームページの掲載、区内関係窓口での供覧等の方法により周知しました。

② パブリックコメント

意見の募集期間 令和2年12月4日(金)～令和3年1月4日(月)
意見の提出者数 3人

③ 区民説明会

開催日及び場所 令和2年12月12日(土) 文京シビックセンター
12月16日(水) 文京シビックセンター
参加者数 0人

1) 感染症や災害への対応力強化

□ 日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進

介護サービス事業者に、感染症対策の強化のための取組、業務継続に向けた計画等の策定、訓練の実施等の取組が義務付けられます。

また、通所介護等の報酬について、感染症や災害の影響で利用者数が減少した場合に状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、特例措置が設けられます。

2) 地域包括ケアシステムの推進

□ 住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進

認知症対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職員が認知症介護基礎研修を受講するための措置が義務付けられます。

また、施設等の看取りに係る加算について、新たな評価区分の設定や訪問介護に係る2時間ルールの弾力化等の看取りへの対応の充実が図られます。

3) 自立支援・重度化防止の取組の推進

□ リハビリテーション・機能訓練等の取組の連携・強化

週6回を限度とする訪問リハビリテーションについて、退院・退所日から3か月以内は週12回まで算定可能となります。

また、通所介護、通所リハビリテーションにおいて利用者の自宅での入浴の自立を図る観点から、個別の入浴計画に基づく入浴介助が新たな評価区分として設定されます。

4) 介護人材の確保・介護現場の革新

□ 介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進

サービス提供体制加算において、より介護福祉士割合や勤続年数の長い介護福祉士の割合が高い事業者を評価する新たな区分が設けられます。

また、育児・介護休業取得の際の代替職員の確保や、短時間勤務等を行う場合の「常勤」としての取扱いが可能となります。

さらに、業務効率化・業務負担軽減の推進のため、テクノロジーの活用推進や人員配置基準が緩和されます。

5) 介護保険制度の安定性・持続可能性の確保等

□ 必要なサービスを確保しつつ、適正化を図る

要介護更新認定・要支援更新認定における有効期間の上限が48か月となります。

また、令和3年8月から、負担能力に応じた負担を図る観点から、高額介護サービス費、特定施設入所者介護サービス費について見直されます。

3

日常生活圏域一覽

富坂地区

町	丁目	番
後楽	1~2丁目	全域
春日	1丁目	全域
	2丁目	1~7、9~26
小石川	1~4丁目	全域
	5丁目	1~4、8~17、20~41
白山	1丁目	1、2、5~8、11~14、16~22、30~37
	2~5丁目	全域
千石	1~4丁目	全域
水道	1丁目	1、2、11、12
小日向	4丁目	1~2
大塚	3丁目	31~44
	4丁目	1、2(6~14)、3(5~11)、4(1~3)
西片	1丁目	19
本駒込	2丁目	9(7~17)、10~11、29
	6丁目	1~12

大塚地区

町	丁目	番
春日	2丁目	8
小石川	5丁目	5~7、18~19
水道	1丁目	3~10
	2丁目	全域
小日向	1~3丁目	全域
	4丁目	3~9
大塚	1~2丁目	全域
	3丁目	1~30
	4丁目	2(1~5、15)、3(1~4、12)、4(4~12)、5~53
	5~6丁目	全域
関口	1~3丁目	全域
目白台	1~3丁目	全域
音羽	1~2丁目	全域

本富士地区

町	丁目	番
白山	1丁目	3、4、9、10、15
本郷	1~7丁目	全域
湯島	1~4丁目	全域
西片	1丁目	1~18、20
	2丁目	全域
向丘	1丁目	1~6、16~20
	2丁目	1~10、11(1~5)、13(8~21)
弥生	1~2丁目	全域
根津	1~2丁目	全域

駒込地区

町	丁目	番
白山	1丁目	23~29
向丘	1丁目	7~15
	2丁目	11(6~14)、12、13(1~7)、14~39
千駄木	1~5丁目	全域
本駒込	1丁目	全域
	2丁目	1~8、9(1~6、18~33)、12~28
	3~5丁目	全域
	6丁目	13~25

4

高齢者・介護保険関係施設等一覧

★ 高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)

番号	名 称	所在地	電話番号
1	高齢者あんしん相談センター 富坂	白山5-16-3	03-3942-8128
2	高齢者あんしん相談センター 富坂分室	小石川2-18-18	03-5805-5032
3	高齢者あんしん相談センター 大塚	大塚4-50-1	03-3941-9678
4	高齢者あんしん相談センター 大塚分室	音羽1-15-12	03-6304-1093
5	高齢者あんしん相談センター 本富士*	湯島4-9-8	03-3811-8088
6	高齢者あんしん相談センター 本富士分室	西片2-19-15	03-3813-7888
7	高齢者あんしん相談センター 駒込	千駄木5-19-2	03-3827-5422
8	高齢者あんしん相談センター 駒込分室	本駒込2-28-10	03-6912-1461

* 高齢者あんしん相談センター本富士は、令和3年度中に移転予定です。

■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護【地域密着型サービス】

番号	名 称	所在地	電話番号
9	グッドライフケア24	西片2-19-15	03-5844-6093

■ 夜間対応型訪問介護【地域密着型サービス】

番号	名 称	所在地	電話番号
10	SOMPOケア白山夜間訪問介護	白山5-17-19 鳥居本ビル201号	03-5395-7667

▲ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

番号	名 称	所在地	電話番号
11	特別養護老人ホーム 洛和ヴィラ文京春日	春日1-9-21	03-5804-6511
12	小石川ヒルサイドテラス	春日2-4-8	03-5804-0088
13	特別養護老人ホーム 文京白山の郷	白山5-16-3	03-3942-1887
14	特別養護老人ホーム 文京くすのきの郷	大塚4-18-1	03-3947-2801
15	特別養護老人ホーム ゆしまの郷	湯島3-29-10	03-3836-2566
16	特別養護老人ホーム 文京千駄木の郷	千駄木5-19-2	03-3827-5420

▲ 介護老人保健施設(老人保健施設)

番号	名 称	所在地	電話番号
17	介護老人保健施設ひかわした	千石2-1-6	03-5319-0780
18	介護老人保健施設 音羽えびすの郷	音羽1-22-14	03-3941-0165
19	龍岡介護老人保健施設	湯島4-9-8	03-3811-0088

凡例・各施設の所在地については、施設マップ(P.216～217参照)に表示されています。

▲ 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)

番号	名 称	所在地	電話番号
20	アズハイム文京白山	白山4-36-13	03-3943-6105
21	グランヴィ小日向	小日向1-23-27	03-5810-1900
22	アリア文京大塚	大塚4-46-5	0120-17-1165
23	介護付き有料老人ホーム 杜の癒しハウス文京関口	関口1-14-12	03-5227-8835
24	ネクサスコート本郷	本郷3-4-1	03-5842-5708
25	アリア文京本郷	湯島2-21-15	0120-17-1165
26	エイジフリー・ライフ文京湯島	湯島3-21-7	03-5846-1561
27	クラーチ・エレガント本郷	向丘2-2-6	0120-243-658
28	トラストガーデン本郷	向丘2-2-6	03-5805-7420
29	ホスピタルメント文京弥生	弥生2-4-4	03-5615-9235
30	介護付有料老人ホーム クラシックガーデン文京根津	根津2-14-18	03-5815-4665
31	ホスピタルメント文京千駄木	千駄木3-14-10	03-5834-2613

■ 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)【地域密着型サービス】

番号	名 称	所在地	電話番号
32	グループホーム いくつか星	小石川5-11-8	03-3868-3533
33	グループホーム白山みやびの郷	白山2-29-9	03-3818-2212
34	泉湧く憩いの家	千石2-31-9	03-3942-0561
35	グループホーム文京あやめ	小日向1-23-20	03-5940-0751
36	優っくりグループホーム文京小日向	小日向1-23-26	03-5810-1758
37	グッドライフケアホーム向丘	西片2-19-15	03-3868-2052
38	のんびり家	向丘1-16-26	03-3817-0876
39	お寺のよこ	向丘2-38-5	03-3822-0028
40	文京ひかりの里	本駒込5-66-5	03-5832-6332

■ 認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)【地域密着型サービス】

番号	名 称	所在地	電話番号
41	小石川デイサービスセンター	春日2-4-8	03-5804-0088
42	文京白山高齢者在宅サービスセンター	白山5-16-3	03-3942-8225
43	泉湧く憩いの家	千石2-31-9	03-3942-0561
44	文京くすのき高齢者在宅サービスセンター	大塚4-18-1	03-3947-2801
45	文京本郷高齢者在宅サービスセンター	本郷4-21-2	03-3816-2317
46	デイサービスセンター ゆしまの郷	湯島3-29-10	03-3836-3526
47	文京千駄木高齢者在宅サービスセンター	千駄木5-19-2	03-3827-5421

■ 小規模多機能型居宅介護【地域密着型サービス】

番号	名 称	所在地	電話番号
48	小規模多機能型居宅介護 いきいき礫川	小石川2-16-1	03-5840-9803
49	優っくり小規模多機能介護文京小日向	小日向1-23-26	03-5810-1757
50	SOMPOケアいきいき小日向小規模多機能	小日向2-8-15	03-6902-5321
51	グッドライフケア向丘	西片2-19-15	03-3830-0451
52	ユアハウス弥生	弥生2-16-3	03-5840-8652

■ 看護小規模多機能型居宅介護【地域密着型サービス】

番号	名 称	所在地	電話番号
53	千石にじの家	千石4-1-2	03-6304-1822

■ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム)【地域密着型サービス】

番号	名 称	所在地	電話番号
54	地域密着型特別養護老人ホーム洛和ヴィラ文京春日	春日1-9-21	03-5804-6511
55	特別養護老人ホーム文京小日向の家	小日向1-23-26	03-5810-1756
56	地域密着型特別養護老人ホーム文京大塚みどりの郷	大塚4-50-1	03-3941-6669

■ 地域密着型通所介護(デイサービス)【地域密着型サービス】

番号	名 称	所在地	電話番号
57	あしつよ・文京	春日2-13-1 芳文堂ビル7階	03-6801-6402
58	文京区介護予防拠点 いきいき礪川	小石川2-16-1	03-5840-9828
59	GENK INE X T 茗荷谷	小石川5-21-5 中村ビル1階	03-3868-0936
60	リハビリ・デイサービス 虎SUN	白山5-18-11 草柳ビル1階	03-6912-1840
61	デイサービスセンターファンライフ文京	千石3-13-11-102	03-6912-0355
62	信和リハビリデイサービス 千石	千石4-16-2 小林ビル101	03-6902-9880
63	レコードブック千石	千石4-38-10 馬場ビル1階	03-6902-5977
64	ゆらら デイサービス	水道2-10-17 渡邊ビル1階	03-6912-0069
65	MEDICAL PRO SPORTS 介護デイサービス 教育の森	大塚3-20-7 清水ビル1階	03-6902-9568
66	MEDICAL PRO SPORTS 介護デイサービス	大塚4-12-10 橋本ビル1階	03-6902-9270
67	リハビリ道場	大塚6-27-6 グリーンハウス	03-3943-3408
68	デイサービスだるま	千駄木3-42-16 ぱぱす谷中店2階	03-3823-7705
69	デイサービスWith千駄木	千駄木4-16-2 ヴィルヌーヴ千駄木1階	03-5834-7470
70	リハビリ・デイサービス 虎SUN動坂店	本駒込4-42-11 サクラ文京ビル1階	03-5842-1356
71	ステップぱーとなー千石	本駒込4-43-1	03-5809-0630
72	いきいきらいふSPA駒込	本駒込5-72-1	03-3943-8778

● 通所リハビリテーション(デイケア)

番号	名 称	所在地	電話番号
73	須田整形外科クリニック	後楽2-23-15	03-3811-0881
74	介護老人保健施設 ひかわした	千石2-1-6	03-5319-0780
75	杉山クリニック デイケア	千石2-13-13	03-3944-5941
76	介護老人保健施設 音羽えびすの郷	音羽1-22-14	03-3941-0165
77	龍岡介護老人保健施設	湯島4-9-8	03-3811-0088

● 通所介護(デイサービス)

番号	名 称	所在地	電話番号
78	ジム・デイサービス夢楽白山	白山1-33-18 白山NTビル1階	03-6240-0945
79	文京白山高齢者在宅サービスセンター	白山5-16-3	03-3942-8225
80	Let'sリハ! 白山駅前	白山5-36-9 白山麻の実ビル6階	03-3830-0385
81	デイサービスセンターなごやか千石	千石4-18-1 千石ハイツ1階	03-5940-6816
82	ゆららデイサービス江戸川橋	水道2-7-5-101	03-6801-8235
83	小日向ハウス	小日向1-5-13	03-3941-2226
84	SOMPOケア いきいき小日向 デイサービス	小日向2-8-15	03-6902-5361
85	文京くすのき高齢者在宅サービスセンター	大塚4-18-1	03-3947-2801
86	文京大塚高齢者在宅サービスセンター	大塚4-50-1	03-3941-6760
87	神楽坂介護リハビリセンター	関口1-2-3 正美堂ビル1階	03-5227-1070
88	ベストリハ早稲田	関口1-35-17 山水ビル1階	03-5155-2830
89	文京本郷高齢者在宅サービスセンター	本郷4-21-2	03-3816-2317
90	文京湯島高齢者在宅サービスセンター	湯島2-28-14	03-3814-1898
91	文京向丘高齢者在宅サービスセンター	向丘2-22-9	03-5814-1531
92	文京千駄木高齢者在宅サービスセンター	千駄木5-19-2	03-3827-5421
93	文京昭和高齢者在宅サービスセンター	本駒込2-28-31	03-5395-2376
94	デイサービスヨウコー駒込	本駒込5-32-8	03-5834-1620

☆ 老人福祉センター

番号	名 称	所在地	電話番号
95	文京福祉センター江戸川橋	小日向2-16-15	03-5940-2901
96	文京福祉センター湯島	本郷3-10-18	03-3814-9245

△ シルバーピア

番号	名 称	所在地	電話番号
97	シルバーピアはくさん	白山2-17-3	—
98	シルバーピアはくさん台	白山4-31-4	—
99	シルバーピア千石二丁目	千石2-26-3	—
100	シルバーピア千石	千石3-36-11	—
101	シルバーピアおおつか	大塚4-18-1	—
102	シルバーピア坂下通り	大塚5-14-2	—
103	シルバーピア湯島	湯島3-2-3	—
104	シルバーピア向丘	向丘2-22-9	—
105	シルバーピア根津	根津1-15-12	—

☆ シルバーセンター

番号	名 称	所在地	電話番号
106	シルバーセンター	春日1-16-21文京シビックセンター4階	03-5803-1113

☆ その他

番号	名 称	所在地	電話番号
107	シルバー人材センター	春日1-16-21文京シビックセンター4階	03-3814-9248

文京区高齢者・介護保険関係 施設マップ



凡 例

- ★ : 高齢者あんしん相談センター
(地域包括支援センター)
- ▲ : 施設サービス
- : 地域密着型サービス
- : 居宅サービス
- △ : 高齢者向け住宅
- ☆ : その他

※各施設については、高齢者・介護保険関係施設等一覧(P.212~215参照)に表記されています。



ふみ みやこ
「文の京」ハートフルプラン
文京区地域福祉保健計画
高齢者・介護保険事業計画

(令和3年度～令和5年度)

令和3年(2021年)3月発行

発行/文京区

編集/福祉部介護保険課

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号

03-5803-1389(直通)

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/>

印刷物番号 E0120037

頒布価格 1,080円

再生紙を使用しています。